

安全安心くらしマニユアル

(最上地域版)

平成19年3月

山形県最上総合支庁・もがみあいあいネットワーク

発刊にあたって

昨今、子どもや高齢者が被害者となる凶悪な事件や交通事故が増加しているほか、声かけ事案、振り込め詐欺、架空請求・不当請求による被害や苦情相談の増加など、生活不安は大きくなっており、暮らしの基盤である安全・安心の確保は、以前にも増して強く求められて来ております。

最上地域においては、平成17年8月に、安全安心まちづくりを目指して、最上地域内49の団体・機関が参加した「もがみあいあいネットワーク」(愛称：“あいネット”、事務局：新庄警察署生活安全課)が発足し、地域安全情報の提供・共有や広報啓発、安全安心パトロール等について連携を図りながら、各機関・団体が活動しております。

このような中で、最上総合支庁では、本年度、安全安心コミュニティづくり支援事業として、安全安心に関する地域活動の一助とするための“防犯・交通安全・消費生活などに関する統合マニュアル”作りに取り組んでまいりました。

このたび、編集・発刊の運びとなりました「安全安心暮らしマニュアル(最上地域版)」は、“あいネット”の参加機関・団体から選ばれた編集委員と当庁企画振興課が中心となって編集・作成したもので、最上地域の安全安心活動に役立つものと期待しております。

今後、より実践的なマニュアルにして行きたいと考えておりますので、関係各位や住民の皆様からご意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

山形県最上総合支庁長 伊藤 俊夫

目次

防 犯

1 防犯についての心構え	1
(1) ひとりひとりの強い意思と地域の絆で安全を守る	1
(2) 地域の団結力が、犯罪者に対抗する最大の武器になる	1
2 刑法犯の発生状況	1
3 ドロボウの被害を防ぐには	2
(1) 空き巣	2
(2) 車上ねらい	3
(3) 自動車盗	3
(4) 自転車盗	3
4 子どもを犯罪から守るために	4
(1) 「声かけ事案」に注意！	4
(2) 子どもを犯罪から守る「見守り活動」について	4
(3) 子ども110番	5
(4) いじめ	5
5 少年非行や事故を防ぐために	6
(1) 少年非行防止の課題	6
(2) 少年非行の状況	6
(3) 家庭のあり方	7
(4) 大人の無関心が子どもを非行に	8
(5) 非行のきざし	8
(6) 愛のひと声運動	9
(7) 少年を暴力団から守ろう	9
(8) 性非行	9
(9) 飲酒・喫煙	11
(10) 万引き・自転車盗	11
(11) 校内暴力	12
(12) 自殺を防ぐ	13
(13) 良い環境作り	13
6 高齢者・主婦の防犯対策	14
(1) 振り込め詐欺について	14
(2) 悪質商法について	15
7 サイバー犯罪	16
(1) ファイル交換ソフトウェアに係る情報流出対策について	16
(2) CD-ROM等を用いた不正プログラムの配布に注意	16
(3) フィッシングにご注意！	17
(4) パスワード管理の徹底について	17
(5) 誹謗（ひぼう）中傷、嫌がらせなどに関する相談	17
8 振り込め詐欺に注意！	17
(1) オレオレ詐欺	18
(2) 不当請求（ワンクリック詐欺）	19
(3) 架空請求詐欺	20
(4) 融資保証金詐欺	21
(5) 還付金詐欺	22
9 安全安心のまちづくりの地域活動	23
(1) 美しい・よき環境作りの活動	23

(2) 相互訪問・助け合い活動	23
(3) 安全な環境作り活動	23

交 通 安 全

1 安全な交通社会を目指して	24
2 最上地区の交通事故発生状況および特徴	24
3 交通安全マナーアップ	25
(1) ドライバーのマナー	25
(2) 歩行者のマナー	25
(3) 自転車のマナー	25
4 飲酒運転の根絶に向けて	25
(1) 飲酒運転に対する法規制について	26
(2) 近年の飲酒運転事故 刑事裁判の判決例	26
(3) 近年の飲酒運転事故 損害賠償の判決例	27
(4) 飲酒運転事故における自動車保険の補償範囲について	28
(5) 新しい視点での予防対策を	28
5 事故が起きてしまったときの対処法	29
(1) 万一事故が起きた場合	29
(2) 事故現場に居合わせた人も協力を	30
6 ドライバー向け豆知識	30
(1) 免許証をなくしたしとき	30
(2) 運転免許証の更新手続きを忘れた時の手続き	30
(3) 運転免許証の記載事項変更手続き	32
(4) 高齢者の運転免許証の更新手続き	32
(5) 国外(際)運転免許証取得の手続き	33
(6) 外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え手続き	33
(7) 警告灯がついたら	34
(8) 冬道の交通安全 必須テクニック	35
(9) 踏み切りでのトラブル	37
(10) 走行中に地震が発生したら	37
(11) これが運転疲れの兆候	37
(12) 薬には気をつけよう	38
(13) 居眠り運転の防止心得	38
7 自賠償保険と任意保険について	38
(1) 自賠償保険	38
(2) 自動車保険(任意保険)	39
(3) 賠償請求	39
(4) 請求時効	39
(5) 交通事故証明書等の発行	39
(6) 交通災害共済	40
(7) 自転車の保険(TSマーク)	41
8 被害者のための貸付・給付の制度	42
9 交通安全教室等紹介	43
10 交通事故相談所一覧	44
11 交通安全関係団体連絡先一覧	45

生活のトラブルや悩み

1 訪問販売等によるトラブル	48
(1)クーリング・オフ制度について.....	48
(2)ヤミ金融とは.....	50
(3)ヤミ金融の被害に遭わないために.....	50
2 ネット関係トラブル	51
(1)料金請求メール、迷惑メールに関する相談.....	51
(2)インターネット・オークションに絡むトラブル.....	54
(3)コンピュータ・ウィルス等セキュリティに関する相談.....	55
3 ご近所のトラブル	55
(1)飼い犬や飼い猫の引き取りについては.....	55
(2)野犬で困っているときは.....	55
(3)不法投棄を見つけたら.....	56
(4)人権についての相談は.....	56
(5)児童虐待の疑いがあるときは.....	56
(6)雪のトラブル.....	56
(7)騒音のトラブル.....	56
4 家庭内の悩みごと・労働のトラブル	57
(1)児童についての相談は.....	57
(2)婦人相談や夫の暴力(DV)相談などは.....	57
(3)不当労働行為の救済を受けるには.....	57
(4)労働問題についての相談は.....	57
(5)労働争議のあっせんとは.....	57
(6)個別労働関係係争のあっせんとは.....	58
(7)ガードレール、道路標識等を壊したときは.....	58
(8)建設工事を巡るトラブルが生じたときは.....	58
5 生活の豆知識	58
(1)仕事・住居・不動産.....	58
雇用についての相談は.....	58
Uターン就職についての情報・相談は.....	58
就職・アルバイトについての相談は.....	59
職業に必要な能力を身につけるには.....	59
高卒未就職者の相談窓口は.....	59
大学等卒業予定者の就職や雇用についての相談は.....	59
高齢者の採用や就職についての相談は.....	60
若年者等のための就職支援は.....	60
福祉の仕事を探すときは.....	60
パートタイマーとして働きたいときは.....	60
雇用保険制度に加入するには.....	60
供託についての相談は.....	60
雇用促進住宅に入居するには.....	61
土地の適正な価格を知るには.....	61
登記(不動産・会社・法人)についての相談は.....	61
(2)乳幼児.....	61
不妊治療費の助成を受けるには.....	61
出産・育児についての相談と正しい知識を得るには.....	61
妊婦・乳児が保健師の訪問を受けるには.....	62
未熟児の養育医療費の給付を受けるには.....	62

乳幼児医療の給付を受けるには	62
先天性代謝異常などの検査を受けるには	62
小児慢性特定疾患の医療費の給付を受けるには	62
児童手当を受けるには	62
児童扶養手当を受けるには	62
特別児童扶養手当を受けるには	63
母子家庭等医療の給付を受けるには	63
身体に障害のある児童の医療費の給付を受けるには	63
(3) 育児・介護	63
仕事と育児・介護の両立支援などの情報を得るには	63
地域子育て支援センターを利用するには	63
子どもを一時的に施設に預けるには	63
仕事と家庭の両立を図るための支援については	64
育児休業・介護休業等を取りたいときは	64
保育所による子育て支援については	64
幼稚園による子育て支援については	64
育児・介護休業中の生活資金の貸付を受けるには	65
(4) 女性・青少年	65
ヤングテレホンコーナー（少年相談）とは	65
青少年についての相談は	65
青少年健全育成条例とは	65
働く若者の悩み相談は	65
女性専用相談電話とは	66
就職・就労に関する女性差別を受けたときは	66
職場の男女均等取り扱いや仕事と家庭の両立についての相談は	66
(5) 高齢者・介護	66
老人性認知症疾患についての相談は	66
在宅介護についての相談は	66
老人ホームに入るには	66
介護保険対象サービスとは	67
(6) その他	69
行政一般についての相談は	69
銃砲刀剣類の登録については	69
道路敷地を占有するには	69
道路敷地を使用するには	69
河川を使用するには	70
教育・養育についての相談は	70
障害のある子どもの就学については	70
山形県高等学校奨学金とは	70
高校における転編入学については	70
交通災害などの遺児が見舞金等を受けるには	71
外国人登録については	71
外国人のための生活相談は	71
国籍（帰化・国籍取得）についての相談は	71
困りごと・悩みごと 相談先一覧表	72
最上地区内の主な行政機関（電話番号）	78
知って便利な公共情報源	78
【更新履歴】	80

防 犯

防 犯

1 防犯についての心構え

（１）ひとりひとりの強い意思と地域の絆で安全を守る

犯罪者の多くは、入念に準備をして悪質巧妙な手段で被害者を狙ってきます。

防犯における基本の心構えは、自分の安全は自分で守るという強い意思と姿勢ですが、ひとりでは対抗しきれない場面も出てくることでしょう。そういう場合は、ズバリ地域の団結力が安全を守る最大の武器となります。

近隣住民がお互いに連携して、「犯罪は許さない」という姿勢を示すことにより、個人だけでは発揮できない防犯効果を生み出すのです。自分の身を守るために、地域の防犯活動に積極的に参加しましょう。

（２）地域の団結力が、犯罪者に対抗する最大の武器になる

犯罪者は人間関係が希薄な街を狙います。

「近所つき合いが活発な街だろうか？」「他人に関心があるだろうか？」等、ほとんどの犯罪者は、犯行前にこんなことを考えます。街の雰囲気も計算に入れて、犯行を試みるかどうかを決めているのです。しかし、住民同士に強い連帯感があれば、見知らぬ人には声をかけるようになります。「何かご用ですか？」このたったひとりで、犯罪者を撃退することができます。

犯罪者に「ここで犯行は無理だ」と思わせるために地域住民の強い絆を築きましょう。

2 刑法犯の発生状況

最上地域の犯罪発生状況

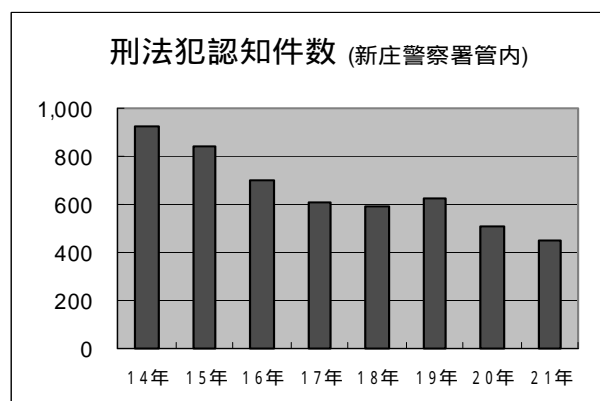
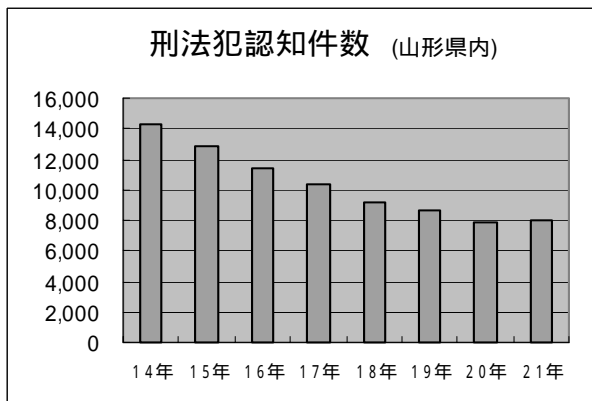
刑法犯認知件数 (各年1月1日～12月31日)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
山形県内	14,331	12,852	11,423	10,352	9,214	8,708	7,924	8,003
新庄警察署管内	929	840	698	605	591	623	512	451

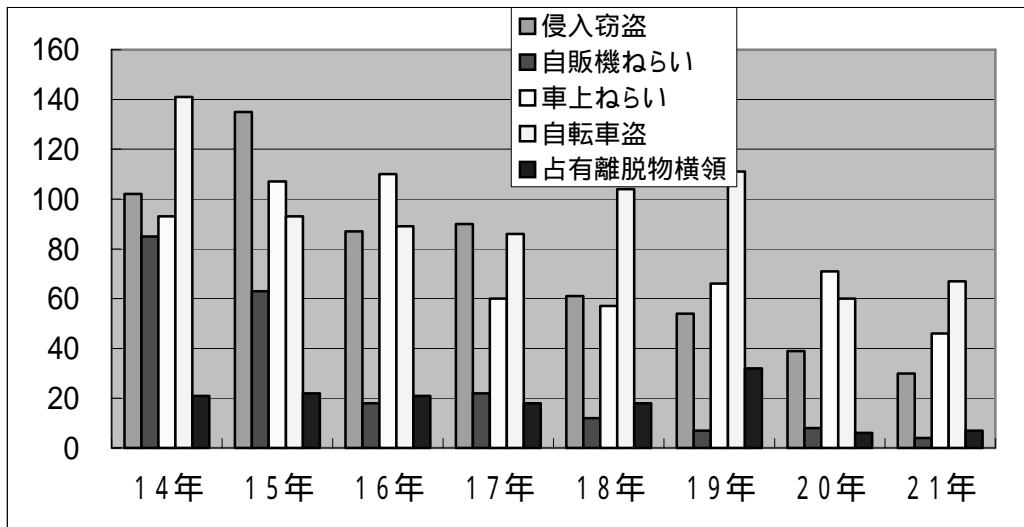
手口別認知件数 (各年1月1日～12月31日)

(新庄警察署管内)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
侵入窃盗	102	135	87	90	61	54	39	30
自販機ねらい	85	63	18	22	12	7	8	4
車上ねらい	93	107	110	60	57	66	71	46
自転車盗	141	93	89	86	104	111	60	67
占有離脱物横領	21	22	21	18	18	32	6	7
合計	442	420	325	276	252	272	184	154



手口別認知件数



資料：新庄警察署

3 ドロボウ被害を防ぐには

(1) 空き巣

玄関（ドア）

まずは、家の出入り口の錠を防犯性能の高いものにしましょう。

ア、主錠は、カギ違いの多い、カンヌキの長い箱錠を取り付ける。

（円筒錠や棒カギの錠前は玄関の錠前としては適当でない。）

イ、補助錠として、面付本締錠を取り付ける。

ウ、ガードプレートを取り付ける。

エ、防犯メガネやドアチェーンを取り付ける。

オ、飾り窓は、破られても手の入らないように面格子などで防護する。

カ、防犯センサーアラームを取り付ける。

玄関（引き違い戸）

ア、片方の戸は常時固定しておき、出入り口には一方だけを使うようにする。

イ、開閉する戸には、戸と柱を締め付ける働きをする内外締り釜錠を取り付ける。

ウ、引き違い戸の重なる部分に、両面ネジ締り錠を取り付ける。

エ、防犯センサーアラームを取り付ける。

勝手口

ア、戸締りの錠を取り付ける。

イ、出かけるときは、最後の出入り口として使う場合には、

（ア）ドアの場合は、玄関（ドア）のア、イ、ウの設備をする。

（イ）片引き戸の場合は、内外締り錠を取り付けるほか、補助錠としてファスナーロックなどで補強する。

ウ、防犯センサーアラームを取り付ける。



窓

- ア、木製ガラス戸には、ねじ込み錠のほか、補助錠を工夫して補強する。
- イ、二重の締りのないサッシ戸には、クレセント錠だけでなく、補助錠としてファスナーロックなどで補強する。
- ウ、戸を外されないように、雨戸外れ止め金具を取り付ける。
- エ、風呂場、洗面所、便所の窓には、面格子で補強する。

縁側

- ア、雨戸を外されないように、雨戸外れ止め金具や雨戸締りで補強する。
- イ、木製ガラス戸には、ねじ込み錠のほか、補助錠を工夫して補強する。
- ウ、二重の締りのないサッシ戸には、クレセント錠だけでなく、補助錠としてファスナーロックなどで補強する。
- エ、防犯センサーアラームを取り付ける。

家の周辺

- ア、夜は、玄関灯、門灯などで外部を明るくしておく。
 - イ、足場に利用されやすい物は片付けておく。
 - ウ、凶器として利用されやすい物は放置しておかない。
- なお、建物部品には、防犯性能の高い共通標章「CPマーク」の付いた建物部品を使うことが望ましいです。



(2) 車上ねらい

車上狙いの被害に遭っている場所は、パチンコ店駐車場が最も多く、自宅の車庫内で被害に遭っているケースもあります。車から離れるときは、必ずドアロックをするとともに、車内に現金や貴重品を放置せず、車上ねらいの被害を未然に防止しましょう。

(3) 自動車盗

自動車盗は、強盗等の二次犯罪に利用されることになりかねません。コンビニの駐車場などで「ちょっとの間だから」という安易な気持ちで、エンジンをかけたままにするのは絶対止めましょう。また、短い時間であっても、幼児だけを車内に残すのは危険ですので止めましょう。

盗難を防止するために注意する点をまとめると次のようになります。

- ・ 必ず明るく監視の行き届く車庫か駐車場にドアロックを確認して駐車するようにし、路地や空き地での駐車は避ける。
- ・ 短い時間の駐車であっても必ずドアをロックする。
- ・ 車内にスペアキー、貴重品や金目のものを置かない。
- ・ 盗難防止装置やハンドル・ロック等の防犯設備を取り付ける。
- ・ 駐車中の車の周囲をうろつく不審者がいるときは、110番する。



(4) 自転車盗

自転車・オートバイの盗難を防止するために、次のことに注意しましょう。

駐輪場にとめる。

自転車等から離れるとき、ちょっとした間でも鍵を掛ける。

オートバイのエンジンキーを抜くだけでは、被害防止になりません。ループロック、馬蹄形の後輪ロック等、しっかりした錠を複数取り付ける。

防犯登録し、登録票を貼り付ける。(犯人の気持ちを抑える効果があります。)

夜間は屋内に格納する。

4 子どもを犯罪から守るために

（１）「声かけ事案」に注意！

発生件数

2008年1月から12月までの県内での子どもに対する声かけ事案は190件で、2007年同期に比べると5件減少しています。

発生時間帯

登下校時が最も多く127件(66.8%)です。特に、午後4時から5時(33件)が最も多発。次いで午後6時から7時(30件)、午後3時から4時(25件)、午後5時から6時(22件)となっており、子どもたちが下校、帰宅する夕方から夜にかけての時間帯に集中しています。

対象者別

高校生に対するものが91件(全て女子)と最も多く、全体の47.8%、小学生に対するものが64件(うち女子44件)で全体の33.6%、中学生に対するものが32件(うち女子24件)で全体の16.8%、その他3件で1.5%となっています。

地域別

半数以上の114件が村山地域で発生しています。次いで庄内地域の42件、置賜地域の18件、最上地域の16件となっています。

声かけ事案の内容

いろいろな声かけの言葉がありますが、主なものとして

- ・ 「携帯電話の番号を教えて」
- ・ 「写真を撮らせて(撮ってあげる)」
- ・ 「車で送ってあげる」

といった言葉で子どもたちに接近していくことが多いようです。

発生場所

橋の付近、暗がり、視界の妨げとなるものがある場所で多く発生しています。

日ごろの備え

「変な人に声をかけられた」「車に乗せられそうになった」「叫び声を聞いた」場合は、“子ども110番連絡所”や両親、学校の先生、警察に連絡してください。知らない人には絶対ついて行かないように、子どもに言い聞かせ、地域ぐるみで注意しましょう。

（２）子どもを犯罪から守る「見守り活動」について

全国的に、子どもを狙った犯罪や声かけ事案などが増加しています。地域、学校、警察が協力して子どもの安全を守りましょう。

それぞれの立場で、出来ることを出来る範囲で、継続して行うことが大切です。

地域全体で子どもを守ることが重要です。子どもに関心を持つことで、人の動きが見えてきます。

<変な人にあつた時の対処法は>

「いかのおすし」の合い言葉

- 「**い**か」・・・知らない人について**行**かない
- 「**の**」・・・知らない人の車に乗らない
- 「**お**」・・・危ない時は**大**声を出す
- 「**す**」・・・**す**ぐ逃げる
- 「**し**」・・・大人に**知**らせる



（3）子ども110番

「子ども110番連絡所」って何をするとところ？

子どもや女性が、声かけやストーカー等の被害から逃れるために助けを求めてきたときに「一時的に逃げ込むところ」「110番してくれるところ」としてお願いしているお店やお宅のことで、110番通報や、警察官が到着するまでの子どもや女性の保護をお願いしています。

子どもが駆け込んで来た場合どうする？

- まず、自分が落ち着くこと
- 子どもを落ち着かせること
- そして、何があったのか聞いてください

子どもから聞くことは？

（子どもの状況に合わせて対応してください）

何があったの？（事件・事故などの内容）

緊急の場合は直ちに110番通報を

いつあったの？（発生した時刻）

どんなことがあったの？（状況）

不審者（犯人）・車の特徴は？

犯人の数、男女の別、年齢、背格好、車のナンバー、色、形など

逃げた方向は？（逃走方向）



「110番」するときの要領は？

（110番は、山形市内にある警察本部につながります。）

「子ども110番連絡所」であることを告げる。

子どもから聞いた内容を伝える。

子どもが話せる場合は、電話口にだす。

110番が終わった後はどうすれば良いか？

警察官が来るまで子どもを待たせる。

子どもを決して一人で帰さない。

保護者（不在の場合は、学校へ）に電話するか、警察官の指示を受ける。

「子ども110番連絡所」として心がけることは？

「子ども110番連絡所」であることを知ってもらうために、ステッカーを見えやすくし、声かけに勤める。

プライバシーの保護に留意する。

保護者の方へ！

「子ども110番連絡所」を確認してください。

学校の通学路を中心に連絡所が設置されています。万一に備えて子どもと一緒に、設置場所を確認しておきましょう。

（4）いじめ

地域や学校で、いわゆる“いじめ”が後を絶ちません。

いじめを苦しめた痛ましい自殺事案も発生しております。

「いじめ」無くするために、皆で協力して取り組みましょう。



いじめの態様

- ・皆で口を利かない、無視する、遊ばない、などを申し合わせて仲間はずれにする。
- ・持ち物を隠したり、壊したり、嫌がらせをする。
- ・言葉遣いや服装、身体的特徴などを捉えて執拗にからかったり、ののしる。
- ・金や品物を持ってくるように強要する。

いじめを無くすために

ア、他人を思いやるやさしい心を育てる。

もし、自分がいじめを受けたらどう感じるかを具体的に考えさせ、いじめは相手を苦しめ心を傷つける悪い行為であることをしっかり教える。



イ、日ごろから親子（家庭）で何でも話し合える雰囲気づくりに心がける。

いじめられても、仕返しを恐れて、親や先生に相談できずに一人で悩み苦しんでいるケースは多い。初期の段階でいじめに気づけるように家庭内で何でも話し合える雰囲気を作っておく。

ウ、芽のうちに摘む

当事者に限らず、こどものいじめを知ったら、早いうちに学校、警察などに通報・相談する。

各警察には、相談コーナーが設置されています。どんな小さなことでも気軽に相談してください。（新庄警察署生活安全課 ヤングテレホンコーナー 電話 23-4970）

5 少年非行や事故を防ぐために

（１）少年非行防止の課題

少年非行の防止活動において、重要な課題のひとつが「いかに非行の前兆を把握し、適切に対処するか」ということです。犯罪や非行をする恐れのある少年を早期に見つけ出し、その段階に応じた適切な対応をどう展開するかということが、今後の少年非行防止活動の大きなテーマとなります。

まず、家庭・学校・地域社会に加えた第４・第５の「空間」の存在を認識する必要があります。

第４の空間「居場所的空間」

- ・自然発生的に生まれ、特定の場所を持たず、外部の大人からは見えにくく、とらえどころがない。また、対人関係はとても偶発的で、匿名性が高く、流動性に富む。

例えば、コンビニエンスストアや街の地べたに座っている少年たちの空間。

第５の空間「情報空間」（選択と活用能力・教育が必要）

- ・携帯電話やインターネットに代表される情報メディアの空間

（２）少年非行の状況

最上地域の少年補導概況

最上地域の少年補導概況（各年1月1日～12月31日）

単位：人

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
刑法犯	犯罪少年	94	117	58	59	51	58	31	17
	触法少年	11	7	7	4	6	4	12	4
	計	105	124	65	63	57	62	43	21
特別法犯	犯罪少年	0	1	2	0	1	2	2	0
	触法少年	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	0	1	2	0	0	2	3	0
合計		105	125	67	63	58	64	46	21
不良行為少年		323	263	263	380	354	264	190	138

窃盗手口別発生状況(各年1月1日～12月31日)

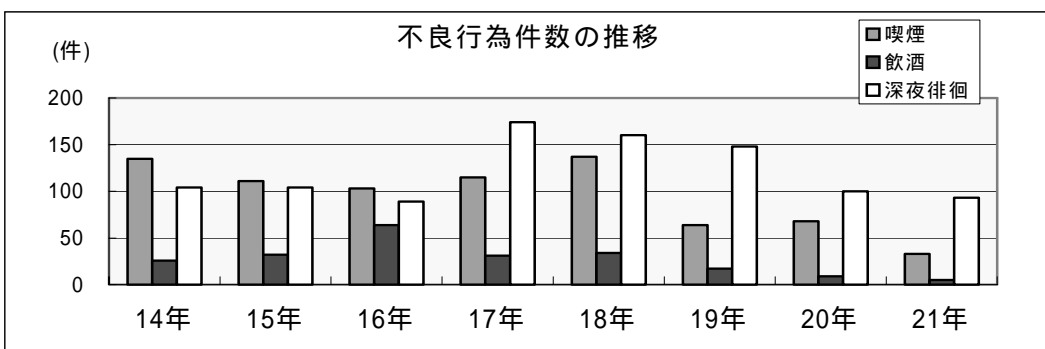
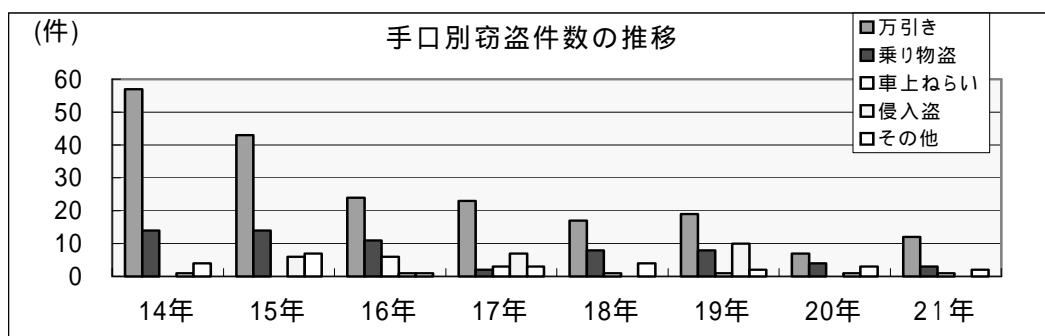
単位:人

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
万引き	57	43	24	23	17	19	7	12
乗り物盗	14	14	11	2	8	8	4	3
車上ねらい	0	0	6	3	1	1	0	1
侵入盗	1	6	1	7	0	10	1	0
その他	4	7	1	3	4	2	3	2
合計	76	70	43	38	30	40	15	18

主な不良行為少年の補導数(各年1月1日～12月31日)

単位:人

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
喫煙	135	111	103	115	137	64	68	33
飲酒	26	32	64	31	34	17	9	5
深夜徘徊	104	104	89	174	160	148	100	93
合計	265	247	256	320	331	229	177	131



資料：新庄警察署

(3) 家庭のあり方

次世代を担う子どもたちが明るく健やかに育つことは、県民すべての願いです。そのために、まず大事なものは家庭です。社会のルールを身に付け、悪を抑え、自己の行動に責任を持つ、「良き社会人」として育てていくための家庭教育は、とても大事です。そこには、子どもにとって良い家庭環境がなくてはなりません。

子どもの非行を防ぐには、初期の段階で非行を発見して適切な措置をとることが、大切です。大人が常に親の目で子供たちを見守っていくことが必要です。

- ・気軽に話し合える環境を作りましょう。
- ・厳格、放任どちらもほどほどにしましょう。
- ・親の欲や願望をもとに、能力以上のことを子どもに求めたり、勉強を押し付けない。
- ・欠点だけに目を向けず、長所を見つけてほめましょう。
- ・学校との連絡をできるだけ取り合しましょう。
- ・非行の兆しはできるだけ早いうちに、そのつど諭すことが大事です。

(4) 大人の無関心が子どもを非行に

見て見ぬふりをしない姿勢

面倒を避けるような接し方では、少年非行の増加を食い止めることは出来ません。

大人の無関心が、少年少女を非行に向かわせることもあります。

地域の子どもは、地域で守り育てる

家庭・学校・地域社会が一体となって非行防止に取り組むことが必要です。

自分の子どもに対してはもちろんのこと、他人の子どもであっても、その振る舞いや行動に関心を持ち、注意すべき点があれば堂々と注意をすることが大切です。

(5) 非行のきざし

少年が非行に走るときには、いろいろの兆候が現れるものです。

前兆に気づいたときは注意しましょう。問題となる前兆段階としては、次のものがあります。

不良行為

- ・ 飲酒、喫煙、けんかのほか、自己または他人の徳性を害する行為(家出、無断外泊、深夜徘徊、怠学など)

不良行為に至らないまでも、状況により問題があると認められる行為やその状況

- ・ 暴力的なゲームソフトやビデオ等への異常な執着・動物虐待等。

少年が他者からの攻撃・悪意ある行為の対象となっている状態

- ・ 不登校、怠学、引きこもり、暴力行為など。

犯罪行為の前の言動

- ・ 「周囲の人に犯行をほのめかす」「悩みを相談する」などの前兆とみられる言動がある。

家庭での前兆行動

- ・ 金づかいが荒く、金をせびったり、持ち出したりする。
- ・ いつもイライラして、親や家族の者に乱暴したり、口答えをする。
- ・ 行き先もいわず外出したり、帰宅時間が不規則で、夜遊びや外泊が多い。
- ・ 理由をつけては、学校や勤めなどから遅く帰る。
- ・ 学校へ行くのをいやがり、成績も急にさがる。
- ・ 服装、化粧がかわる。
- ・ カバンや紙袋に、着替えなどを入れ持ち歩く。
- ・ シンナーなどを隠し持っていたり、衣服や吐く息に揮発性のおいがする。
- ・ 買い与えた覚えの無い衣類や同じ品物をたくさん持っている。
- ・ 刃物や木刀、ヌンチャク(空手の用具)などの凶器を持ち歩く。
- ・ オートバイや車に夢中になり、夜間や週末などには集団で騒音を立てて乗り回す。
- ・ マージャン、パチンコ、競輪、競馬などに異常な関心を示す。
- ・ 不良じみた友達や暴力団風の者が尋ねて来たり、コソコソと電話をかける。
- ・ 酒のにおいやタバコのにおいをさせたり、ポケットにタバコかすが残っていたり、ライターを持ち歩く。

学校での前兆行動

- ・ 遅刻、欠席が増える
- ・ 授業態度が乱れて、忘れ物が多くなったりする
- ・ 成績が下がってくる
- ・ 服装や持ち物が変化して、目立ちたがるようになる
- ・ 言葉遣いが乱暴になり、顔の表情や雰囲気が変わってくる

地域での前兆行動

- ・暴走族などの先輩や他校の生徒とのつながりを大切にするようになる
- ・帰宅後にコンビニ等の人の集まる場所に行きたがる
- ・不良仲間呼び出される

(6) 愛のひと声運動

少年を非行へ走らせないために、地域ぐるみで「愛のひと声運動」を展開しましょう。

次のような少年を見かけたら、やさしく「ひと声」かけて指導しましょう。

- ・学校や職場をズル休みして、盛り場をうろついている少年。
- ・飲酒やタバコを吸ったりしている少年。
- ・少年に相応しくない遊技施設での遊びや夜遊びしている少年。
- ・本屋などでいかがわしい本を立ち読みしている少年。
- ・よくない行い、悪いいたずら、危ない遊びをしている少年。

(7) 少年を暴力団から守ろう

暴力団は、組織を維持拡大するため、暴走族や学校の先輩、後輩の関係を利用したり、繁華街などで執拗に声を掛けたりして、少年を暴力団に引き入れようと狙っています。

また、暴力団は、シンナー、覚せい剤の密売や少女売春など、少年の福祉を著しく害する犯罪に深く関わり、そこから大きな利益を得ています。

次のような特徴に注意してください。

- ・行く先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則で遅く、夜遊びや外泊が多い。
- ・言葉遣いが悪くなり、平気ですそをついたり、落ち着きがなく家族との対話を避ける。また、ささいなことでも怒る。
- ・服装、電話での対応などから見て、友達の層が変わって、いわゆる柄が悪くなる。



(8) 性非行

増える女子の「性の逸脱行為(被害)」

最近における「性の逸脱行為(被害)」は、女子児童が小遣い銭欲しさから、出会い系サイトやテレフォンクラブを利用して、いわゆる「援助交際」と称する売春行為を行っています。

平成11年11月に施行された「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、こうした援助交際の相手となり買春を行った成人を対象にした罰則を定めています。

同法は、こうした買春行為の様子をビデオ撮影した画像やロリコンと呼ばれる児童ポルノ愛好者向けのワイセツ画像などを、インターネットやCD-ROMなどで販売することも禁止し、処罰の対象としています。

女性の性意識の著しい変化

出版物や映像メディア、インターネットなどがもたらしている性のモラルの変化は、特に若者や少年の性意識と性に関わる規範にさまざまな影響をあたえています。性行動がより享乐的な動機から行われるようになってきているようです。

こうした享乐的な風潮に便乗して、デリバリーヘルス、ブルセラショップ、様々な形態のセックス産業や業態が次々と誕生しています。

歓楽街に集中していた風俗ゾーンは、インターネットなどや通信手段の発達によって、全国のいたるところまで拡散しています。

出会い系サイトなどに巣くう有害な環境

出会い系サイトは、携帯電話の普及で加速度的に拡がりを見せています。

街頭やインターネット上の宣伝広告の誘惑的表現などは、少年たちに少なからず興味をもたせるものです。こうした宣伝広告を見た少年が、好奇心や遊興費欲しさからこれらを利用し、その結果、不健全な性行為に走ったり、援助交際という名のもとに児童買春などの被害にあっています。

性被害を防止し、性に関する被害やトラブルに巻き込まれないようにするには、**青少年にとって有害な環境を浄化するとともに、少年自身にも、性に対するしっかりとした知識と態度をもてるように指導し、考えさせることが必要です。**

そのためには、学校教育での性教育や保健指導だけでなく、家庭における話題や日常会話での教育・指導が大切です。

出会い系サイトは危ない

- ・ インターネットの普及により、お互いに顔も知らないままメール友達となることができるようになっていますが、携帯電話を使った出会い系サイトなどで知り合った相手と会うことにより、犯罪に巻き込まれるケースが多くなっています。
- ・ 「出会い系サイト」には、男女交際や売春などを求めるメッセージが載っています。また、メッセージに対する返事もたくさん来ます。これらのやり取りを通じて知り合った相手と実際に会い、犯罪に巻き込まれることとなります。中には、女子大生や主婦、OLが「出会い系サイト」で知り合った男に殺害されたり、未成年の女性がメール友達に呼び出されて風俗営業店にひきわたされるという犯罪も起きています。
- ・ 最初から犯罪目的でこのサイトを悪用するケースもあるため、携帯電話がないと毎日が過ごせないような子どもたちが事件に巻き込まれることも憂慮されます。
- ・ 現在では、「出会い系サイト規制法」（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）により、**18歳未満の子どもの出会い系サイトの利用が禁止されているほか、出会い系サイトを利用して、援助交際を求める書き込みをした場合、成人はもちろん、18歳未満の子どもも取締りの対象になります。**
- ・ 子どもには、年相応の金銭感覚を身につけさせ、出会い系サイトには絶対にアクセスしないように伝えましょう。

**携帯電話のアクセス制限機能を利用する。
携帯電話の利用方法を家庭内で決める。
子どもに年相応の金銭感覚を身に付けさせる。**



などの事前の対策をしっかりとすることが重要です。

テレクラ

- ・ 「テレフォン・クラブ」通称テレクラもまた、青少年に悪影響を及ぼしているものです。
- ・ テレクラは、不特定男女が電話で会話する遊びですが、ほとんどセックスにまつわる会話がなされ、デートの約束、売春・買春の契約がなされることもあります。
- ・ フリーダイヤルでかけられる気安さからテレクラが利用されていますが、小遣いがほしいという気持ちがあれば、デートや売春・買春の被害にあう危険に直面します。
- ・ 自治体や許可を得たボランティア団体が、街頭での違法なチラシ配付物の一掃活動を行うなど、環境浄化活動を展開しておりますが、地域住民の関心とバックアップが必要です。

（ 9 ） 飲酒・喫煙

未成年の飲酒・喫煙は法律違反、大きな害

周囲の人に迷惑をかけない限り、喫煙や飲酒は黙認されやすい行為ですが、20歳未満の人の喫煙や飲酒は間違いなく法律違反です。

また成長期の体の発育に大変な害をもたらすばかりか、吸ったり飲んだりする癖がつくと、やめることができなくなる恐れがあります。

飲酒・喫煙のきっかけ

急激な体の生育に対して心の成長が遅れがちな思春期には、心と体のバランスがとりにくく、大人ぶってみたい、目立ちたいといった気持ちから、飲酒や喫煙など未成年には違法とされる行為をしてみたくすることがあります。

友達や先輩などから飲酒や喫煙をしようと誘われてはいないでしょうか？ 違法行為に誘う人間は、社会のルールに一人で逆らう度胸がない小心者です。

仲間はずれを恐れて違法行為に手を出すのも、やはり小心者です。

回避法

違法行為をしなくても、スポーツや音楽など、自分をアピールする方法はたくさんあります。たとえ親友に誘われても、きっぱりと断る勇気が必要です。

大人の態度

- ・「お祭りだから少しくらい飲んでもいい」などと軽く考えてはいけません。
- ・「ダメなものはダメ」というきっぱりした態度で接することが大人の責任です。
- ・「外ではダメだが家でなら良い」という態度は飲酒・喫煙を認めたことになります。



（ 10 ） 万引き・自転車盗

万引き

万引きをして補導される少年が少なくありません。

それまで非行などしたことがない普通の少年が、友達と集団的に、面白半分で店舗から商品を盗み、罪の意識もなく時には自慢げにそれを見せびらかしたりするのが実態です。

万引きは、少年たちの中でまねされやすく、集団での遊びのような形に発展するおそれがあり、非行や犯罪の入り口としての性格をもっていることから、初期の段階できちんと善悪のけじめを身につけさせることが大切です。

保護者はもちろん、周囲の大人も次のことを実行することが肝要です。

- ・「万引きは犯罪である」ことをしっかり教える。
- ・集団での万引きが多いので、友人関係での言動に十分注意する。
- ・子どもの持ち物（特に衣類、文房具、化粧品、菓子類）に気をつけ、買い与えた覚えのない衣類や品物を持っていたら確かめる。



青少年の万引き非行抑止のための手立てとして

（「少年の万引きについての意識及び実態に関する調査報告書 平成18年3月山形県警察本部」より抜粋）

家庭内対話の促進と規範意識の向上に向けた支援

- ・ 入学式、卒業式、PTA総会等の保護者集会時やPTA広報誌等で注意喚起のための資料を提供し、家庭内対話が促進されるよう学校の指導を支援する。
- ・ 学校等の要請を受け、小学校・中学校・高校のPTA総会及び各学年PTA等の会合で警察官や少年補導専門官が講演し、家庭教育の要諦を広報する。
- ・ 自治体や関係諸機関と連携し、規範意識の向上を目指した広報と啓発を行いながら、家庭内対話の重要性を浸透させ、地域社会全体として防犯と健全育成の気運を醸成する。

児童生徒の成長段階や時宜に応じた指導と教員研修の充実に供するための資料提供

- ・ 小学校高学年（小学校対応）、中学校1・2年期、中学校卒業期（以上中学校対応）、高校入学前オリエンテーション期と高校入学期、高校1年夏季休業前及び後半期、高校2・3年期（以上高校対応）等、可能な限り各段階における指導に対応して提供する。
- ・ 高校入学前後の携帯電話購入時において、中高の連携を図りながら、出会い系サイト等に対する注意とともに、高校入学によって行動の広域化や地域社会における匿名性が生じることを意識させ、注意を喚起する指導期に対応して提供する。
- ・ 中高の生徒指導に関する情報交換等の場を始め、生徒指導に関する諸会合等における話題として提供する。

目に見える防犯活動としての街頭補導や店内巡視、非行防止キャンペーンの実施

- ・ 警察官や少年補導専門官、少年補導員等により、店舗及び時期並びに曜日及び時間帯を見計らって、定期的に街頭補導や店内巡視を行う。
- ・ 教員や保護者、ボランティア生徒等学校関係者の協力を得て、時期に応じた街頭補導や店内巡視を行い、また非行防止キャンペーンを展開する。
- ・ 販売店や商業者組合等に対し、設備面の防犯体制整備とともに、店員による声かけや保安員による犯罪抑止業務をより積極的に行うよう協力を要請する。

自転車盗

放置自転車の無断使用など、犯罪とは思わない少年が少なくありません。

こうした意識の変化は、決して子どもたちだけではなく、豊かな物の中で生まれ育った若い親の世代の価値観にも認められます。万引きと同様に大人のしっかりした態度が必要です。

（11）校内暴力

学校・家庭・警察との連携が重要

校内暴力は、学校や他の生徒に悪影響を及ぼすため、直ちに解決すべき問題であり、学校は、家庭や警察と連携して、早期に問題の発生を防ぐ手立てを講じなければなりません。

刃物の携帯は違反行為

最近、中・高生の間で、バタフライナイフ等の刃物をポケットに忍ばせて持ち歩く者がおります。それを注意した先生や、いじめられている相手を刺して死亡させたという悲惨な事件も起こっております。

「正当な理由無く刃物を持ち歩くことは、犯罪である。」ことをキッチリと教え、ナイフ等の危険なものを携帯しないようにさせましょう。（銃砲刀剣類所持等取締法違反または軽犯罪法違反）

(12) 自殺を防ぐ

- ・ 思春期の少年は、身近な人に対してでさえも、心の内を明かせない場合があります。多くの場合、自殺には予兆が見られ、それをキャッチできるかどうかで自殺防止の鍵となります。
- ・ 自殺予告はなくても、黙り込んだり、沈み込んだり、元気がなかったり、身の回りの整理をするなど、事前に何らかのサインを出していることが多いようですが、家族や周囲の者たちが見落としている場合が少なくありません。また、「がんばれ」といい続けられることが、少年にとってかえって重荷になっていることもあります。
- ・ 周囲の人たちが早期にサインをキャッチして、温かく関心を持って包み込み、独りぼっちにしない心遣いが必要です。

(13) 良い環境作り

人間関係の絆を育てる

以前は特殊な子どもだけが非行化するという考え方が支配的でしたが、今では、誰にでも犯罪を行う潜在的可能性があるという前提に立って、さまざまな要因が犯罪・非行の行動化を抑えているという考え方が有力です。

少年の非行を防ぐ最も大切なことのひとつとして、「意味ある他者への愛着」が挙げられ、「親との親和的な感情」「友達との友情」「地域の隣人たちとの連帯感」などの少年を取り巻く人間関係の絆ができていれば、非行や犯罪などは抑えられます。

良い人間関係が非行や犯罪を抑える。

- ・ 少年にとって、家庭、学校、地域社会の中で良い人間関係があれば、社会のルールから外れたり、人に迷惑をかけたり、周囲の人たちを悲しませたり、失望させたりすることはできないという気持ちが少年に生まれます。
- ・ また、自分が親しい感情を抱いている人たちと共にありたいという気持ちがあると、自己の欲求をコントロールして、非行や犯罪のような逸脱行為が起こるのを抑える力になるので、家族や友達との強い絆を育てることが、とても大切です。

多くの人との絆がひとりの少年を支える

- ・ 強い絆を育てるには、まず家族の話し合いやふれあいを通じて、心の結び付きをしっかりと築くことです。
- ・ 子どもにとって、親は頼りになると同時に、優しく温かいものでなくてはなりません。
- ・ 思春期には、自分の気持ちを理解してくれる友達の存在は心強く、人がいることは、とても大切なことです。
- ・ さらに、人生の師となるような先生と巡り合って、先生との絆に支えられることもあります。
- ・ 人に愛され、信頼されていることが実感できるとき、人間は強くなれるのです。

自分なりの目標の達成を目指す

- ・ 少年が将来なりたい職業や進学の目標、あるいはスポーツや芸術等の分野などで目標を持つことはとても大切です。親や他人にその目標を言わなくても、目標を持って、それを達成しようという意欲を持ち続けること自体に意味があります。
- ・ 目標に到達するまでには、いくつかの障害を乗り越えなければなりませんが、目標を達成したいという意欲があれば、揺れ動きがちな自分の心を支え、じっと踏みとどまる気持ちになれるのです。



- ・ 何も目標がなく、何を考えてもできそうにないとあきらめてしまうことには、大いに問題があります。
- ・ 他人との比較をせずに、自分が一人の社会的存在としての目標を持ち、いつも前向きに考えられるように指導することが重要です。

規範を守ることに誇りを持つ

- ・ 社会が成り立っていくためには、決まりが必要であり、それを守ることに価値を認めるという信念を持つことが大切です。「クソまじめ」とか「バカ正直」とからかわれても、自分のプライドを大切に生き方を守ってほしいものです。
- ・ 「正直者はバカ馬鹿を見る」とか「赤信号みんなでわたれば怖くない」「見つからなければいい」という考え方は大変危険です。
- ・ 自信があれば、規範がわずらわしいものではなくなります。規範を守ることにプライドが持てるようになるでしょう。
- ・ 「自分さえ良ければいい」という利己心を抑え、いつも胸を張って歩けるような正直さと誇りを持つように指導することが大切です。
- ・ 万引きや自転車盗などの初発型非行や、一部の交通違反に見られるような規範意識の甘さは、自分勝手な理屈でルールを曲げることに問題があります。特に心無い大人のこうした考え方や行動は、それを見ている子どもたちに悪い影響を与えます。

大人の無関心が子どもを非行に

- ・ 最近の少年非行に関する問題点として、飲酒・喫煙をしていたり、夜間遊びまわったりしている少年たちに対し、親をはじめとする周囲の大人たちが、少年の暴力を警戒して、見て見ぬ振りをしていることが挙げられます。
 - ・ 他人の子どもであっても、その振る舞いや行動に関心を持ち、注意すべき点があれば堂々と注意することが大切です。

6 高齢者・主婦の防犯対策

(1) 振り込め詐欺について

オレオレ詐欺被害に遭わないために(詳しくは18ページ参照)

不審な電話に対しては

- ・ すぐに振り込まない。一人で振り込まない。
- ・ 相手に名乗らせる。
- ・ 本人かどうか確認する。
- ・ 本人や家族に事実を確認する。
- ・ 警察に相談する。

架空請求詐欺にあわないために(詳しくは20ページ参照)

はがきやメール等による身に覚えのない請求に対しては

- ・ 利用した覚えがなければ振り込まない。もし、請求の電話があってもハッキリ断る。
- ・ 相手に連絡しない。
- ・ 相手に自分の氏名・住所を教えない。
- ・ 見覚えのない送信元からのメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

融資保証金詐欺にあわないために(詳しくは21ページ参照)

- ・ 融資を受ける前に金品を要求されたら、振り込め詐欺と思ってください。
- ・ 安易に個人情報をお教えしない。悪用されます。
- ・ その場で判断せずに、家族や最寄りの警察・交番などに相談する

(2) 悪質商法について

- ・ご用心！ うまい話には落とし穴があります。
相手の話術に惑わされず、落ち着いて、はっきり断ることが大切です。
- ・少しおかしいなと思っても、断り切れずにいると、相手はシメタと執拗に契約などを迫ってきます。気がついてみると、高価なものを売りつけられてしまった、という事例が少なくありません。
- ・**「おかしいなと思ったら」「しつこい場合」は、勇気を出して「いりません」と、はっきり断りましょう。**
- ・気持ちを抑えその場から離れましょう。
- ・その場の雰囲気やに惑わされ契約させようとするのが、悪質商法の手口です。
- ・善良な勧誘方法ならば、後で連絡がとれるはずですが。
- ・**しつこい勧誘には、その場で契約せず、「よく考えてから」「家族・友人に相談してから」と断り、まず、その場から離れるようにしましょう。**
- ・必要な商品の購入と点検修理は、地元の信頼できる業者に頼みましょう。
- ・契約書の内容は、面倒でも自分で確かめましょう。
- ・**よく考えて契約しても、後で解約したくなることは誰でもあります。クーリング・オフ(47ページ参照)の制度を利用して契約を解除しましょう。**

主な悪徳商法は次のとおりです。

催眠商法

この商法は、話す相手を催眠状態におとし入れて商品を売りつけることから「催眠商法」と呼ばれています。

- 第1段階 日用雑貨や食料品などの無料配布や、格安販売を誘い文句に、あるいは「説明会」の名目で人を集めます。
- 第2段階 密室状態にして、まずプレゼント攻勢で気分をあおり、心理的にも断りがたいような気持ちに追いつめながら、いよいよ最後に羽毛布団や磁気マットレスなどの高額商品を強引に売りつけます。

健康商法

高齢化社会の中で、老後の健康への不安を抱く人は少なくありません。

このような健康や長寿に対する関心の高まりを背景に、「驚異の健康食品」「万病に効果あり」などと効能を偽り、高価な二セ薬や健康食品を販売する商法です。

かたり商法

「消防署のほうから消化器の点検にきました」「郵便局の指導でこの表札を取り付けることになりました」などと、官公署などから来たかのような、紛らわしい言い方と制服まがいの服装で、消火器や表札などを、あたかも設置や表示が義務づけられているかのように言って売りつける商法です。

点検商法

点検商法とは、本来の目的を隠し、「無料点検」「格安点検」「無料診断」などと言って訪問し、「このまま放っておくと大変なことになります。」などと不安をあおってから、商品の購入や工事の契約をさせる手口です。建築基準法の改正などによって、今後も点検・工事を装った新しい手口が現れることが予想されます。決して、一人で契約することのないようにしましょう。古いものから挙げると、a.消防署のほうから消火器の点検に来ました。b.シロアリの点検 c.カビの点検 d.布団の点検 e.床下の点検 f.水道の点検 g.配水管の点検 h.屋根の点検 など、めまぐるしく変化・多様化して来ました。

二次被害

点検商法で被害にあった人をねらって、例えば「 × × 」という業者から布団を買いましたね。あの業者は悪質業者で欠陥品を販売している。そんなものを使っていると病気になりますよ。」「うちで安全な布団に取り替えてあげます。欠陥商品は下取りしてあげます。」などと言って購入させようとする手口です。

これは、悪質業者間で名簿が流通しているために起こる被害です。

同じような被害が、住宅についても起こっています。「無料点検」をした後、「どこの業者が知らないが、とんでもない工事をしている。危険な状態だ。」などといって工事のやり直しを勧める手口です。

マルチ商法

「もうかる。」ことをうたい文句に、「みんなで勝ち組になるうよ」「少ない資金でビッグな実業家に」などといって、得体の知れない販売組織に誘い込み、会員を勧誘するよう強要します。

商品販売よりも、自分の下に会員・販売員を増やすことに夢中になるよう仕組まれており、ネズミ講と紙一重のものが多く見られます。

不況下で就職困難な若者の弱みにつけこんだ極めてたちの悪い商法で、経済的被害ばかりでなく、人間関係の傷や就職チャンスの喪失など深刻な影響が残ります。

内職商法

生活費や教育資金、住宅資金などの足しにするため、働いて少しでも収入を得たいといった主婦の思いにつけ込んだ商法です。

「自宅でできる仕事」「素人でも歓迎」などと宣伝してホームページや電話で誘います。

例えば「パソコンのソフトの購入」や「技術を学ぶための教材の購入」など多額の金銭負担を求められます。

7 サイバー犯罪

サイバー(cyber)犯罪とは、「コンピュータ技術及び情報通信技術を悪用した犯罪」のことで、ハイテク犯罪と同じ意味で用いています。 コンピュータ・ネットワークをその手段として利用した犯罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、 コンピュータ若しくは電磁的記録を対象とした犯罪の3つの類型に大別されます。

(1) ファイル交換ソフトウェアに係る情報流出対策について

ファイル交換ソフトウェア「Winnny」を介して感染するコンピュータウイルスによる情報漏えい事案が多発しています。ファイル交換ソフトの危険性を認識し、適切な対応が必要です。

(2) CD-ROM等を用いた不正なプログラムの配布事案について

不審なCD-ROM等は、金融機関等の名前を用いた偽の封筒に封入されたり、説明文書が添付されたり、CD-ROM等の表面に企業名等が印刷されている場合があります。不審なCD-ROM等をパソコンで使用すると、不正なプログラムがパソコンに感染し、オンラインバンキングのID・パスワード等の重要な情報が漏えいする場合がありますので、十分な注意が必要です。



（３）フィッシングにご注意！

フィッシング（Phishing）とは、釣り（Fishing）のことではなく、銀行やクレジット会社などの企業を装った偽者の電子メールやホームページを用いて個人の金融情報等を聞き出そうとする手口のことです。個人の金融情報等が漏れると、これを悪用して現金を引き出しや、本人になりすました不正な売買などの、犯罪被害に遭う恐れがあります。

個人情報やカードの情報などを問い合わせる不審な電子メールやホームページには十分にご注意ください。

（４）パスワード管理の徹底について

最近、「インターネット・オークションで、知らないうちに自分のIDで商品が出品されている。」「オンラインゲームで、自分のキャラクターのアイテムが無くなっている。」といった、不正アクセスに関する相談が増えています。そのほとんどが、安易なパスワードを設定して被害に遭っています。

パスワードは、他人に知られることのないよう、誕生日や簡単な単語、ID関連などではなく、意味のない英数字の羅列など、推測が難しいものにし、定期的に変更するなどの対策が必要です。

（５）誹謗（ひぼう）中傷、嫌がらせなどに関する相談

インターネットでは、相手の顔が見えず、匿名性が高いため、一旦トラブルが発生すると、現実世界では考えられないような表現や内容を掲載したり、過激な書き込みをしがちになります。また、いたずらや相手を困らせる目的で、個人情報を掲載する事案も数多くあります。これらの対策としては、次のようなものが挙げられます。

- ・ 安易に、相手に自分や家族、友人の個人情報を知らせたり、掲載したりせず、ネット上のルールとマナー（ネチケット）を守り、トラブルが発生するような発言や写真の掲載はしないこと。
- ・ 過熱した議論、反対意見や挑発的な書き込みなどに対しては、冷静に自分の書き込み内容を読み直し、無用なトラブルを避けること。
- ・ ひどいものには掲示板管理者若しくはサーバ管理者等に削除依頼をする。（プロバイダ責任制限法では、掲示板等に掲載されている情報が個人の権利を不当に侵害している場合には、プロバイダ等がその情報の送信停止をすることができる（掲示板から削除するなどしても賠償の責めに任じない）ことが定められています。）
- ・ 特定のメールアドレスや電話番号からに対しては、着信拒否設定やメールアドレスの変更を行う。
- ・ 違法と思われる書き込みについては、刑法における名誉毀損や侮辱罪等に該当する可能性がありますので最寄りの警察署に相談する。
- ・ 悪質な書き込みについては、民事上の不法行為に該当する可能性がありますので、弁護士等に相談する。

8 振り込め詐欺に注意！

「振り込め詐欺」とは、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの総称を言い、電話やハガキ・電子メールなどを利用して他人をだまし、多額の現金の振り込みを要求する詐欺のことです。また、最近は、書留、小包、普通郵便等で現金を郵送させたり、為替を送らせてだまし取る詐欺事件も多発しています

「振り込め詐欺」被害にあわないためには、次のことに注意しましょう。

**突然の電話やハガキでお金を請求されたとしても、簡単に振り込んだり送金したりしない。
「すぐにお金を振り込め」という話には、十分注意する。
お金を振り込む前に家族や友人、警察などに相談する。**

（１）オレオレ詐欺

電話を利用して、孫や息子、親族、警察官、弁護士等になりすまし、交通事故の示談金などの名目で現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る（脅し取る）詐欺事件をいいます。

最近は、「オレ、オレ」とは言わない者や、警察官、弁護士等を騙る者が登場するなど、手口が一段と巧妙になっています。

だましの手口

- ・ 息子など本人を装い、「交通事故で被害者に示談金をはらわなければならなくなった」と現金をだまし取る手口
- ・ 警察官や弁護士をかたり、「ご主人が痴漢行為をして警察で逮捕され、釈放するには、被害者に示談金を払わなければならない」と現金をだまし取る手口
- ・ ヤクザをかたり、「金を貸したが返してもらえない、代わりに支払わないと危害を加える」などと現金を脅し取る手口

山形県内で実際にあったオレオレ詐欺の手口

わいせつ事件を装った手口

警察官を名乗る男から「息子さんが女子高校生にわいせつ行為をして、警察で取調べを受けています。」と電話があり、続いて息子と思われる男が電話に出たが泣きじゃくって会話ができなかった。その後、弁護士を名乗る男から「相手の親は 万円で示談にしてもよいと言っています。」と言われ、示談金を要求された。現金を振り込んだ後に息子に確認したところ、だまされたことがわかった。

医療ミスを装った手口

夫が医師をしている家族に弁護士を名乗る男から電話があり、「旦那さんの投薬ミスで患者である子供が大変危険な状態になっている。子供の親と話をして、示談することになった。医師会で 万円負担し、そちらで残りの 万円を用意すれば、穏便に済ませられるから。」などと言われ、多額の現金を振り込んだ。後で夫に確認したところ、だまされたことがわかった。

被害に遭わないために

急に多額の現金を要求されたときは、相手に「どこの誰なのか住所氏名を」名乗らせ、メモする。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない。

急に多額の現金を要求された場合は、まずは「振り込め詐欺」ではないかと疑うこと。いわゆる「オレオレ詐欺」の手口は多様化していますが、電話１本で多額の現金を大至急振り込ませようとする手口は変わりません。

事実かどうか確認する。

- ・ 電話を切った後、息子さんや娘さん、お孫さんなどの本人や勤務先などの関係者に連絡を取り、事実かどうかを確認しましょう。
- ・ 相手が警察官や弁護士を名乗っているときは、一旦電話を切り、名乗っている警察署などに事実確認のための連絡を入れてください。
- ・ 息子さんや娘さんの携帯電話が通話中になっている場合もありますが、このような場合でも決してあわてないでください。

家族や警察に相談する。

- ・警察官が示談の斡旋をすることは絶対ありません。警察官を名乗る者から金融機関の口座を指定して振り込むように言われたら、それは間違いなく「振り込め詐欺」です。
- ・弁護士や保険会社が、事故直後に示談金の振り込みを勧めることはありません。

(2) 不当請求(ワンクリック詐欺)

メールやホームページなどで、クリックしただけで即座に「登録完了」「料金請求」といった内容を表示させ、金を振り込ませようとする手口です。

山形県内で実際にあった不当請求の手口

パソコンの場合

- ・ネットサーフィンしていたところ、アダルトサイトを見つけた。興味本位でトップページの画像をクリックしたら、『登録手続き完了』となり、料金を請求された。
- ・アダルトサイトの「[こちらを見る](#)」と書かれた項目をクリックしたところ、「入会ありがとうございます。3日以内に 万円をお支払いください。」と表示された。

携帯電話の場合

- ・広告メールにあったアダルトサイトにアクセスした。トップページに『18歳以上』とあったのでクリックしたら、「登録料金を支払うように」と表示された。
- ・ネットサーフィン中に突然出会い系サイトになった。
- ・興味が無かったので、「入場しますか?」との項目で[NO]をクリックしたのだが、『入会ありがとうございます』と表示された。

被害に遭わないために

見覚えのない送信元からのメールにあるURLには不用意にアクセスしない

- ・業者は次々と巧妙な手口を考え出し、料金を払わせようとしています。見覚えのない送信元からのメールに記載されていたURLには、不用意にアクセスしないことが大切です。また、有料サイトを利用する場合には、事前に必ず利用規約を確認しましょう。

言われるままに料金を支払わない

- ・電子消費者契約法では、事業者は消費者に対して、申し込み内容を再度確認させる画面を用意する必要があるため、このような措置が無い場合には、その申し込みの無効を主張することができます。また、法律上利用者に錯誤(勘違い)があった場合、その契約は原則として無効になると定められています(民法第95条及び電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条)。
- ・「アクセスしたとたん料金を請求された」などという場合は、ほとんどは法令上も契約の正当性を欠くものであり、支払う必要のないものです。不安な場合は警察安全相談室や最寄りの警察署、交番・駐在所などにご相談ください。

送信元へは問い合わせはしない

- ・料金請求画面の中には、恐怖心を煽るために[IPアドレス][メールアドレス][携帯電話の識別番号]を表示させるケースもありますが、これらから住所・氏名などが知られることはありません。
- ・あわてて送信元の業者へ連絡を取ることは、新たな個人情報を知らせることになりますので絶対にやめましょう。

できるだけ記録を残す

- ・後で問題が生じた場合に備え、メールの内容やホームページのアドレスなどを保存しておくようにしてください。

被害に遭ったときには】

サイトの利用規約等を確認する

- ・ クリックする前のホームページ、電子メール等（携帯電話も含む。）に利用規約等が掲載されているか確認してください。これが無い場合には契約の無効を主張できます。
- ・ 利用規約等に利用料金が明示されているかどうか確認してください。これが無い場合には料金請求の無効を主張できます。
- ・ 請求されている金額が、利用規約等に基づく積算となっているかどうか確認してください。利用規約等で示されていない料金は無効を主張できます。
- ・ 申し込みを行う前に、事業者側で契約内容の確認画面を設けるなどの措置を講じていない場合には、錯誤による契約の無効を主張できます。
- ・ 契約が有効であっても、「消費者契約法」により、年 14.6%を超える一方的な延滞金、事務手数料等は無効を主張できます。

（3）架空請求詐欺

郵便や電子メールなどで、利用した事実が無い有料アダルト番組やインターネットなどの利用料金、架空の債権などを請求し、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る（脅し取る）詐欺事件をいいます。

山形県内で実際にあった架空請求の手口

登録データを消去する費用を求めるもの

・ 「以前使用した出会い系サイトの料金が未納で、ブラックリストに載っている。リストから消去するために 万円振り込んでください。」と言われ、振り込んだ。その後も「依頼料」「書類作成料」等と請求されたが、手続き終了後にそれらの費用は返還されるとの説明を信じ、支払ったものの多額の現金をだまし取られた。

品物購入代金未納を口実とするもの

・ 自宅にハガキが郵送され、「連絡がない場合は財産の差押えを受ける」との内容だったため、記載されていた連絡先に電話したところ、「あなたの購入した品物の代金が未納で、裁判になっている。訴訟取り下げの手続きをするから 万円を振り込んでください。」と言われ、数回にわたって現金を振り込んだ。さらに振り込みを要求され、不審に思い、家族に相談にしたところだまされたとわかった。

ハガキの一例

題名・・・「最終通告」「訴訟報告書」「総合消費料金未納分請求最終通告書」など

内容・・・「給与差押え及び、動産・不動産物差押えを強制執行させていただきます」
「顧問弁護士により、法的手段を取らせていただきます」
「裁判所に提訴されました 裁判取り下げ最終期日 月 日」
「裁判の取り下げ費用として 万円必要です」など

差出人・・・「法務省認可法人 債権管理回収」、「財務局認定 債権管理機構」、「関東弁護士連合会 総合法律事務所」など多種多様です。

電子メールの一例

題名・・・「最終通告」「重要なお知らせ」など。中には「アドレス変わりました」「お久しぶり？」などの題名もある

内容・・・「このたび、貴殿が使用されたアダルトサイト利用料金について、運営業者より債権譲渡を受けました」「心当たりがなくても、一度でもアクセスすると自動的に料金が発生するシステムですので、必ずご連絡下さい」など

被害に遭わないために(偽者を見破れ！)

相手には絶対に連絡をしない

- ・ 正規の債権回収業者が、料金請求の具体的内容を記載していない内容のハガキで料金請求をすることは絶対にありません。
- ・ この種の悪質業者は、送付する相手は無作為に抽出し、根拠のない請求書を大量に発送しているものと思われます。電話をかけたリメールを送ったりすると、現在以上の個人情報 を相手に知られる恐れがありますので、徹底して無視することが一番です。
- ・ 正規の業者が料金を請求する場合は、シール式のハガキや封書などを用いて、他人から請求内容が分からないように工夫しています。

身に覚えのない料金は絶対に支払わない

- ・ 不安になって、一度でも支払ったりしてしまうと、また新たな請求を受ける可能性があります。

注意！裁判所からの通知は無視してはいけません。

- ・ 最近、簡易裁判所の“少額訴訟手続”や“支払督促手続”を悪用した手口が発生しています。裁判所からの書類が届いた場合は、無視することなく弁護士・裁判所などに相談（確認）してください。その際も、ハガキや封書に記載された電話番号ではなく、N T Tの番号案内などで裁判所等の番号を調べてから連絡してください。

(4) 融資保証金詐欺

以前から頻繁に発生しているのがこの融資保証金詐欺です。実際には融資しないにも関わらず、ダイレクトメールや携帯電話などで「低金利ですぐに融資します」「債務を低い金利で一本化します」と融資話を持ちかけた後、「保証金を納めると融資します」などと現金の振り込みを要求し、だまし取る詐欺のことで、保証金や借入金データの抹消などいかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることは正規の貸金業者では考えられません。

事前に現金の振り込みを要求するものに対しては、決して現金を振り込まないようにしましょう。

山形県内で実際にあった融資保証金詐欺の手口

融資を申し込んだ者に対し、「あなたの信用度を確認するため、最初に保証金として 万円を振り込んでほしい」と、現金の振り込みを求められた。その後も、「審査料」「手数料」「返済実績」などの名目でさらに振り込みを要求された。いくら支払っても融資は受けられず、だまされたとわかった。

被害に遭わないために

融資前に現金の振り込みを要求されたら要注意

- ・ 正規の貸金業者なら、融資にあたって事前に保証金などの振り込みを求めることは絶対にありません。融資金額から必要経費を差し引くのが普通です。
- ・ 融資を受ける前に金品を要求されたら、振り込め詐欺とと思ってください。国の制度に、保証協会費を納めると借入金データが抹消され融資を受けられるものではありません。
- ・ 事前に現金振り込みを要求するものには、決して現金を振り込まないことです。

安易に個人情報を教えない

- ・ 融資を受けようとする本人だけでなく、家族や親類の勤務先・学校などを言葉巧みに聞き出そうとするはずですが、後でしつこい督促の電話に悪用されます。

その場で判断せずに、家族や最寄りの警察・交番などに相談する

主な融資保証金詐欺業者の一覧表はインターネット県警察ホームページ（山形県ホームページから入れます。）に載っています。

（５）還付金詐欺

最近目立ってきたのが、還付金詐欺です。税務署や社会保険事務所、市役所などの役所の職員を装って電話をかけ、「税金を還付します。」「医療費を還付します。」などと偽り、ATM機に行って手続きするように誘導します。そして、ATM機を操作するように指示して、被害者の口座から犯人の口座にお金を振替させてお金をだまし取る詐欺です。

実際にあった還付金詐欺の手口

- ・市役所の職員を名乗る男から、医療費還付があるから、ATMで手続きしてほしい。操作方法を説明するから、携帯電話をもってATMに行くよう言われた。
- ・ATMに着くと携帯電話で説明を聞きながら操作するよう指示された。
- ・まず、残高照会をして金額を読み上げるよう言われた。
- ・次に、電話の相手の男が「コード番号」だと言って読み上げる数字を順番に入力した。
- ・最後に「振り込み」ボタンを押すように指示された。
- ・「何で振り込みボタンなのですか？」と尋ねたが、「そのATMは古い機械なので通信ボタンがないのです。振り込みボタンが通信ボタンの代わりなのです」と言われた。

被害にあった原因

- ・高齢者のなかには、**ATM操作経験のない人**が多いため、言われるままに操作してしまう。
- ・電話の相手の男から、「大丈夫、ゆっくりでいいですよ」とあくまで**丁寧で親切に指示されるため、「さすが役所の職員」と信用してしまう。**
- ・携帯電話で矢継ぎ早に指示が出されるうえ、慣れないATMの操作に手間取り、後ろにATMを待つ人の列ができてしまうため、**早く終わらせたいという焦りが生じて冷静な判断ができなくなり、振り込んでしまう。**

などが重なって、疑うこともなく振り込んでしまうことが多いようです。

被害に遭わないために

国、県、市町村などの役所が、ATM操作による還付手続き等を誘導することは絶対にありませんので、**ATMに誘導されときは、「振込め詐欺だ」と思ってください。**

ATMの前で携帯電話しながら操作に手間取っている人(特に高齢者)などを見かけたときは、「振込め詐欺ではありませんか」など一声かけてあげるか、行員の方に知らせましょう。

【平成21年1月～12月までの山形県内における被害状況】

オレオレ詐欺	15件	約2530万円	架空請求詐欺	27件	約2360万円
融資保証金詐欺	16件	約1040万円	還付金等詐欺	0件	
合計	58件	約5930万円			

9 安全安心のまちづくりの地域活動

犯罪や事故のない「安全で住み良い地域社会」を実現するためには、警察や自治体とも提携しての地域ぐるみの活動が大切です。

（１）美しい・よき環境作りの活動

青少年育成団体や少年補導団体、地域PTA等が協力して、卑猥なチラシなどを取り除く活動を行ったり、少年の溜まり場となりやすい場所を点検する活動などが挙げられます。



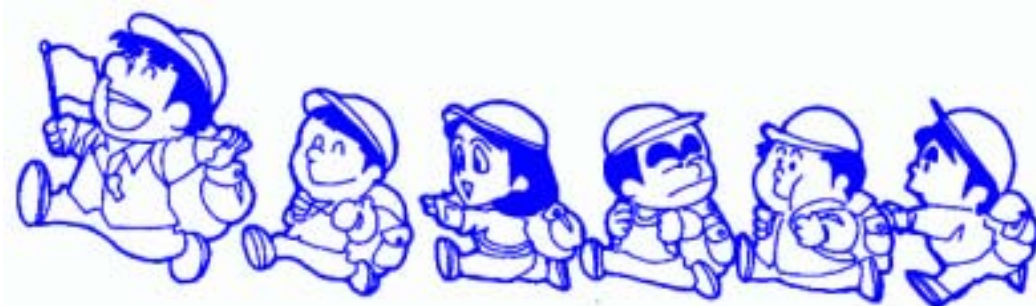
（２）相互訪問・助け合い活動

地域の自治組織や各種ボランティア団体、子ども会、婦人会や青少年ボランティア等が、共同で寝たきりのお年寄りや一人暮らしの老人宅を訪問する「ふれあいを通じた防犯活動」などが挙げられます。

（３）安全な環境作り活動

防犯協会と協力して地域の環境や安全問題等について相談を受けたり、各家庭の防犯指導や防犯灯の点検、整備、危険箇所の確認等の活動が挙げられます。

特に、子ども見守り隊の結成等による下校時巡回パトロールなどは、子どもへのいたずら、痴漢の出没、空き巣等の防止に力を発揮します。



交通安全

交通安全

1 安全な交通社会を目指して

日本では、車社会の急激な進展に対して、交通安全施設の不足や安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者が著しく増加しました。このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、昭和45年に交通安全対策基本法が制定され、県、市町村、及び関係団体が一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。その結果、本県の年間の交通事故による死者数は、昭和46年の204人をピークに、その後減少傾向に転じ、平成20年には、昭和31年以来52年ぶりに40人台となり、ピーク時の4分の1にまで抑制されました。また、負傷者数も平成12年から8年ぶりに1万人を下回りました。

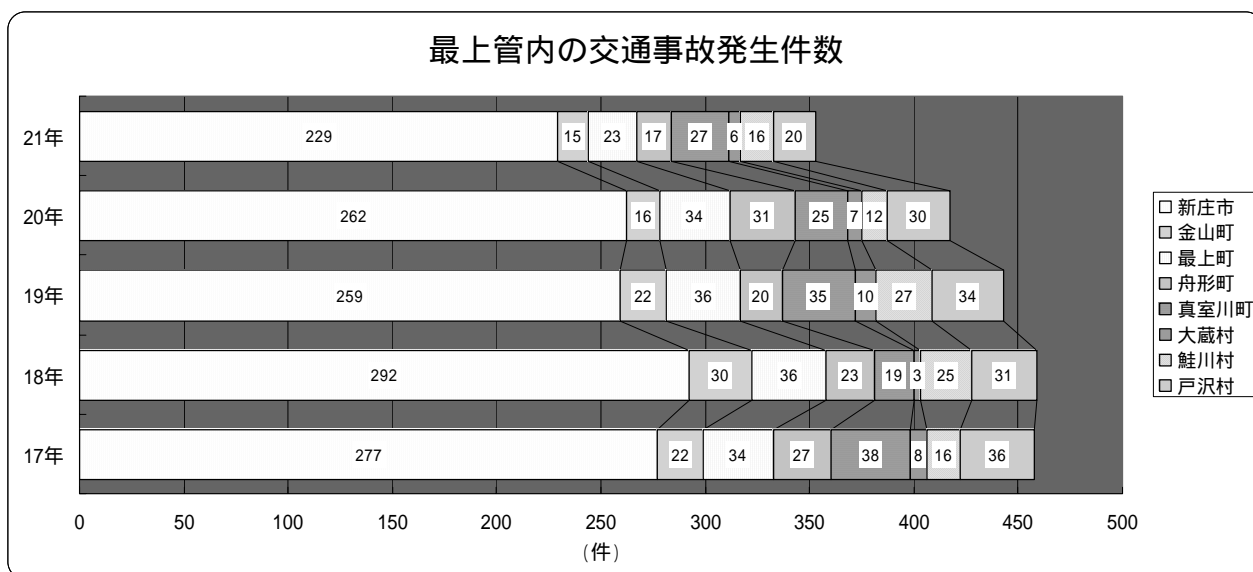
このように、交通安全対策と県民ひとり一人の意識高揚により、交通事故は減少傾向にあります。が、いまだに年間約1万人の死傷者が発生している現実を忘れてはなりません。

交通事故の防止は、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会」を目指し、地域の実態に即した施策を強力に実施していく必要があります。

2 最上地区の交通事故発生状況および特徴

死者数	17年	18年	19年	20年	21年
新庄市	3	4	4	2	1
金山町	1	0	1	0	1
最上町	2	0	3	2	1
舟形町	1	0	0	1	0
真室川	1	1	0	0	0
大蔵村	0	0	0	0	0
鮭川村	0	0	0	0	0
戸沢村	0	0	1	1	0
計	8	5	9	6	3

国道など幹線道路での発生が多い
 車同士の事故が多く、特に追突事故が多い
 高齢者の事故が目立つ
 単路での事故が多い



3 交通安全マナーアップ

多発する交通事故の背景には、慣れ等から生じるルーズな運転、相手への思いやりに欠ける自分本位の運転があげられます。交通マナーアップを図ることが、交通事故のない安全・安心な交通社会を築く大きな原動力となります。

（１）ドライバーのマナー

- ・「ゆとりある運転」をしましょう
- ・信号交差点では「観る・知らせる・やさしい運転」を実践しましょう
- ・横断歩行者には一時停止の思いやり運転をしましょう
- ・運転中の携帯電話はドライブモード・電源オフにしましょう



（２）歩行者のマナー

- ・少し遠回りでも、信号機や横断歩道を利用しましょう
- ・横断するときには、通過車両に横断旗や手で合図をするなどの横断の意思表示をして、安全を確かめて横断しましょう。
- ・通り慣れた交差点でも、必ず安全を確かめましょう。
- ・夜間、近づいてくる車がある時は、通り過ぎるまで待ちましょう。
- ・夜の外出は明るい服装で、必ず反射材を付けましょう。

夜光反射材

夜光反射材は薄暮時や夜間の視認性を高めるのに非常に有効です。

自分自身を守るために、帽子、服、靴、かばん、自転車などに夜光反射材を付けましょう。

全国反射材普及協議会認定品：反射材のお求めは、山形県交通安全協会までお問合せ下さい。

（３）自転車のマナー

- ・傘差し運転や携帯電話を使用しながらの運転はやめましょう
- ・「止まれ」の標識があったら、必ず止まって安全確認をしましょう
- ・進路変更する時は、必ず後方を確認しましょう
- ・夜間、自転車は必ずライトを点灯しましょう

4 飲酒運転の根絶に向けて

全国的に飲酒運転が社会問題化する中、最上地域においても、飲酒運転はいまだ後を絶たず、深刻な状況にあります。飲酒運転は絶対に許さない環境づくりをみんなで進めていきましょう。

（１）飲酒運転に対する法規制について

飲酒運転に対する法規制

酒気を帯びて車両等を運転してはならないことは、ご存知のとおりです。（道路交通法第 65 条第 1 項）飲酒運転や悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、2001 年 12 月に刑法が改正され、新たに危険運転致死傷罪が創設されました。また、2002 年 6 月には道路交通法が改正され、「酒気帯び」「酒酔い」状態での運転、いわゆる飲酒運転に対する罰則が強化されました。

これにより、飲酒運転などは、故意の危険運転行為とみなされ、死傷事故を起こした場合は、従来の過失責任よりも重い罪に問われることとなりました。

飲酒運転の罰則

ア、刑 法

(ア) 自動車運転過失致死傷罪(刑法第 211 条第 2 項)

運転行為	事故の結果	罰 則
不注意運転（過失）による交通事故	人を死亡又は負傷させた	1ヶ月以上7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

(イ) 危険運転致死傷罪(刑法 208 条の 2)

運転行為	事故の結果	罰 則
アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行	人を負傷させた	1ヶ月以上15年以下の懲役
	人を死亡させた	1年以上20年以下の懲役

イ、道路交通法

(ア) 罰則

内 容	罰 則
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両提供	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒類提供や同乗	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



(イ) 違反行為の点数・処分内容等

内 容	状 態	点数	処分内容	欠格・停止期間
酒 酔 い 運 転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態	25点	免許の取消	2年
酒 気 帯 び 運 転	呼気1リットル中アルコール0.25mg以上	13点	免許の停止	90日
	呼気1リットル中アルコール0.15mg以上0.25mg未満	6点	免許の停止	30日

(注)この処分は一例であり、過去の交通事故や交通違反の前歴等により異なる。

「欠格・停止期間」は前歴なしの場合である。

(2) 近年の飲酒運転事故 刑事裁判の判決例

泥酔し、居眠り状態で運転し歩行者5人がはねられて死亡

罪名：危険運転致死罪 刑罰：懲役15年（H15年10月確定）

事故の内容：会社忘年会で酒を飲み、普通乗用車を運転し帰宅する途中、前方の道路左端を対面通行していた歩行者5人を次々にはねて死亡させた。

判決理由：身体に酔いが回っていることを自覚していながら 家まで近いから大丈夫だ などと考えて運転に及んだもので、安全意識が欠如したその安易な態度は厳しい非難を免れない。

酒に酔って蛇行走行し、停止車両に衝突、3人が死傷

罪名：危険運転致死傷罪 刑罰：懲役12年（H15年12月確定）

事故の内容：飲酒してトレーラを運転し、故障車の搬送作業のために停止していた普通貨物車と故障車に突っ込み、車外にいた故障車のドライバーら二人を即死させ、作業員にも重傷を負わせた。

判決理由：出発直前まで飲酒を続けるなど、職業運転手としてのモラルに大きく背き、飲酒運転の危険性や他者の生命・身体の安全に対する配慮を著しく欠いており、その無謀性は際立っている。

酔いの影響で赤信号の発見が送れ、出会い頭の衝突で死傷事故

罪名：危険運転致死傷罪、道路交通法違反

刑罰：懲役7年（H15年10月確定）

事故の内容：飲酒して普通乗用車を運転し、前方の赤信号に気づくのが遅れて交差点に侵入、交差点から来た普通乗用車と出会い頭に衝突し、相手方のドライバーを死亡させ、同乗者にも重傷を負わせたうえ、現場から逃走した。

判決理由：自分は飲酒運転をしても事故を起こさないなどと過信し、多量の酒を飲んで運転したもので、飲酒運転の危険性をまったく考えず犯行に及んだ動機に酌量すべき余地はない。

飲酒して前方注視を怠り、追突死亡事故

罪名：業務上過失致死傷罪、道路交通法違反

刑罰：懲役2年10月（H14年8月確定）

事故の内容：友人らと一緒に飲酒し、普通乗用車を運転して帰宅する途中、前方を走行していた普通貨物車に時速約80キロで追突し、その車のドライバーを死亡させたうえ、現場から逃走した。

判決理由：運転することを分かっているながら多量の酒を飲んだ上に、前方を注視しないで運転した行為は、危険かつ悪質極まりないもので、その過失は重大である。

酒気帯び・前方不注視で自転車に衝突、二人が死傷

罪名：業務上過失致死罪、道路交通法違反

刑罰：懲役2年4月（H14年8月確定）

事故の内容：酒気を帯びて普通乗用車を運転し、左前方を通行していた二人乗りの自転車の後部に衝突、その同乗者を死亡させ、運転者にも重傷を負わせたうえ、現場から逃走した。

判決理由：ドライバーとしての基本的な注意義務を怠り、かつ酒気帯び運転で事故を引き起こしたことの刑事責任は重い。

（3）近年の飲酒運転事故 損害賠償の判決例

酒に酔って高速道路で追突、幼児二人が焼死

損害賠償：約2億5,000万円（H15年7月確定）

事故の内容：酒を飲み、高速道路で大型貨物車を運転し、料金所手前で減速していた乗用車に追突、炎上させ、その車に乗っていた幼児二人を焼死させた。

判決理由：勤務先の運送会社が適切な調査を行っていれば、このドライバーの常習的な飲酒運転を把握し、事故を未然に防止することができた。

酔いのため眠気を催し、路外に逸脱、50代男性がはねられて即死

損害賠償：約7,700万円（H14年1月確定）

事故の内容：勤務先での飲み会の後、乗用車を運転して帰宅する途中、T字路交差点の突き当りの建物に突っ込み、その玄関先にいた50代男性をはねて即死させた。

ひき逃げ死亡事故、酒酔い運転を止めなかった同乗者にも賠償命令

損害賠償：約5,200万円（H15年5月確定）

事故の内容：元請会社の従業員であるドライバーは、下請け会社の従業員二人と出張中、ワゴン車を運転して3人で飲みに出かけ、宿泊先の旅館に戻る途中、前方を走行していた原動機付自転車追突。19歳男子学生を死亡させたうえ、現場から逃走した。

判決理由：同乗の二人は、車で帰ることが分かっているが一緒に飲酒したうえ、車のエンジンキーを差し込めないほどドライバーが酩酊していたことが明らかだったにもかかわらず、積極的に飲酒運転を制止しなかった。たとえ仕事上の上下関係があったとしても、同乗者には酒酔い運転を阻止する義務がある。

飲酒運転の車に同乗して死傷すると

飲酒運転の車に同乗して事故にあい、死傷した場合、事故の危険性の高いことを知りながら敢えて同乗したとみなされ、賠償金が減額されるケースが多い。

（４）飲酒運転事故における自動車保険の補償範囲について

万が一、飲酒運転で交通事故を起こしてしまった場合の保険金の支払い有無は下表のとおりです。他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合には、保険金が支払われますが、運転者自身のケガや、自分の車への損害には支払われません。

保険種類		補 償 範 囲	補償の有無
自 賠 責 保 険		法律によって全ての自動車とバイクに加入が義務付けられている強制保険です。自動車事故によって他人を死亡させたり、ケガを負わせたりした場合に一定額を補償します。	
任意の自動車保険（注1）	対人賠償保険	他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に自賠責保険で支払われる金額を超える損害賠償額に対して支払われる保険	
	対物賠償保険	他人の自動車等の財物に与えた損害に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われる保険	
	自損事故保険	自賠責保険では補償されない運転者自身の自損事故（運転ミスによる電柱への衝突など）で、運転者等が死傷した場合に支払われる保険	×
	無保険車傷害保険	対人賠償保険を契約していないなど、賠償資力が十分でない他の自動車に衝突されて、運転者や搭乗者が死亡または後遺障害を被った場合に支払われる保険	×
	搭乗者傷害保険	運転者や同乗者など、自動車に搭乗中の人事故によって死傷した場合に支払われる保険	(本人) × (注2)
車両保険	衝突・接触・転覆・モノの落下や、火災・爆発・盗難・台風・洪水など、偶然の事故によって自動車が損害を受けた場合に支払われる保険	×	

：補償される ×：補償されない

（注1）自家用自動車総合保険（SAP）の場合 ただし、約款、契約上の条件がある場合は補償されない場合もあります。契約内容をよくご確認ください。

（注2）同乗者は補償されます。

（５）新しい視点での予防対策を

飲酒運転の背景を探ってみると・・・

職場や地域社会に欠かせない「酒のつきあい」

特に最上地域はコミュニケーション手段のひとつとして、「酒」が欠かせないものであり、「1杯くらい」と勧められて気が緩み、「運転するのについ」という状況になりがちです。

アルコールの作用・害に関する無知

アルコールの作用や害を知らず、誤解をしている場合もあります。「コーヒーを飲んだから酔いはさめた」とか、「少し寝れば大丈夫」などという考えは危険です。

「自分は大丈夫」という思い込み

お酒の強い人の中には、「自分はうまく飲める」「これくらい大丈夫」と思い込んでいる人もいます。

眠るための飲酒

交代制勤務の人々の中には、寝入るためにアルコールが手放せなくなり、しだいに量が増え、依存へと進んでしまうケースがあります。

職場での「かばいあい」の構造

便宜を図りあう 少々のは見えて見ぬふりをする お互いのミスをかばいあう、という構造が職場にみられることがあります。これが、飲酒問題を隠す温床になってしまいます。

アルコールへの依存（飲まずにいられないメカニズム）

習慣飲酒を続けていると、ほどほどでやめるのが難しくなり、いつしかアルコール依存症に移行することがあります。アルコールが切れるとイライラして集中力が落ちるため、それを防ぐために飲酒するというこも起きてきます。この場合、断酒ベースの治療が必要です。

飲酒を助長する土壌をそのままにして管理を強めれば強めるほど、処罰を恐れて、巧妙に隠す、かばいあいという事態が起きがちです。そして時が経ち、飲酒運転のチェックがマンネリ化し、緊張感が薄れた頃に、再び飲酒運転が起きることになります。たとえ解雇しても、運転手は飲酒問題を抱えたまま他社に移り、飲酒運転をする可能性があります。悲惨な飲酒運転事故を根絶するには、アルコールに関する正しい知識の普及を図る「啓発」と、「予防教育」に重点をおいた再発防止策が望まれます。

5 事故が起きてしまったときの対処法

（１）万一事故が起きた場合

万一事故が起きた場合は、運転者や乗務員は次の措置をとらなければなりません。

事故続発を防止するため、車を安全な場所に移動し、エンジンを切る。

負傷者がいたら、応急手当をする。（救急車 119 番）

人身事故の救護義務違反は 10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

自分が負傷した場合は、軽い怪我でも必ず警察官に報告し、頭部などに衝撃を受けたときは、外傷がなくても、後遺症が起きた場合に備えて、医師の診断を受けましょう。

警察官に報告し、指示を受ける。

報告事項は、事故発生日時、場所、死傷者数と負傷の程度、物の損壊程度、事故車の積載物などです。

保険会社に連絡する。

～ は法律で定められている運転者及び乗務員の義務です。必ず実行してください。

このほか、事故後の補償問題等に備えて、次の措置をとってください。

ア、加害車両の登録番号を確認・記録する。

イ、運転免許証等により加害者の住所・氏名・連絡先を確認・記録する。

ウ、勤務先と雇主の住所・氏名・連絡先を確認・記録する。

エ、事故の証人（目撃者）の証言をメモする。

オ、可能であれば、事故のすぐあと記憶の薄れないうちに、現場見取り図や事故の経過を記録したり、写真を撮る。

(2) 事故現場に居合わせた人も協力を

負傷者の救護(119番呼び出しを含む)や事故車両の移動に対して積極的に手助けするとともに、ひき逃げを見かけたときは、車種、ナンバー、色などの車の特徴を110番通報などで警察署に届けましょう。

6 ドライバー向け豆知識

(1) 免許証をなくしたとき

運転免許証を亡失・滅失、又は汚損・破損した場合、再交付を受けることができます。

受付場所・時間

受付場所	受付日時		交付日
総合交通安全センター (023-655-2150)	月～金	8:30～10:30 13:00～15:00	即日交付 県外から転入同時交付申請の場合は、約2週間後
新庄警察署(22-0110)	月～金	8:30～16:30	約2週間後

土・日・祝日・年末年始の休日の受付はしていません。

手続きに必要な書類等

- ・写真1枚(申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦3cm×横2.4cmのもの(白黒可))
- ・交付手数料 3,200円
- ・身分を確認できるもの(保険証、パスポート、通帳等)
- ・印鑑(総合交通安全センターで手続きの場合のみ)
- ・汚破損の場合は、その免許証を持参してください



本籍、住所、氏名等に変更のある方は、記載事項変更手続きのページ(P30)を確認のうえ、必要なものを持参してください。

なくした免許証が見つかったら、必ずその免許証を返納しなければなりません。

(2) 運転免許証の更新手続きを忘れた時の手続き

運転免許証の更新手続きを忘れた時の手続きは次のとおりです。(やむを得ない理由のある方は、事前に内容を新庄警察署免許係又は総合交通安全センターに問い合わせてください。)

失効後6ヶ月以内の方

失効理由	うっかり失効 やむを得ない理由あり(理由証明書が必要)
試験実施日	月曜日～金曜日(振替休日、祝祭日及び年末年始の休日は除く)
受付時間	午後1時～午後1時30分(総合交通安全センター2階)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・失効免許証 ・申請書(受付で準備) ・受験票(受付で準備) ・住民票(本籍地記載のもの。住所は山形県内であること。) ・写真(3センチ×2.4センチ)1枚 ・理由証明書(やむを得ない理由の方) パスポート、診断書等
試験区分	学科試験及び技能試験が免除
講習区分	・優良運転者講習 ・一般運転者講習 ・違反運転者等講習 ・高齢者講習

失効後6ヶ月を超え1年以内の方(仮免許証交付)

失効理由	うっかり失効
試験実施日	月曜日～金曜日 (振替休日、祝祭日及び年末年始の休日は除く)
受付時間	午前8時30分～午前9時 (総合交通安全センター2階)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失効免許証 ・ 申請書 (受付で準備) ・ 受験票 (受付で準備) ・ 住民票 (本籍地記載のもの。住所は山形県内であること。) ・ 写真 (3センチ × 2.4センチ) 1枚
試験区分	大型仮免、普通仮免の学科及び技能試験が免除
講習区分	一般受験の場合は、仮免許証交付後、路上練習及びその後の試験が必要

やむを得ない理由で更新手続きができなかった方で、失効後3年以内で、かつ当該事情がやんだ日から1ヶ月以内の方

失効理由	海外旅行、災害、病気、身体拘束等の理由により更新手続きができなかった方で、失効後3年以内でかつ当該事情がやんだ日から1か月以内の方
試験実施日	月曜日～金曜日 (振替休日、祝祭日及び年末年始の休日は除く)
受付時間	午後1時～午後1時30分 (総合交通安全センター2階)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失効免許証 ・ 申請書 (受付で準備) ・ 受験票 (受付で準備) ・ 住民票 (本籍地記載のもの。住所は山形県内であること。) ・ 写真 (3センチ × 2.4センチ) 1枚 ・ 理由証明書 (パスポート、診断書等) ・ 住民票除票(本籍地記載のもの)又は戸籍抄本の附票 (住民票の無い方) ・ 一時滞在先の証明書 (一時県内滞在先の方)
試験区分	学科試験及び技能試験が免除
講習区分	・ 違反運転者等講習

やむを得ない理由が平成13年6月19日以前に発生した方で、かつ当該事情がやんだ日から1ヶ月以内の方

失効理由	海外旅行、災害、病気、身体拘束等の理由により更新手続きができなかった方で、かつ当該事情がやんだ日から1か月以内の方
試験実施日	月曜日～金曜日 (振替休日、祝祭日及び年末年始の休日は除く)
受付時間	午前8時30分～午前9時 (総合交通安全センター2階)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失効免許証 ・ 申請書 (受付で準備) ・ 受験票 (受付で準備) ・ 住民票 (本籍地記載のもの。住所は山形県内であること。) ・ 写真 (3センチ × 2.4センチ) 1枚 ・ 理由証明書 (パスポート、診断書等) ・ 住民票除票(本籍地記載のもの)又は戸籍抄本の附票 (住民票の無い方) ・ 一時滞在先の証明書 (一時県内滞在先の方)
試験区分	学科試験は受験が必要。技能試験は免除。
講習区分	・ 違反運転者等講習

（３）運転免許証の記載事項変更手続き

運転免許証の記載事項変更手続きは次のとおりです。

受付場所・時間

受付場所	受付日時		備考
総合交通安全センター (023-655-2150)	月～金	8:30～12:00 13:00～17:15	土・祝日・年末年始 の休日の受付はし ておりません。
	日	8:30～12:00 13:00～16:00	
新庄警察署 (22-0110)	月～金	8:30～17:15	土・日・祝日・年末 年始の休日の受付 はしておりません。

手続きに必要な書類等

変更しようとする事項	必要な書類
本籍、氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・本籍地の記載された住民票抄本 外国籍の方は、外国人登録証明書（提示）
県内での住所変更 例）山形市 新庄市	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住所と氏名が確認できる書類 （住民票抄本、公共料金領収書、官公庁発行の郵便物等）
他都道府県から山形県へ転入し た場合 例）東京都 山形県新庄市	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住所と氏名が確認できる書類 （住民票抄本、公共料金領収書、官公庁発行の郵便物等） ・写真1枚（6か月以内に撮影した正面、上三分身、無 帽、無背景の縦3cm×横2.4cmの写真（白黒可））

手数料はかかりません。

届出は原則として本人ですが、家族等の場合、委任状と代理の方の身分証明書（運転免許証）が必要になります委任状の様式は任意ですが、委任者と受任者の住所、氏名を記載するとともに、それぞれ押印してください。

住所が変わった場合、変更の手続きをしないと「更新連絡書」が届きませんので、速やかに、手続きをして下さい。

（４）高齢者の運転免許証の更新手続き

申請手続きの時点で70歳以上の方については、高齢者講習修了証明書が必要になります。

該当者には高齢者講習受講の案内が届きますので、免許を更新される方は、自動車学校において受講し、高齢者講習修了証明書をもってください。

受講に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の案内のはがき ・運転免許証 ・受講料 6,150円 （小型特殊免許のみの場合は3,000円）
講習の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の状況と運転のかかわり、交通事故の実態など安全運転に必要な知識に関する講習 ・実車運転や検査器材による検査に基づいた指導等 3時間 （小型特殊免許のみの方は実車運転による講習がないため2時間）

受講申し込み方法	自動車学校に事前に電話で予約を入れてください。 ・新庄自動車学校 22-1259 ・新庄第一自動車学校 22-3912 ・日通自動車学校 25-2221
----------	---

（５）国外（際）運転免許証取得の手続き

国外（際）運転免許証取得の手続きは次のとおりです。

受付場所・時間

受付場所	受付日時		交付	備考
総合交通安全センター (023-655-2150)	月～金	8:30～12:00 13:00～15:30	即日交付	土・日・祝日・年末年始の休日の受付はしていません。
新庄警察署 (22-0110)	月～金	8:30～16:30	約2週間後	土・日・祝日・年末年始の休日の受付はしていません。

手続きに必要な書類等

- ・日本の運転免許証
- ・印鑑
- ・交付手数料 2,650 円
- ・パスポート、船員手帳等、外国に行くことを証明する書類
- ・写真 1 枚(申請前 6 か月以内撮影の正面、上三分身、無帽、無背景（縦 5 cm × 横 4 cm）（白黒可））

古い国外免許証をお持ちの方は、その国外免許証をお持ちください。

国外免許証で運転できる国等はジュネーブ条約加盟国及び特別行政区(県警 HP 参照)です。

それ以外の国については渡航する国の大使館等に確認してください。

国外免許証の有効期間は登録の日から 1 年間です。有効期間が満了したときは、総合交通安全センターまたは警察署にお返しく下さい。

（６）外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え手続き

外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え手続きは次のとおりです。

条 件

- ・取得している外国の運転免許証が有効期間内であること。
- ・外国の運転免許証を取得した日から 3 か月以上その国に滞在したことが証明できること。
- ・我国の法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識を有していること。

予約申込み

初めて書類審査を受ける時又は学科、技能の審査を受ける時は事前予約が必要です。

書類審査

書類審査のために必要となる書類

- ・外国の運転免許証
- ・パスポート（外国の運転免許取得後の状況がわかる全てのパスポート）
- ・住民票抄本（本籍地記載のもの）又は外国人登録証明書
- ・写真（縦 3 センチ × 横 2.4 センチ）1 枚
- ・日本語による翻訳文（JAF 又は大使館発行）
（外国運転免許証の翻訳）JAF 山形支部 山形市小立二丁目 1 - 59 電話 023(625)4520
- ・その他証明書類（例 最初の取得日が不明の時は、その証明書等）

申請書の作成

受験資格を有する方は、受験申請書を作成し申請します。

試験手数料は、普通第一種の場合は2,400円

学科審査（5分間）

書類審査を終了した方に対し、自動車等の運転に必要な知識に関する審査を実施します。

（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びペルシャ語の6か国語）

10問中7問以上正解を合格とし、合格日より6か月間、学科審査は免除となります。

技能審査

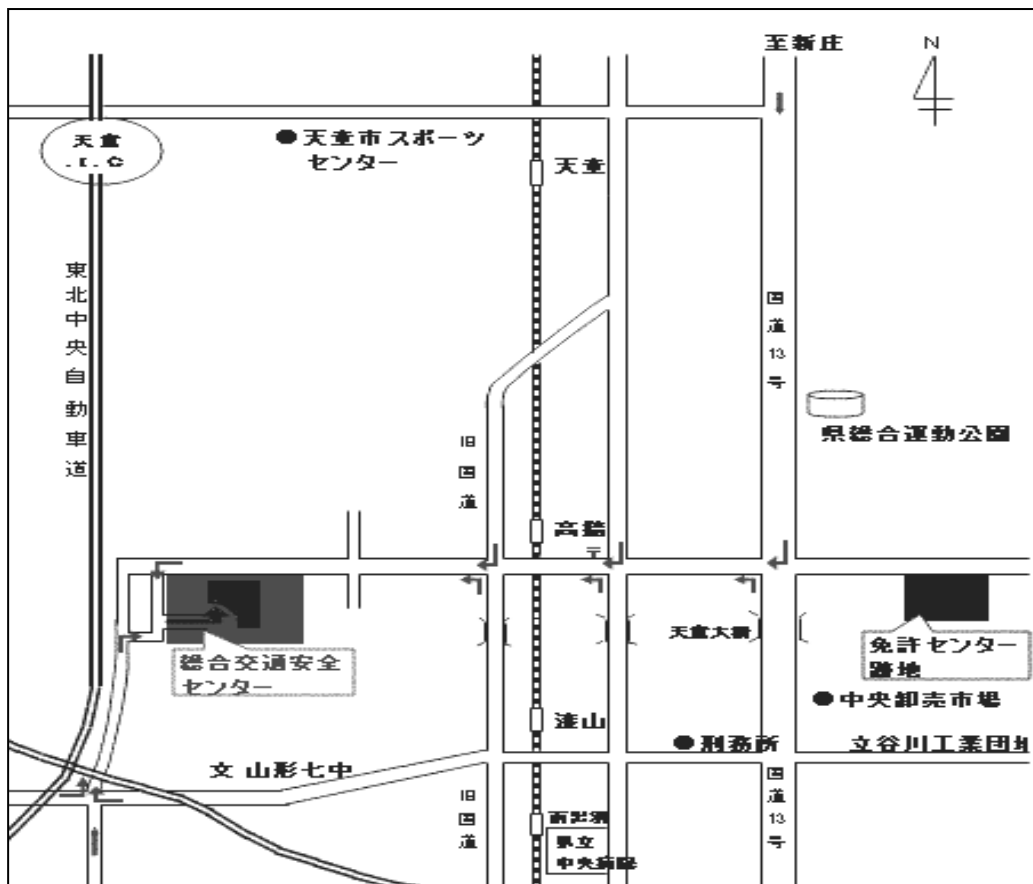
学科審査を合格した方は、総合交通安全センター技能試験コースにおいて審査を受けます。

合格発表

学科審査と技能審査に合格した方は、別途指定日に適性試験に合格して全ての合格となります。

免許証の交付 交付手数料は1,650円

総合交通安全センター案内図



【所在地】 〒994-0068 天童市大字高掬 1300 <TEL:023-655-2150>

【交通手段】 <バス> 天童バスターミナル～交通安全センター・・・約10分

<タクシー> 奥羽本線高掬駅～交通安全センター・・・約5分

(7) 車の警告灯がついたら

車の計器パネルの警告灯が点灯したら、異常が発生していますので、速やかに正しい対処をしましょう。

排気温警告灯

排気温度が異常に高くなっています。速度を落として燃えやすいもののない場所に移動し、エンジンを切ります。

油圧警告灯

エンジンオイルの潤滑系統に異常が発生しています。ただちに安全な場所に停車し、エンジンを切ります。そのまま走行するとエンジン破損の恐れがあります。

充電警告灯

バッテリーの充電系統に異常があります。停車してエンジンを切り、ファンベルト（オルタネーターベルト）の点検をしてください。

ブレーキ警告灯

ハンドブレーキの戻し忘れか、ブレーキ液量の異常です。ハンドブレーキを解除しても点灯したままなら、サービス工場での点検する必要があります。

水温計のレッドゾーン

針がレッドゾーンに入ったら、オーバーヒートの恐れがありますので、停車してエンジンを切らずにボンネットを開け、冷やしてください。



（ 8 ） 冬道の交通安全 必須テクニック

ドライビングポジション

正しいドライビングポジションで運転することが大切です。

- ・ シートの背もたれは寝かせずにできるだけ立てる。
- ・ 背中と尻を密着させて深く腰掛ける。
- ・ ハンドルを握ったときのひじがほぼ直角になり、ひざが十分曲がる位置にシートを前後に調整する。
- ・ シートベルトの金具をカチッと音がするまで差し込む。
- ・ シートベルトの横ベルトは腰骨の位置に巻く。
- ・ シートベルトの縦ベルトはねじれのない状態で胸の中央にあてる。

発進操作テクニック

- ・ アクセルは、足の重みを加える程度にソフトに踏み込む。
駆動輪の空転スリップは、アクセルの踏みすぎが原因です。エンジン回転数は 1000 ~ 1500 に抑える。
- ・ 少し動き出してから、走りが安定するまでアクセルの踏み込みを一定に保つ。
- ・ 空転スリップして発進できないときは、次の方法を試す。（空転スリップ状態を続けると、その部分の路面は鏡面化してグリップ力がますます弱くなります。）
ア、直ちにアクセルを戻して、もう一度ゆっくり発進し直す。
イ、後方の安全を確認して、少しバックして別の路面に載せてから発進し直す。
ウ、“ アクセルをゆっくり踏み込み、空転したら直ちに戻し、また踏み込む ” という操作を繰り返す。

ブレーキ操作のテクニック

スリップ事故の大半はブレーキングのまずさが要因。冬道特有のブレーキ・テクニックの習得が必要不可欠です。

【冬道ブレーキングの基本的手順】

- ・ 半分をめどに踏む。
- ・ ロックしたら緩める。
- ・ 指先で踏み力を加減する。

【ABS】（アンチ・ロックブレーキシステム Anti-lock Brake System）のブレーキ・テクニック

- ・ABSは、いざというときに有効な機能ですが、過信は禁物。その機能に応じたブレーキ・テクニックが必要です。
- ・ABS作動時は、振動に負けずにしっかり踏み続けないとABSの効果が発揮されません。
- ・ABSは雪上で効果を発揮しますが、アイスバーンにおいては、逆に制動距離が長くなる場合が多いので、ブレーキ操作の使い分けが必要です。

カウンターステア操作

スキッド（横滑り）やスピン（回転）が発生したら急ブレーキは厳禁。正しい対処のテクニックをしっかり習得しておきましょう。

尻振りしたら

- ・右に尻振りしたら、ハンドルは少し右に回す。
- ・左に尻振りしたら、ハンドルは少し左に回す。
- ・ハンドル操作で尻振りしたらハンドルをちょっと戻す
- ・加速して尻振りしたらアクセルを緩める
- ・ブレーキを踏んで尻振りしたらブレーキを戻す



交差点の安全通行のポイント

スリップ事故の大半は交差点やその付近で発生します。冬道の交差点に潜む特有の危険と安全通行法の習得が必要です。

見通しの悪い交差点では、鼻先を少しずつ出して、まず右、次に左の安全を確認します。

カーブの安全走行のポイント

正面衝突事故や単独事故の多くがカーブで発生しています。

- ・左カーブでスリップすると、正面衝突に直結する危険性が高い。
- ・右カーブでは、対向車線にはみ出しぎみで走行しやすく、対向車が登場すると、進路を乱し、単独事故が発生しやすい。
- ・安全走行のポイントをしっかり身につけ、実行することが大切。

カーブでの安全速度： 見通せる距離内で停止できる速度

スローインの鉄則： カーブでは、事前にシフトダウンして十分減速し、カーブの頂点を過ぎるまでアクセルの踏み込みを一定に保つ。

坂道の安全走行のポイント

ゆるやかな下り坂でも、制動距離は想像以上に長くなります。エンジブレーキを活用し、足ブレーキに頼らない運転が必要です。

下り坂：下り坂に入る前にギアをシフトダウンし、エンジブレーキを効かせ、足ブレーキの使用を極力避けるとともに、前の車との車間距離を平地よりも少し長くとる。

上り坂：上り坂に入る前に、勾配に合った適切なギアにシフトダウンする。不用意なシフトダウンやアクセル踏み込みはスピンを招きやすいので禁物です。

直線路の安全走行のポイント

正面衝突、単独事故の大半は直線路で発生しています。直線路に潜む危険に対する十分な警戒と対処法が必要です。

追い越しはきわめて危険： 追い越しのハンドル操作時にスリップやスピンが発生する危険性が非常に高い。

車線変更は慎重に： 車線変更のハンドル操作時にスリップやスピンが発生する危険性が高い。

視界不良時の安全走行のポイント

吹雪などによる視界不良時は、事故発生の危険性が大きくなります。ライトは必ず点灯し、安全な走行法を確実に実行することが必要です。

- ア、見えない先に危険を想定しておく。
- イ、相手からの視認性を高めるため必ずライトを点灯する。
- ウ、前車のテールランプが見え隠れする程度の車間距離を一定に保つ。
- エ、前車のブレーキランプが点灯したら、すかさずブレーキを踏む。
ただし、慌てずに軽く踏んで制動を確かめること。慌ててブレーキを強く踏むとスリップやスピニングが発生して事故を招く恐れがある。
- オ、突然視界が奪われたら、アクセルを戻すだけで、急ブレーキは禁物。
- カ、吹雪が悪化して、視界が好転するまで停止するときは、路肩に寄せて停止し、ハザードランプを点灯すること。

（ 9 ） 踏み切りでのトラブル

遮断機が降りて踏み切り内に閉じ込められたら

遮断機を押して出る。脱出後、近くの駅に連絡する。

踏み切り内でエンストし、すぐにエンジンがかからないとき

MT車は、ローギアに入れたままセルモーターを回すと、セルモーターの力で移動できます。

踏み切り内でどうしても動けなくなったら、列車を止める手配をする。

- ・非常ボタンがあるときは、カバーの上から強く押すと発炎筒が発火します。
- ・非常ボタンが無いときは、車の備品の発炎筒や赤旗などを、列車に向かって走るなどしながら、円形に振ります。

上記により列車を止めても、列車・乗客が無事ならば、損害金の支払いはないのが通例です。

列車が迫ってきたら、線路脇に出て、列車の進行方向と逆の方向に逃げる。

- ・列車の進行方向に逃げると、衝突時の破片で負傷することがあります。

車の高さ制限を守りましょう。

- ・クレーン車のアームやダンプカーの荷台を上げたまま踏み切りに入ると、電車線に触れて感電したり断線するなど、大きな事故に発展します。

（ 10 ） 走行中に地震が発生したら

まず、車を止める。

慌てずゆっくり道路左端などに停止。市街地では大きな建物のそばをなるべく避けましょう。

カーラジオで情報を聞く。

正確な情報を得るとともに、警察などからの指示を確認しましょう。

状況が分かるまで車内で待機。

車のルーフは、ヘルメット以上に安全とされています。緊急脱出に備えて、ドアロックはすべて外しておきましょう。

車での避難は禁物。

全面通行禁止の規制が出るかもしれません。車での右往左往はパニックを拡大するだけです。避難する時は、キーを付けたままにして、徒歩で避難しましょう。

無責任な放置はしない。

車の処置にはドライバーが責任を持たなければなりません。

（ 11 ） これが運転疲れの兆候

しきりにまばたきする。 ……………視神経が疲れています。

運転姿勢をしきりに変える。 ……長時間の運転で腰が疲れています。

首をかしげるようになる。 ………肩こりのしるしで、疲労が蓄積して来ています。

ハンドルの握り方が変わる。 ……肩から上腕が疲れており、精神的にも疲労しています。

なんとなくイライラする。 ………疲労こんぱいのシグナルです。

（12）薬には気をつけよう

病院の治療薬を服用するときは運転しても良いかどうかを医師に相談し、市販常用薬は副作用を必ずチェックしましょう。

風邪薬 眠気がしたり、体がだるくなる成分を含んでいるものがあります。

鎮痛剤 眠気や反応の遅れなどを招く成分を含んでいるものがあります。

精神安定剤 眠気、ふらつき、めまい、倦怠感、脱力感、複視（物がダブって見える）などが起こることがあります。

血圧降下剤・糖尿病治療薬 運転に影響する薬剤が含まれていることが多く、医師から説明を受けましょう。

睡眠薬 当然、服用後の運転は、絶対禁物。覚醒後の運転についても医師と相談しましょう。

胃腸薬・ビタミン剤 精神安定剤や鎮痛剤など運転には危険な薬剤を含んでいる場合があります。

（13）居眠り運転の防止心得

ときどき窓を全開して空気を入れ替える。

ペパーミント味などのガムをかむ。

ガムをかむと脳の血流量が増え、脳のリフレッシュにつながります。

指を一本ずつ開いたり、閉じたりする。

指を動かすと、脳は刺激を受けます。

歯を磨く

歯を磨く最大のメリットは、“車を止め外に出る、”という運転と異なる行為をすることにより脳がリフレッシュされることで、休憩にもなります。

休憩時には、運転中に使わない筋肉を動かす。

全身の血液の流れを良くすると、脳に酸素が運ばれ、リフレッシュします。

仮眠するなら1時間以上

1時間以内の中途半端な仮眠は、脳が目覚めていない状態で走り始めることになり、安全運転上、逆効果です。



7 自賠責保険と任意保険について

（1）自賠責保険

自動車損害賠償責任保険は、加入が義務付けられている強制保険です。

自動車の運行によって他人を死傷させた場合の人身事故による損害を支払対象としております。したがって、被害者の物の損害（自動車、建物等）は補償されません。また、損害内容によって支払限度額が設定されています。

区 分		保 険 金
死 亡	死亡による損害	最高 3,000 万円
	死亡するまでの障害による損害	最高 120 万円
傷 害	障害による損害	
	後遺障害による損害 (障害の程度に応じ 14 等級に分類)	最高 3,000 万円(第 1 級)から 最高 75 万円(第 14 級)まで
	介護を要する後遺障害による損害 (障害の程度に応じ 2 等級に分類)	第 1 級 最高 4,000 万円 第 2 級 最高 3,000 万円

（２）自動車保険（任意保険）

自賠責保険で補償されない「被害者の物の損害（自動車、建物等）」、運転者自身や同乗者のけが、自分の自動車の損害及び自賠責保険の支払限度額を越えた損害などを支払対象としています。

ただし、万が一、飲酒運転で事故を起こしてしまった場合、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合には、保険金は支払われますが、運転者自身のケガや、自分の車への損害には支払われません。

（３）賠償請求

請求する相手（賠償義務者）

ア、加害者

イ、雇い主 従業員が業務上運転中に第三者に損害を与えたとき、原則としてその雇主は使用者として賠償責任（使用者責任）を負うことになるので、その場合は、雇主にも損害賠償を請求できます。

ウ、運行供用者 自動車運行により利益を得る人のことで、たとえ自分の起こした事故でなくとも賠償責任を負うことになります。車の所有者や借主はもちろん、場合によっては貸主、名義貸主も含まれます。したがって、雇主は、使用者責任と運行供用者責任の両方の責任を負うことになります。

エ、未成年者の親

- ・未成年者が親の車を運転して事故を起こした場合は、親は、運行供用者として責任を負うことになります。
- ・未成年者が自分の車か第三者の車で事故を起こしたときは、責任判断能力の無い未成年者の場合は、親が監督者責任により賠償責任を負うことになります。
- ・責任判断能力のある未成年者の場合は、親は賠償責任を負わないこととなりますが、監督義務を十分果たしていないとの観点から、賠償請求の相手になり得るという考え方もあります。

請求できる人（賠償請求権者）

ア、被害者 自分の受けた経済的損害の賠償と慰謝料（精神的損害の賠償）とを請求できます。

イ、相続人 被害者が死亡した場合は、法定相続順位により損害賠償請求権が相続され、相続人が請求できます。

ウ、配偶者・子・父母

被害者が死亡した場合、配偶者・子・父母は、相続による損害賠償請求のほかに、それぞれ自分自身の慰謝料を請求できます。

（４）請求時効

自賠責保険では原則として、加害者請求では、被害者に賠償金を支払ってから２年、被害者請求では、事故が起こってから２年（死亡の場合は死亡してから２年、後遺障害は、症状固定から２年）で時効になり、請求権が消滅しますので、ご注意ください。

何らかの原因で請求が遅れる場合は、時効中断の制度がありますので、損害保険会社にご相談ください。

（５）交通事故証明書等の発行

交通事故の保険金や共済金の請求に添付する交通事故証明は下記のところで発行しています。また、無事故・無違反証明など、運転の経歴についての証明書も発行しています。

- 申し込み先** 〒994-0068 天童市大字高揃 1300
自動車安全運転センター山形県事務所 TEL:023-655-3456 FAX:023-655-4517
- 申請方法** センター事務所、警察署、交番、駐在所等に備え付けてある申請用紙に記入し上記住所へ郵送してください。約1週間ほどで証明書が届きます。
- 手数料**
- | | | |
|------------|----|---------------------------------|
| 交通事故証明書 | 1通 | 600円 |
| 無事故・無違反証明書 | 1通 | 700円(無事故・無違反で経過した期間) |
| 運転記録証明書 | 1通 | 700円(過去の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録) |
| 累積点数等証明書 | 1通 | 700円(交通違反・交通事故による現在の点数) |
| 運転免許経歴証明 | 1通 | 700円(過去に失効、取消した免許、現在の免許の種類) |

(6) 交通災害共済

交通災害共済は、安い掛け金で、万が一交通事故にあった場合に見舞金が受けられる制度です。

加入方法 加入申込書に会費を添えて、各市町村の交通災害共済担当課へ申し込んでください。各町内の区長さんがとりまとめしているところもあります。

会費及び見舞金 (会費・見舞い金額は平成18年度の金額です。)

	会費	共済期間	見舞い金額		
			等級	障害の程度	金額
新庄市	大人 350円 小人 300円 10/1以降 大人 200円 小人 150円 小人とは義務教育終了前まで	4/1～3/31 年度途中で加入する場合は加入日の翌日から3/31まで	死亡		100万円
			1等級	治療期間が10ヶ月以上で、かつ入院日数120日以上	25万円
			2等級	治療期間が8ヶ月以上	17万円
			3等級	治療期間が6ヶ月以上	13万円
			4等級	治療期間が4ヶ月以上	10万円
			5等級	治療期間が3ヶ月以上	7万円
			6等級	治療期間が2ヶ月以上	5万円
			7等級	治療期間が1ヶ月以上	4万円
			8等級	治療期間が15日以上1ヶ月未満	3万円
			9等級	治療期間が15日未満	2万円
			会員となっていない方が死亡の場合…交通災害弔見舞金5,000円支給		
金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村	400円 中途加入でも同額	7/1～6/30 年度途中で加入する場合は会費納入の日から6/30まで	死亡		80万円
			1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級の区分の第1～3級までの各号に掲げる後遺保障	50万円
			2等級	治療期間が180日以上、治療実日数60日以上	15万円
			3等級	治療期間が150日以上、治療実日数50日以上	12万円
			4等級	治療期間が120日以上、治療実日数40日以上	10万円
			5等級	治療期間が90日以上、治療実日数30日以上	8万円
			6等級	治療期間が60日以上、治療実日数15日以上	6万円
			7等級	治療期間が30日以上、治療実日数6日以上	4万円
			8等級	治療期間が15日以上、治療実日数3日以上	2万円
			9等級	治療期間が15日未満	1万円
			8・9等級に該当し、自動車安全運転センターの交通事故証明を添付して請求した場合は一律5,000円加算 交通遺児一時金 会員の父母が不幸にして死亡した時、中学生以下のお子さんがある場合は、第1子30万円、第2子20万円、第3子以下10万円を支給		

対象となる交通事故 日本国内で発生した自動車・バイク・自転車などの車両による道路上の人身事故、身体に障がいのある方の車椅子での道路上における事故

支給の制限 次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給はできません。

- ア、自殺
- イ、無免許運転
- ウ、酒気帯び運転
- エ、故意(わざと事故を起こした場合)
- オ、窃盗(無断で他人の車を運転して事故を起こした場合)
- カ、ひき逃げ

請求期間 交通事故発生日から1年以内

- 請求に必要な書類**
- ・事故証明書(自動車安全運転センター発行)
 - ・医師の診断書(交通災害共済の指定用紙)
 - ・会員証
 - ・印鑑
 - ・見舞金の口座振替先となる通帳(郵便局以外)



詳細は各市町村役場交通災害共済担当課へお問い合わせください。

(7) 自転車の保険(TSマーク)

TSマーク(TRAFFIC SAFETY)とは、自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が普通自転車を点検、整備して安全の確認をしたときに貼られるマークです。このマークが貼られている自転車には障害及び賠償責任保険が付加されます。

電動アシスト自転車には駆動補助機付自転車用TSマークが貼付されます。



第1種 TSマーク
(青マーク)




第2種 TSマーク
(赤マーク)



駆動補助機付
普通自転車用 TSマーク(緑マーク)

TSマークが貼付されている自転車に搭乗している人が、交通事故によって事故の日から180日以内に入院、死亡又は重度後遺障害を被った場合には、次の表の金額が一律に支払われます。賠償責任補償は、自転車搭乗者が第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

補償内容	マーク別	傷害補償		賠償責任補償
		死亡若しくは 重度後遺障害(1~4級)	入院15日以上	死亡若しくは 重度後遺障害(1~7級)
	青マーク	30万円	1万円	1,000万円
	赤マーク	100万円	10万円	2,000万円
	緑マーク	100万円	10万円	2,000万円

支 払 い で き な い 主 な 場 合	<p>(傷害・賠償共通)</p> <p>盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 自転車搭乗者の故意による事故 地震、噴火、津波による事故</p> <p>(傷害補償)</p> <p>頸部症候群(いわゆる「むちうち症」又は腰痛で他覚症状のないもの)</p> <p>(賠償責任補償)</p> <p>同居の親族に対する賠償事故 同乗者に対する賠償事故</p> 
そ の 他	<p>(その他)</p> <p>賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます 搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。 搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 事故は、道路上でおきたものにかぎられません。 重度後遺障害とは、自賠法にさだめられている、後遺障害の1～4級(賠償責任補償においては(1級～4級)賠償責任補償においては(1～7級)までをいいます。</p>

<加入方法>

「TSマーク」のついた自転車安全整備店の看板のあるお店で取り扱っています。(点検・整備とTSマークの貼付には手数料がかかります。料金については、取り扱い店にお問い合わせください。)

TSマークに付帯した保険の有効期間は(TSマークに記載されている)点検日より**1年間**(記載された日の1年後に当たる日の午後12時まで)で、TSマークに点検年月日と自転車安全整備士の登録番号が記載されていない場合は無効となります。

8 被害者のための貸付・給付の制度

交通事故で一家の働き手を失ったり、けがにより休職・退職となった場合は、収入が減少し生活費や子どもの教育費など経済的な問題に直面します。このような被害者や遺族のために次のような機関が実施している制度があります。

団体名	住所・TEL	制度内容等
独立行政法人 自動車事故対策機 構 山形支所	山形市城南町 1-1-1 霞城ビル16F TEL 023-647-0788 FAX 023-645-2244	生活資金貸付制度：交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付、政府保障事業の保障金一部立替貸付 重度後遺障害者介護料支給制度
(財)法律扶助協会 山形県支部	山形市七日町 2 丁目 7-10. NANA BEANS 8 階 TEL 023-635-3685 FAX 023-635-3685	裁判費用の立替等
(財)交通遺児育英会	東京都千代田区平河町 二丁目 6 番 1 号 平河 町ビル 3 階 フリーダイヤル:0120-521286	高校生以上の交通遺児等に奨学金等の貸付

(財)交通遺児育成基金	東京都千代田区麹町 6-1-25 上智麹町ビル 6F TEL:03-5212-4511 FAX:03-5212-4512 フリーダイヤル: 0120-16-3611	損害保険会社から支払われる損害賠償金の中から、満13歳未満の交通遺児1名あたり430万～700万を基金が預かり、これに国および民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、満19才になるまで定期的に育成給付金（非課税）を給付するもの
(財)自動車事故被害者援護財団	東京都千代田区麹町 6-1-25 TEL 03-3237-0158	一定要件を満たす自動車事故被害者家族等（中学生まで対象）に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金の支給 緊急一時金の貸付等
(財)高速道路交流推進財団	企画業務部企画課 TEL 03-5804-1073	東日本・中日本・西日本の各高速道路株が管理する道路における交通事故により亡くなられた方の子どもで、経済的な理由から修学困難な高校生等に対し、修学資金を援助

9 交通安全教室等紹介

項目	実施機関	開催日時	留意事項	申し込み先	住所
交通安全専門指導員による交通安全教室	新庄市環境課 消防交通室	随時	無料	22-2111	新庄市沖の町 10-37
	金山町町民税務課 生活安全係	随時	無料	52-2111	金山町大字金山 324-1
	最上町町民税務課 消防防災係	随時	無料	43-2111	最上町大字向町 644
	舟形町総務課 情報管財班	随時	無料	32-2111	舟形町舟形 263
	真室川町住民福祉課	随時	無料	62-2111	真室川町新町 127-5
	大蔵村総務課 消防防災係	随時	無料	75-2111	大蔵村大字清水 2528
	鮭川村住民税務課 住民生活係	随時	無料	55-2111	鮭川村大字佐渡 2003-7
	戸沢村住民生活課 住民生活係	随時	無料	72-2111	戸沢村大字古口 270
	最上総合支庁総務企画部 地域支援課県民生活担当	随時	無料	29-1244	新庄市金沢字大道上 2034
教材貸出 交通安全	最上総合支庁総務企画部 地域支援課県民生活担当	随時	無料	29-1244	新庄市金沢字大道上 2034

診 断 運 転 適 正	新庄警察署交通課 ゆとり号	土・日・ 祝祭日 を除く	無料 1回4人 約40分間	22-0110	新庄市新町 5-19
高 齢 者 対 象	山形県生活安全調整課 高齢者歩行システム	随時	無料	023- 630-2196	山形市松波 2-8-1
	山形県交通安全活動推進 センター	土・日・ 祝祭日 を除く	無料 約2時間	023- 655-2150	山形市高掬 1300
幼 児 対 象	ヤマト運輸(株) 山形主管支店最上エリア	随時	無料	22-2541	新庄市鳥越字新町後 1003-4
	佐川急便 新庄店 安全推進課	随時	無料	22-3611	新庄市大字福田字福田 山 711-85

10 交通事故相談所一覧

項目	名 称	開催日時	留意事項	申し込み先	住所
賠 償 問 題	山形県交通事故相談所	月～金 9:00～16:00	無料	023- 630-3047	山形市松波 2-8-1 山形県庁 1 階
	” 庄内支所	”	”	0235- 66-2111	三川町大字横山字 袖東 19-1 庄内総合支庁内
保 険 請 求	自動車保険請求相談 ((社)日本損害保険協会 山形自動車保険請求相談センター)	毎月第 1・3 水曜日 13:00～16:00	無料 予約制	023- 633-0589	山形市香澄町 3-1-7 朝日生命ビル 7 階 山形自動車保険請求 相談センター内
示 談 斡 旋	日弁連交通事故相談センター			023- 635-3648	山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階

示談屋にご注意ください。

交通事故を悪用する示談屋が介入し、被害者が本来受け取るべき保険金（損害賠償金）を持ち逃げされたり、高額な金銭を手数料として不当に請求されたりすることがあります。正当な資格を持たない者が示談交渉に介入し報酬を得ると、法律（弁護士法第 72 条）に触れ、処罰されます。

暴力団が介入してきたときは

交通事故などの民事事件に暴力団が介入してきたときは、すぐに警察や弁護士にご相談ください。

11 交通安全関係団体連絡先一覧

	名 称	住 所	電話番号	FAX	備 考
新 庄 市	新庄市環境課消防交通室	新庄市沖の町 10-37	22-2111	22-0989	
	新庄警察署交通課	新庄市新町 5-19	22-0110	22-7564	
	” 駅前交番	新庄市多門町 1-3	22-7563		
	” 萩野駐在所	新庄市泉田往還東 57-3	25-2416		
	最上地区交通安全協会	新庄市新町 5-19	23-4693	23-4693	新庄警察署内
	新庄市交通安全母の会	新庄市沖の町 10-37	22-2111	22-0989	新庄市環境課内
	新庄市かもしかクラブ連合会	新庄市沖の町 10-37	22-2111	22-0989	新庄市環境課内
	最上地区安全運転管理者 連絡協議会	新庄市新町 5-19	22-0110		新庄警察署内
	最上地区交通安全母の会 連合会	新庄市金沢字大道上 2034	29-1244	23-2615	最上総合支庁 地域支援課内
	最上地域交通安全活動推進 委員協議会	新庄市新町 5-19	22-0110		新庄警察署内
	新庄市社会福祉協議会	新庄市五日町 240-2	22-5797	22-0820	
	新庄市老人クラブ連合会	新庄市堀端町 3-4	23-4613	23-4613	新庄市老人福祉 センター内
	(社)山形県トラック協会 内陸支部 最上分会	新庄市鳥越 983-8	22-3938	22-4947	(株)佐藤運送 内
	新庄自動車学校	新庄市十日町 1636	22-1259	22-1241	
	日通自動車学校(株)	新庄市泉田字下村西 19-1	25-2221	25-2221	
	新庄第一自動車学校(株)	新庄市鳥越 929-1	22-3912	22-3576	
	山形県自家用自動車協会 (社)最上支部	新庄市鳥越 986-1	22-9850	22-4500	
	山形県自動車整備振興会 最上支部	新庄市鳥越 986-1	22-0964		
	国土交通省山形河川国道事 務所新庄国道維持出張所	新庄市鳥越 608-2	23-4613		
	山形県自動車販売店協会 交通安全対策推進協議会新庄地区	新庄市福田字福田山 711-92	22-6255		山形いすゞ自動車 (株)新庄営業所内
東日本旅客鉄道(株)新庄駅	新庄市多門町 1-1	22-5880			
最上総合支庁総務企画部 地域支援課県民生活担当	新庄市金沢字大道上 2034	29-1244	23-2615		
最上教育事務所指導課	新庄市金沢字大道上 2034	28-7767			

	名 称	住 所	電話番号	FAX	備 考
金山町	金山町町民税務課 生活安全係	金山町金山 324-1	52-2111	52-2004	
	新庄警察署 金山駐在所	金山町金山 627-4	52-2922		
	金山町交通安全母の会	金山町金山 324-1	52-2111	52-2004	金山町町民税務課内
	金山町社会福祉協議会	金山町金山 561	52-2099	52-7093	金山町生活改善センター内
	金山町老人クラブ連合会	金山町金山 561	52-2099	52-7093	金山町生活改善センター内
最上町	最上町町民税務課 消防防災係	最上町向町 644	43-2111	43-2345	
	新庄警察署 最上駐在所	最上町向町 552	43-2110		
	” 赤倉駐在所	最上町富澤 1322-1	45-2110		
	” 大堀駐在所	最上町志茂 266	44-2110		
	” 瀬見駐在所	最上町大堀 725-14	42-2110		
	最上町交通安全母の会連合会	最上町向町 644	43-2111	43-2345	最上町町民税務課内
	最上町社会福祉協議会	最上町向町 43-1	43-3180	43-3119	
最上町老人クラブ連合会	最上町向町 43-1	43-3180	43-3119		
舟形町	舟形町総務課総務班	舟形町舟形 263	32-2111	32-2117	
	新庄警察署 長沢駐在所	舟形町長沢 1080-1	33-2012		
	” 舟形駐在所	舟形町舟形 365-14	32-2102		
	” 堀内駐在所	舟形町堀内 106-17	35-2014		
	舟形町交通安全母の会	舟形町舟形 263	32-2111	32-2117	舟形町総務課内
	舟形町社会福祉協議会	舟形町舟形 263	32-2733	32-2117	舟形町役場内
舟形町老人クラブ連合会	舟形町舟形 263	32-2733	32-2117	舟形町役場内	
真室川町	真室川町住民福祉課	真室川町新町 127-5	62-2111	64-1003	
	新庄警察署 真室川駐在所	真室川町新町 265-4	62-2155		
	” 安楽城駐在所	真室川町大沢 900-2	63-2350		
	” 釜淵駐在所	真室川町釜淵 904-8	65-2810		
	” 及位駐在所	真室川町及位 424-1	66-2113		
	真室川町交通安全母の会	真室川町新町 127-5	62-2111	64-1003	真室川町町民課内
	真室川町福祉協議会	真室川町新町 127-5	64-1515	64-1003	真室川町役場内
真室川町老人クラブ連合会	真室川町新町 127-5	64-1515	64-1003	真室川町役場内	
大蔵村	大蔵村総務課消防防災係	大蔵村清水 2528	75-2111	75-2231	
	新庄警察署 清水駐在所	大蔵村清水 2864-2	75-2202		
	” 肘折駐在所	大蔵村南山 2126-286	76-2129		
	大蔵村交通安全母の会	大蔵村清水 2528	75-2111	75-2231	大蔵村総務課内
	大蔵村社会福祉協議会	大蔵村清水 2528	75-2111	75-2231	大蔵村役場内
	大蔵村老人クラブ連合会	大蔵村清水 2528	75-2111	75-2231	大蔵村役場内

	名 称	住 所	電話番号	FAX	備 考
鮭川村	鮭川村住民税務課 住民生活係	鮭川村佐渡 2003-7	55-2111	55-3269	
	新庄警察署 鮭川駐在所	鮭川村佐渡 856-2	55-2110		
	鮭川村交通安全母の会	鮭川村佐渡 2003-7	55-2111	55-3269	鮭川村住民税務課内
	鮭川村社会福祉協議会	鮭川村佐渡 2003-7	55-3653	55-3653	鮭川村役場内
	鮭川村老人クラブ連合会	鮭川村佐渡 2003-7	55-3653	55-3653	鮭川村役場内
戸沢村	戸沢村住民生活課 消防交通係	戸沢村古口 270	72-2111	72-2116	
	新庄警察署 津谷駐在所	戸沢村名高 1593-44	72-2605		
	〃 古口駐在所	戸沢村古口 100-22	72-2505		
	戸沢村交通安全母の会	戸沢村古口 270	72-2111	72-2116	戸沢村住民生活課内
	戸沢村社会福祉協議会	戸沢村古口 270	72-2111	72-2116	戸沢村役場内
	戸沢村老人クラブ連合会	戸沢村古口 270	72-2111	72-2116	戸沢村役場内
山形県	山形県総務企画部 危機管理室生活安全調整課	山形市松波 2-8-1	023-630-2429	023-625-8186	
	山形県警察本部	山形市松波 2-8-1	023-626-0110		
	国土交通省山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所	尾花沢市尾花沢 143-1	0237-23-2521		
	総合交通安全センター	天童市高掬 1300	023-655-2150		
	(財)山形県交通安全協会	天童市高掬 1300	023-655-5320	023-655-5329	
	山形県交通安全母の会連合会	山形市松波 2-8-1	023-630-2196	023-625-8186	山形県生活安全調整課内
	日本道路交通情報センター	山形市松波 2-8-1	023-631-3335		道路情報
	J A F (日本自動車連盟) ロードサービス	山形市小立 2-1-59	023-624-0110		車のトラブル
自動車安全運転センター 山形県事務所	天童市大字高掬 1300	023-655-3456	023-655-4517	事故証明等 発行	

生活のトラブルや悩み

生活のトラブルや悩み

1 訪問販売等による契約のトラブル

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務やマルチ商法・内職商法・モニター商法などにより一旦は契約したものの、その後、契約を解除したくなつた場合は、一定期間内であれば契約を解除できます。

業者への「けっこうです。」「よろしいです。」などのあいまいな返事は、「契約して結構です。」

「契約してよろしいです。」と受け取られてしまいます。必要なければ、最初の電話や訪問の時に、ハッキリ「必要ありません。」と断りましょう。

セールスマンの話で、その気になることは誰でもあります。契約書の内容とセールスマンの話が違う場合もあります。その場で契約しないで、本当に必要かどうか、家族や友人に相談するなど、もう一度よく考えてみましょう。また、契約書の内容は、面倒でも自分で確かめましょう。

(1) クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、契約締結後一定期間内であれば、消費者からの申込みで違約金等の一切の不利益を負うことなく、契約の撤回や解除を無条件で出来る制度です。

クーリング・オフ制度の対象になる契約は、「特定商取引に関する法律」により指定されています。

クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは、相手の業者に、電話ではなく「配達証明付き内容証明郵便」で行うことが確実で適当です。

クレジット会社とも契約した場合は、クレジット会社にも同じ通知をしましょう。

郵便局の消印が、契約書面を受け取った日を含めてクーリング・オフ期間内であれば有効です。

主なクーリング・オフ期間

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務

法律に定められた契約書面を交付(受領)された日から8日以内

マルチ商法・内職商法・モニター商法

法律に定められた契約書面を交付(受領)された日から20日以内

契約書面を受け取っていない場合や受け取った契約書面にクーリング・オフが出来る旨の記載がない場合は、期間を過ぎてもクーリング・オフが可能です。

クーリング・オフができない場合

法律で指定されていない契約は、クーリング・オフ制度の対象になりません。

対象にならない契約は次のとおりです。

購入した商品や役務(屋根の修繕や改良、知識の教授など)が「特定商取引に関する法律」により指定されていない場合

総額が3,000円未満の商品を受け取り、代金を全額支払った場合

消耗品として指定されている化粧品等で、一部消費し、消費すればクーリング・オフが出来ない旨が書面に記載されている場合

通信販売により購入した商品

クーリング・オフ制度や手続きに関することで、ご不明な点については、市町村の相談窓口または山形県消費生活センター(電話 023-624-0999)山形県庄内生活センター(電話 0235-66-2111)にご相談ください。

(2) ヤミ金融とは

やみ金融と呼ばれるものには、次のようなものがあります。

高金利

都市部のヤミ金融業者がダイレクトメール・新聞折り込み広告などで「低金利・保証人不要・ブラック OK」と甘い言葉で客を集め、実際には高額な利息で貸付け、返済が滞ると職場や子供の学校まで取り立ての電話を掛けるものです。

紹介屋

甘い言葉で客を誘い、「うちでは貸せないので地元の消費者金融を紹介する。」と嘘を言って地元の消費者金融から借りさせ、実際には仲介していないのに「あなたが借りられたのはうちの幹部が動いたためだ。」と嘘を言って高額な仲介料の支払いを求めるもの。

買い取り屋

甘い言葉で客を誘い、「あなたの信用を見るため」と称して融資をエサにクレジットカードでパソコンなどの高額商品を購入させ商品を送らせるが、実際には商品購入額よりはるかに低額の振込みしか行わないもの。

振り込め詐欺(融資)

融資を申し込んで来た人に対して「事前に保証料が必要だ。」「ブラックリストから削除するための手数料が必要だ。」などと称して次々に金銭の振込みを要求するが、実際には融資を行わないもの。(詳しくは21ページを参照)

(3) ヤミ金融の被害に遭わないために

借入入れは返済計画を立ててから

- ・ お金に困った時は、一人で悩まず家族や知人に相談しましょう。
- ・ 返済は、一般的に、月収の2割を超えると困難になると言われています。
- ・ 最初に返済計画を立ててから借りるようにしましょう。

業者の選択は慎重に

- ・ ダイレクトメール、電話、折り込みチラシ、雑誌などで「低金利・保証人不要・ブラック OK」の広告に惑わされないようにしましょう。
- ・ 県外の業者が少額(2~5万円)の貸し付けをした場合、法律で決められた利息の範囲では採算が取れず赤字となってしまいます。
- ・ 最初は「1回目は信用を見るために利息が高いが、二回目以降は低利で融資します。」と嘘を言って高額な利息を取り、その後連絡が取れなくなるのがほとんどです。また、この手のヤミ金融を一度利用すると、利用者の個人情報が出回り、他業者から次々と融資の誘いが来るようになります。
- ・ どうしても融資を受ける必要がある場合は、地元の信用できる業者に相談しましょう。

借入契約書の内容をしっかりと確認する

- ・ 借入契約する場合、納得がいけないことがあったら、その場で業者に説明を求めましょう。
- ・ 借入契約書は必ず最初から最後まで目を通し、借入金額、利率、返済期間、返済方法などを十分確認することが大切です。
- ・ 意味の分からない書類や「白紙の委任状」には絶対に署名、捺印をしないようにしましょう。

2 ネット関係トラブル

(1) 料金請求メール、迷惑メールに関する相談

- ・身に覚えのない料金請求メールがきた
- ・クリックしたら突然、料金請求画面が表示された。
- ・有料サイトに登録したら、高額請求された。

【解説】

「最後通告」「最終和解案」といった件名で、利用した覚えのない情報料などを請求する、いわゆる「架空請求メール」に加え、不当に高額な利用料金を請求する事例が増えています。

利用していないものは支払う必要はありません。なお、ネット上から誤って申し込んでしまった場合には、電子消費者契約法(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)によって契約無効を主張できる場合があります。また、不当な違約金や延滞金を名目とした不当な高額請求については無効となります。

最近では、著作権協会などの団体や弁護士を名乗った賠償金や和解金を装った請求など、手口が巧妙化しています。

利用プロバイダを表示したり、プロバイダから情報開示を受けたなどという心理的效果を狙った手口も増えています。

迷惑メールは、深刻な社会問題となっていることから、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により規制されています。

【被害防止策】

- ・身に覚えのないメールや不審なメールには取り合わない。(無視する、URLはクリックしない、返信しない)
- ・メールソフトの振り分け機能やプロバイダの受信拒否機能(フィルタ)を活用する。
- ・メールアドレスなどの個人情報をむやみに公開しない。
- ・悪質商法の勧誘メール等に騙されない。
- ・チェーンメール、デマメールは勇気を持ってストップさせる。

【相談・お問い合わせ先】

- ・不明な点がありましたら県消費生活センター、弁護士、警察などに相談してください。
- ・迷惑メール以上の被害を受けた場合には、県消費生活センター、最寄りの警察署又は県警察サイバー犯罪相談窓口にご相談ください。
- ・脅かしや悪質な取り立てがあった場合は、すぐに110番するか、最寄りの警察署に相談してください。

県消費生活センター 電話 023-624-0999

事例 1

- ・利用した覚えのないサービス(出会い系サイト等)の料金の請求が電子メールで来たが、支払う必要があるのか。
- ・利用した覚えのないサービスの料金の請求が電子メールで来たため一度支払ってしまった。今度は追加の請求が来たがどうすればよいか。
- ・債権回収代行業者を名乗る者から料金支払いの督促を内容とするメールが送付されてきた。請求されているサービスは利用した覚えはない。

【対処方法】

- ・受信したメールの内容を冷静に確認し、サービスを利用したことがあるかどうかをよく確認してください。
- ・利用した覚えがない場合には、**料金を支払う必要はありません**。不安になり、関わりたくないと思って一度支払ってしまうと、更に請求される場合があります。
- ・請求先には安易に連絡をしないでください。電話、電子メール等で返事をする、しつこく請求されるおそれがあります。
- ・請求のメール等は証拠として念のため保管しておいてください。
- ・裁判所等の公的機関から連絡が来た場合には、**電話番号案内（104）で正しい電話番号を確認するか訪問するなどして、その公的機関へ直接真偽を確認してください**。メールに連絡先が記載されていても、それを信用しないようにしてください。

【予防のためのアドバイス】

- ・メールやホームページによる架空請求に関する相談が多く寄せられています。
- ・身に覚えのない請求には**料金を支払う必要はありません**。

【架空請求であることが分かったら】

- ・その請求は今後無視してください。
- ・メールソフトやプロバイダが提供する機能により迷惑なメールを受けないようにできる場合には、この措置を執るなどして迷惑メールの被害を軽減してください。

【追加で請求された場合】

- ・支払う必要がないにもかかわらず一度支払ってしまうと、追加で請求される場合があります。このような追加の請求が来たとしても支払う必要はありません。

事 例 2

- ・有料サイトを利用したが、とても高額な料金請求をされた。
- ・有料サイトからとても高額な料金を請求されたため解約しようと思ったが、解約方法が分からない。

【対処方法】

サイトの利用規約等を確認する

- ・クリックする前のホームページ、電子メール等（携帯電話も含む。）に利用規約等が掲載されているか確認してください。これが無い場合には契約の無効を主張できます。
- ・利用規約等に利用料金が明示されているかどうか確認してください。これが無い場合には料金請求の無効を主張できます。

請求されている金額が、利用規約等に基づく積算となっているかどうか確認する。

- ・利用規約等で示されていない料金は無効を主張できます。
- ・申し込みを行う前に、事業者側で契約内容の確認画面を設けるなどの措置を講じていない場合には、錯誤による契約の無効を主張できます。
- ・契約が有効であっても、「消費者契約法」により、年 14.6%を超える一方的な延滞金、事務手数料等は無効を主張できます。

きちんと確認するまで支払わない。

- ・支払う義務があると分かるまでは、相手との連絡は控え、料金を支払わないようにしてください。電話、メール等で返事したり、一度支払ってしまうと、しつこく請求される恐れがあります。
- ・有料サイトのアドレスや請求のメール等は証拠として念のため保管しておいてください。
- ・裁判所等の公的機関の名で連絡が来た場合には、電話番号案内(104)で正しい電話番号を確認するか訪問するなどして、その公的機関へ直接真偽を確認してください。メールに連絡先が記載されていても、それを信用しないでください。

【予防のためのアドバイス】

- ・有料サイトを利用する際には、利用規約等をよく確認し、料金体系を理解した上で利用することが重要です。
- ・法外な利用料金、解約料金を請求される事例がありますが、事前に利用規約等で明示されていない場合には、支払う必要はありません。

【解約について】

- ・利用規約等を確認し、解約手続きを行ってください。利用規約等に解約手続きが見当たらない場合や解約手続きをしてもなお料金請求される場合には消費生活センター、弁護士等に相談してください。

事 例 3

- ・何も説明のないリンクを1回クリックしたら突然料金請求の画面が表示されたが、このような契約は有効なのか。
- ・リンクを良く確認しないでクリックしてしまい、有料サイトに登録したと通知がされたがどうしたらよいか。
- ・「無料です」というサイトにアクセスしたのに料金請求の画面が現れたが、料金を支払う必要はあるか。
- ・携帯電話にショートメールが来たのでクリックしてみたら相手にこちらの電話番号が分かってしまった。その後、料金を支払うように脅かす電話がかかってくるようになった。

【対処方法】

事 例 2 と同様

【予防のためのアドバイス】

- ・メールやホームページにおいて、クリックする前に利用料金・利用規約等について明確な説明がない、又は事実と異なる説明によりクリックを促し、リンク先において即座に「契約完了」や「料金請求」といった内容を表示させるなどして金銭を振り込ませようとする事案の相談が最近多く寄せられています。
- ・このような請求のほとんどは法令上も契約の正当性を欠くものであり、支払う必要のないものです。
- ・不審なメール等のリンクは、クリックしないようにしてください。

（参考）

- ・「消費契約法」においては、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合の契約の申込み等は取り消すことができるとされています。
- ・「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」においては、消費者が申し込みを行う前に事業者側で契約内容の確認画面等の措置を講じていない場合には、消費者の錯誤による契約の無効を主張できることとされています。
- ・「特定商取引に関する法律」においては、顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする事業者の一定の行為について規制しています。

（２）インターネット・オークションに絡むトラブル

インターネット・オークションを使った詐欺被害が多発しています。

最近では、他人のIDを使ったなりすまし購入、グループによる組織的な詐欺も多くなっています。

このような被害に遭わないためには、取引の安全性を確保できる内容であるかどうかを事前に十分検討する必要があります。

事 例

- ・オークションで商品落札後、代金を入金したが品物が届かない。
- ・落札できなかったが、出品者を名乗るものから直接取引を持ちかけられた。
- ・落札したものが偽ブランド品、コピー商品だった。
- ・品物を返品したが、代金を返してくれない。
- ・何者かが、自分のID・パスワードで入札している。（オークションサイトから、身に覚えのない落札通知が届いた。）
- ・違法なもの、盗品と思われるものが出品されている。

【対処方法】

- ・メール、電話、郵送等あらゆる手段で督促する。
- ・取引相手とやりとりしたメール、出品ページ、代金振込みの控え等の証拠を保管する。
- ・相手に、期日を定めて債務履行を求める内容証明郵便を配達記録をつけて送達する。
- ・内容証明郵便が不受理又は宛先不明で戻ってきた場合など、詐欺の疑いがある場合には最寄りの警察に相談する。
- ・オークション事業者に取引できないこと、保険制度の適用等について相談する。

【予防のためのアドバイス】

- ・相手の振り込み銀行、名前、メールアドレスだけでなく、自宅の住所（私書箱である場合がある）電話番号（携帯電話だけでなく自宅の電話等）など、身元をしっかりと確認する。
- ・代金先払いの取引は要注意。商品を受領してから振り込む方法が採れるか交渉する。
- ・不審点や納得できない点があれば取り引きしない。
- ・被害にあった時のことを考え、申し込み時等のパソコン画面、メール内容等を保存しておく。
- ・エスクローサービス（第三者企業による集金配送サービス）や代金引換（代引き）サービスの利用を検討する。
- ・オークションサイト運営者が公開しているトラブル口座等の情報を確認する。

【相談・お問い合わせ先】

- ・さらにご不明な点がありましたらオークション事業者、消費生活センター、弁護士、警察などに相談してください。

(3) コンピュータ・ウイルス等セキュリティに関する相談

メールを介して感染し、大量にメールを送信する機能をもったウイルスや、OS(特に「Windows」)のセキュリティホールをねらったワームが蔓延し、多くの亜種が発生し、特定のサイトを攻撃したり、ハッキング活動を行うなど悪質なウイルスが多くなっています。

ホームページに仕掛けられ、閲覧しただけで感染するウイルス等もあります。

自分が被害を受けるばかりでなく、第三者にも迷惑をかける加害者となってしまうこともありますので、被害防止対策が重要です。

事例

- ・ウイルスに感染したメールが届いた。
- ・不審なサイトに接続したら、パソコンの動作がおかしい。

【対処方法】

ウイルス駆除ソフトで駆除する。ただし、新種のウイルス等は駆除できない場合もあります。

完全に駆除できない場合は、ハードディスクを再フォーマットし、OS等の再インストールするほかありませんが、かなりの時間と手間がかかります。また、フォーマットするとハードディスクのデータ等が全て消去されますので、フォーマットする前に、必要なデータは、他のメディアに保存しておく必要があります。

【予防のためのアドバイス】

- ・最新のセキュリティ対策ソフトを使用し、定義ファイルを頻繁に更新する。(ウイルス対策ソフト、パーソナルファイアウォール、スパイウェア対策ソフト等)
- ・メーカーから提供されている修正プログラムを適用し、最新の状態に更新する。
- ・不審なメール【特に添付ファイル】は要注意(ウイルス検査後開くか削除)
- ・外部からのフロッピーディスク、ダウンロードしたファイルはウイルス検査後使用する。
- ・万一の被害に備え、データのバックアップを行う。
- ・情報処理推進機構(IPA)のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/security/isg/virus.html>)を参照してください。
- ・ウイルス対策の第一歩はアップデートです。

3 ご近所のトラブル

(1) 飼い犬や飼い猫の引き取りについては

最上地区動物管理センターでは、やむを得ず飼えなくなった飼い犬、飼い猫の引き取りを行っています。

引き取りを希望する際は 最上総合支庁保健企画課 (電話 29-1261) にお問い合わせください。

(2) 野犬で困っているときは

山形県最上総合支庁保健企画課では、野犬や繋がれていない飼い犬による事故を未然に防止するため、これらの犬の捕獲を行っています。つながれていない犬を見かけたときは最上総合支庁保健企画課(電話 29-1261)にご連絡ください。その際、犬の特徴、出没する日時、場所等についてご説明ください。



(3) 不法投棄を見つけたら

廃棄物を山や川、海に捨てる「不法投棄」は環境汚染をひきおこす重大な犯罪です。

「不法投棄を発見した」「突然大きな穴が掘られていた」「不審な車両の通行が目立った」などの場合には、最上総合支庁環境課に通報してください。

なお、不法投棄をする者は、違法と知りながら行っています。危険ですので、行為者に近づいたり、行為者の写真撮影や追跡を行わないようにしてください。(関係機関にお任せください。)

山形県最上総合支庁環境課 電話 29-1283

(4) 人権についての相談は

いじめ、体罰、児童虐待、家庭内や近隣のもめごと、悩みごと、差別問題、外国人の問題等、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題の相談を受けるのが「人権相談」です。相談は無料で、プライバシーは厳守します。難しい手続きも不要です。

また、身近な相談相手として、人権擁護委員が市町村に配置されています。人権相談や人権擁護委員については、法務局(支局)にお問い合わせください。人権に関する相談の受付時間は、平日の8時30分～17時です。 山形地方法務局新庄支局 電話 22-7528

(5) 児童虐待の疑いがあるときは

虐待は、決してまれな事象ではありません。「実の保護者が、あんなに温厚そうな人が、まさかそんなことを」というのが虐待の現実です。

虐待にはどんな場合でも“不自然さ”がつきもので、子どもの問題行動、表情、親子関係など様々な形で隠されています。周りの者が虐待に気づくことが、子どもや家庭を救うことにつながります。「おや、何か不自然だ。虐待かな?」と思ったら、まず近くの民生委員、児童委員、市町村(福祉)担当課に相談してみましょう。

(6) 雪のトラブル

屋根からの落雪による事故を防ぐために、屋根には雪止めをつけましょう。

雪止めは単に雪を止めるだけでなく、つららを防ぎ、雨樋を守り、雨漏りを防ぐ効果があります。雪止めなどの落雪防止策がなされていない屋根からの落雪で歩行者がけがをした場合、その建物の所有者は、管理責任を問われることがあります。

除排雪など雪処理でのトラブルを避けるためには、日ごろから、隣どうしのコミュニケーションを良くして、約束事を決めておくことが大切です。

なお、安全な雪下ろしについては、県のホームページ(アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/bosai/yukiminibook.pdf>) をご覧ください。

(7) 騒音のトラブル

住宅密集地や集合住宅では、生活音の漏れにより、他の居住者に迷惑をかけないように、十分に配慮する必要があります。

騒音のトラブルは、なかなか解決が難しいので、まずは自分が迷惑をかけているのではないかという意識を頭の片隅に持つことが大切です。

いつ

4 家庭内の悩みごと・労働のトラブル

(1) 児童についての相談は

県児童相談所または総合支庁保健福祉環境部福祉課及び市福祉事務所に設置された家庭児童相談室では、育児、しつけ等から、障がい、非行、不登校、家庭で養育できない場合の相談まで、児童の福祉に関するあらゆる相談を受け付け、必要な助言や指導等を行っています。また、専用電話による相談も受け付けています。

子ども女性電話相談：023-642-2340、(受付時間：8時30分～22時、ただし年末年始を除く。)

県中央児童相談所：山形市十日町1-6-6 TEL 023-627-1195

庄内児童相談所：鶴岡市道形町4-9-6 TEL 0235-22-0790

(2) 婦人相談や夫の暴力(DV)相談などは

夫婦や家庭内の問題、男女間のトラブルや夫の暴力など、女性が抱えるさまざまな問題について、婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)または市福祉事務所及び各総合支庁保健福祉環境部福祉課の婦人相談員が対応します。電話による相談も受け付けています。プライバシーは厳守します。



婦人相談所には、当面行き場のない方を必要に応じて短期間保護する制度もあります。

山形県福祉相談センター(婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)) TEL 023-642-2340

(受付時間は8時30分～22時。年末年始を除く。) 山形市十日町1-6-6

(3) 不当労働行為の救済を受けるには

労働組合法は、使用者が労働組合活動を理由とする労働者に不利益な取り扱いや、正当な理由なく労働組合の代表者と団体交渉することを拒否することや、あるいは労働組合の結成や運営の支配、介入などの行為を「不当労働行為」として、使用者にこれらの行為を禁止しています。使用者がこれらの行為を行ったときは、労働者、労働組合は、労働委員会に申立てをすることにより救済を受けることができます。

救済申立手続き等詳しくは、山形県労働委員会事務局へお問い合わせください。

山形県労働委員会事務局 電話 023-630-2793

(4) 労働問題についての相談は

労働問題全般にわたる相談に対応するため、労働相談窓口が最上総合支庁産業経済部商工観光振興室に設置されています。

また、山形労働局、労働基準監督署には、総合労働相談窓口が設置されています。

最上総合支庁 商工観光振興室 電話 29-1310

(5) 労働争議のあっせんとは

労働争議において、労働組合と使用者の間の自主的解決が困難な場合に労働委員会が相互の主張を調整して紛争の解決を援助することを調整と言いますが、その調整の一つに「あっせん」があります。「あっせん」とは、労働委員会があっせん員を指名し、そのあっせん員が当事者である労使の主張を確かめて争点を明らかにしながら労使間の話し合いを取り持ち、あるいは主張を取りなして紛争を解決する方法です。

あっせん申請手続き等詳しくは、山形県労働委員会事務局へお問い合わせください。

山形県労働委員会事務局 電話 023-630-2793

(6) 個別労働関係紛争のあっせんとは

労働者個人と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者双方またはどちらか一方からの申請により、労働委員会のあっせん員が話し合いによる解決を援助する制度です。

個別労働関係紛争あっせん申請手続き等詳しくは、労働委員会事務局へお問い合わせください。

山形県労働委員会事務局 電話 023-630-2793

(7) ガードレール、道路標識等を壊したときは

ガードレール、道路標識等の道路施設を破損、汚損した場合は、「道路法」により原因者が復旧することとなっています。所定の様式により次のところに届出をしていただくこととなりますが、道路管理上急を要する場合がありますのであらかじめ電話等でご連絡ください。

市町村道：市町村道路管理担当課 県道：最上総合支庁 道路計画課 電話 29-1397

国道：国土交通省新庄国道維持出張所(47号最上町区域を除く) 電話 22-1581、

国土交通省尾花沢国道維持出張所 電話 0237-23-2521

(8) 建設工事を巡るトラブルが生じたときは

建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図ることを目的として、山形県建設工事紛争審査会が設置されています。審査会は当事者の一方、または双方が建設業者である場合の紛争のうち、工事の瑕疵、請負代金の未払い等の「工事請負契約」の解釈または実施を巡る紛争の処理を行います。 山形県建設企画課 電話 023-630-2572

5 生活の豆知識

(1) 仕事・住居・不動産

雇用についての相談は

公共職業安定所(ハローワーク)は、人材を求めている事業主より求人申込みを受け、最もふさわしい人材を紹介することにより「人と仕事を結びつける」ことを基本業務としています。

また、Uターン就職希望者の情報提供も実施しており、高年齢者、障がい者等の方を公共職業安定所(ハローワーク)の紹介で常用で採用する場合には、事業所への各種助成金制度があります。

なお、離職者などの最初の相談窓口として、当面必要な諸手続きの説明を行うとともに、再就職支援、生活支援等のための各種専門機関と連携を図りながら、次のステップに向けて必要な情報を提供し、広く雇用全般にわたる相談に乗るため、雇用相談総合窓口を設置しています。

Uターン就職についての情報・相談は

県では、U・Iターン就職等を推進するため、平成17年7月に「やまがた21人材バンク」という事業をスタートし、ホームページ上でU・Iターン希望者と企業の双方から情報を登録していただき、マッチングを支援しています。(アドレス：<http://www.yamagata21hrb.jp/>)

また、次の機関で、U・Iターン希望者への就職相談、情報提供や無料職業紹介を行なっています。

山形県Uターン情報センター：東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館 13階

山形県東京事務所内 電話 03-5212-8996

財団法人 山形県企業振興公社：山形市城南町1-16-1 霞城セントラル 13階 電話 023-647-0664

なお、公共職業安定所(ハローワーク)においては、常時次のサービスを提供しています。
職業相談、Uターン者用求人情報の提供、Uターン者用求人の開拓、企業への紹介・あっせん
新庄公共職業安定所(ハローワーク)(電話 22-8609)

就職・アルバイトについての相談は

公共職業安定所(ハローワーク)において、就職申込を受け、求人情報の提供等の援助による就職のあっせん、就職相談の受付を行っています。

なお、公共職業安定所(ハローワーク)において開催する求人説明会、会社見学会、集団面接会等の参加により、より多くの就職機会を得ることができます。また、ホームページ「ハローワークインターネットサービス」(アドレス <http://www.hellowork.go.jp/>)で求人情報がご覧いただけます。

新庄公共職業安定所(ハローワーク)(電話 22-8609)



職業に必要な能力を身につけるには

県立の産業技術短期大学校及び職業能力開発専門学校では、新規学卒者を中心に産業界の各分野で活躍できる行動力・実践力を持った人材を養成するとともに、企業在職者を対象とした研修を実施するなど、各種の教育訓練を行っています。

山形県雇用労政課 電話 023-630-2389

高卒未就職者の相談窓口は

県では高卒未就職者の就職活動を支援するため県立高等学校や総合支庁に就職支援の相談窓口を設置しています。また、ハローワーク・山形県若者就職支援センターにも新規学卒者を対象とした相談窓口があります。

最上総合支庁の雇用相談総合窓口 電話 29-1309

新庄公共職業安定所(ハローワーク) 電話 22-8609

山形県若者就職支援センター：霞城セントラル 14 階 県中小企業団体中央会内

電話 023-647-0363

大学等卒業予定者の就職や雇用についての相談は

毎年数回「やまがた学生就職ガイダンス(大学、短大、高専、専修、各種学校生対象就職面談会)」やサービスが提供されています。

また、学生用ホームページ「やまがた・学生就職LOOK」(<http://www.gakusei.hellowork-y.go.jp>)でイベント案内等の求人情報が提供されています。

【サービス】“職業相談、学卒用求人情報の提供(求人票の閲覧、求人一覧表等の提供)、企業情報の提供(企業ガイドブックの閲覧提供、インターネットによる企業情報検索(ハローワークやまがたAL学生相談コーナー・各ハローワーク))”

【提供機関】 ハローワークやまがたエールAL学生相談コーナー

山形市双葉町1-2-3 山形テルサ 1F 電話 023-646-7360(代)

山形県Uターン情報センター

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13F 「山形県東京事務所」内
電話 03-5212-8996

高齢者の採用や就職についての相談は

公共職業安定所（ハローワーク）では、65歳までの定年延長や65歳継続雇用制度の導入の推進、高齢者の採用についての援助、就職の相談受付等を行っています。

新庄公共職業安定所（ハローワーク）電話 22-8609

若年者等のための就職支援は

山形県若者就職支援センターでは、常時次のサービスを提供しています。
利用はすべて無料です。

【サービス】

就職に関する相談、専門家（キャリアカウンセラー、産業カウンセラー、臨床心理士）による相談、職業適性診断、求人情報の提供、就職支援参考図書、ビデオの閲覧

出張相談も実施。実施日程は「本部」（電話 023-647-0363）にお問い合わせください。

山形県若者就職相談センター 山形プラザ 電話 0120-695-018

庄内プラザ 電話 0120-219-766

福祉の仕事を探すときは

山形県福祉人材センターでは、福祉人材にかかわる求人・求職の紹介、あっせん等を行っています。福祉施設等での就労を希望される方への紹介、あっせんは無料です。

山形県福祉人材センター 山形市小白川町2-3-30 電話 023-633-7739

パートタイマーとして働きたいときは

子育て中のため、高齢のため等で短時間就業を希望する方には、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）で仕事の相談を受け付けています。

また、（財）21世紀職業財団山形事務所では、パートタイマーとして働く上で必要な情報を提供するガイダンスや労働相談会を実施しています。

パートタイマーの雇用管理改善のための法律等（パートタイム労働法、パート指針）については、山形労働局雇用均等室へお問い合わせください。

新庄公共職業安定所（ハローワーク）電話 22-8609

（財）21世紀職業財団山形事務所 電話 023-642-2021

山形労働局雇用均等室 電話 023-624-8228

雇用保険制度に加入するには

雇用保険においては、労働者を雇用する事業は、原則としてその業種、労働者数等を問わず、全て適用事業となります。

事業主は、新たに適用事業を行う事業所を設置した場合には、その事業所を管轄する公共職業安定所長に、事業所設置届を提出しなければなりません。

新庄公共職業安定所（ハローワーク）電話 22-8609

供託についての相談は

供託とは、例えば地主又は家主が、地代や家賃を何らかの理由で受け取ってくれないなどというときに、地代などを供託所に預けること（弁済供託）で、その支払いが済んだのと同じ効果が得られる制度のことをいいます。

この他にも、従業員の給与が差し押さえられたときにする執行供託や、旅行業などを営む場合にする営業保証供託等があります。

供託に関する相談・手続きの受付時間は、平日の8時30分～17時です。相談は無料です。

山形地方法務局新庄支局 電話 22-7528

雇用促進住宅に入居するには

入居できる方は、雇用保険の被保険者である方で、毎月の収入が家賃(概ね3万円前後)と共益費の3倍以上ある方となります。

原則として移転就職者住宅ですので、公共職業安定所(ハローワーク)の紹介によって就職し、移転する方が最優先となり、次の優先順位は転勤などによって住居の移転を必要とする方、その他特別な事情によって住宅に困っている方となります。入居申し込み等詳しくは、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

新庄公共職業安定所(ハローワーク)(電話 22-8609)

土地の適正な価格を知るには

毎年1月1日を価格判定日として地価公示法に基づき国が公表している「公示価格」の他、7月1日を価格判定日として県が公表している地価調査の「標準価格」があり、これらの価格が一般の土地取引の指標、公共用地の買収価格等の基準となる地価です。

この他、国税庁が発表している相続税・贈与税のための「路線価」、市町村が固定資産税の評価のため算定している「固定資産税評価」があります。路線価は地価公示価格の8割程度、固定資産税評価は地価公示価格の7割程度とされています。

山形県改革推進室政策企画課 電話 023-630-2235

登記(不動産・会社・法人)についての相談は

不動産登記は、皆様の大切な財産である土地や建物の面積や所有者の氏名等を公の帳簿(登記簿)に記載し、これを一般公開することにより、権利関係等の状況が誰にでもわかるようにしています。また、会社・法人についても、役員など取引上重要な一定事項を登記簿に記載し公開しています。いずれも、取引を安全かつ円滑に行うために重要な役割を果たしています。

登記に関する相談は最寄りの法務局にお問い合わせください。登記に関する相談・手続きの受付時間は、平日の8時30分~17時。相談は無料です。

山形地方法務局新庄支局 電話 22 - 7528

(2) 乳 幼 児

不妊治療費の助成を受けるには

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成します。助成額は、1年度あたり15万円を限度として2回まで、通算5年間です。なお、夫婦合算の所得により給付に制限があります。

助成の申請等は、最上総合支庁地域保健予防課(電話 29-1265)で受け付けています。

出産・育児についての相談と正しい知識を得るには

市町村で開催している両親学級、育児教室等において、出産、育児についての正しい知識を得ることができます。なお、妊娠・出産・育児等個々の問題に対する個別的な相談は、市町村(電話 72 ページ参照)や最上総合支庁地域保健予防課(電話 29-1265)で受け付けています。



妊婦・乳児が保健師の訪問を受けるには

妊婦や乳児に対しては、必要に応じて市町村や総合支庁地域保健予防課の保健師が家庭を訪問して、保健指導を行っています。

また、出産や育児に不安や悩みがある場合にも、保健師が訪問し、適切な指導、助言を受けることができます。詳しくは、市町村（電話 76 ページ参照）や最上総合支庁地域保健予防課（電話 29-1265）にお問い合わせください。

未熟児の養育医療費の給付を受けるには

未熟児の養育医療は、出生時の体重が極めて少ない（2,000g 以下）場合など、身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対する医療の給付が行われるものです。

未熟児に対する医療の給付は、県知事が指定した病院もしくは診療所に委託して行われます。

給付の申請等は、最上総合支庁地域保健予防課（電話 29-1265）で受け付けています。

乳幼児医療の給付を受けるには

乳幼児の医療給付の申請等は、お住まいの市町村で受け付けています。なお、対象年齢・所得制限については市町村にお問い合わせください。

健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。医療機関の窓口では、外来 1 日当たり 530 円（月 4 回まで）、入院 1 日当たり 1,200 円の支払いとなります。

先天性代謝異常などの検査を受けるには

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下（クレチン）症などは、放置すると知的障がいなどの症状を来しますが、早期に発見し、適切な治療を行うことにより、心身障がいの発生を防止することができます。

この検査は、出産した医療機関に申し込めば、出産の入院中に検査を受けることができます。なお、検査料は無料ですが、医療機関での採血料などは有料です。

小児慢性特定疾患の医療費の給付を受けるには

小児の慢性疾患のうち、悪性新生物、慢性腎疾患など特定の病気については、その病気についての治療研究と、併せて患者の家庭の医療費の負担を軽減するために医療費の公費負担を行っています。給付の申請等については、最上総合支庁地域保健予防課（電話 29-1265）で受け付けています。

児童手当を受けるには

この手当は、家庭生活の安定と児童の健全育成を目的として、小学校第 6 学年終了までの児童を養育している両親等に支給されます。手当額は、平成 19 年 4 月から、3 歳未満の乳幼児に対しては、出生順位にかかわらず一律 10,000 円、3 歳以上の手当額は、第 1 子と第 2 子がそれぞれ 5,000 円、第 3 子以降 1 人 10,000 円です。手当を受けるには、市町村の担当窓口で手続きが必要です。（ただし、公務員の方は勤務先で手続きすることになります。）なお、所得により手当の支給に制限があります。

児童扶養手当を受けるには

この手当は、父の死亡、父母の離婚などで父親と生計を別にしている（または父が一定の障がいを持つ）18 歳未満の児童（一定の障がいがある場合は 20 歳未満）を扶養している母又は養育者に支給されます。手当を受けるには、お住まいの市町村の担当窓口で手続きが必要です。なお、所得により手当の支給に制限があります。

特別児童扶養手当を受けるには

この手当は、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育する父母又は養育者に支給されます。手当を受けるには、お住まいの市町村の担当窓口で手続きが必要です。なお、所得により手当の支給に制限があります

母子家庭等医療の給付を受けるには

所得税非課税世帯の次の方は、母子家庭等医療を受けることができます。市町村で申請等を受け付けています。健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。（1）母子家庭の18歳以下の児童とその母親（2）両親のいない18歳以下の児童

身体に障がいのある児童の医療費の給付を受けるには

自立支援医療（育成医療）は、身体に障がいがある児童、またはそのまま放置すると、将来にわたって障がいを残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できる場合、医療の給付が行われるものです。

医療給付の申請は、県に対して行いますが、給付が決定すると育成医療券が交付され、これを指定医療機関に提示して医療の給付を受けることになっています。

申請等は、最上総合支庁地域保健予防課 保健支援担当（電話 29-1265）で受け付けています。

（3）育 児 ・ 介 護

仕事と育児・介護の両立支援などの情報を得るには

（財）21世紀職業財団では「2020（フレイフレー）テレフォン」事業として、育児・介護・家事代行情報の提供を行っています。

育児情報…公立・私立保育所、保育サポーター、ベビーシッター、保育ママ、放課後児童クラブ等
介護情報…民間ホームヘルパー、看護師家政婦（夫）紹介所、老人ホーム、高齢者向福祉サービス等
家事代行情報…看護師家政婦（夫）紹介所、家事代行サービス等

（財）21世紀職業財団山形事務所 山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F (023-642-2021)

地域子育て支援センターを利用するには

「地域子育て支援センター」では、地域の子育て家庭に対する支援として、育児不安の解消等を図るため、総合的に相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

地域子育て支援センター一覧（平成20年6月1日現在）

市町村名	名称	設置場所	郵便番号	住所	電話番号
新庄市	新庄市地域子育て支援センター	わらすこ広場	996-0027	本町4-33 新庄ヨックグビル4階	22-5115
新庄市	パリス保育園子育て支援センター	パリス保育園	996-0002	金沢字金沢山1917-7	23-7880
金山町	金山町子育て支援センター	金山町保育園	999-5402	大字金山302-1	52-2984
最上町	最上町子育て支援センター	最上町幼児教育課	999-6101	向町644	43-2111
最上町	こどもの広場	旧向町営林署	999-6101	向町646	43-9270
舟形町	舟形町子育て支援センター	舟形保育所	999-4601	舟形42-1	32-2120
真室川町	真室川町子育て支援センター	総合保健施設	999-5312	大字新町469-1	62-3437

子どもを一時的に施設に預けるには

各市町村が児童養護施設などと契約して、保護者が病気などのため一時的に子どもの養育ができなくなった場合に施設で原則7日以内預かる短期入所生活支援事業と、仕事の都合で夕方から夜間にかけて家庭で子どもの世話ができない場合に施設で数時間預かる夜間養護等事業を行っています。詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。

仕事と家庭の両立を図るための支援については

育児や家族の介護を行う労働者が仕事と家庭の両立が図れるような環境づくりを行う事業主に対して、助成制度があります。

【内容】中小企業子育て支援助成金(従業員100人以下対象)、子育て期の柔軟な働き方支援コース、育児・介護休業者休業中能力アップコース、事業所内託児施設設置・運営コース、育児休業代替要員確保コース、ベビーシッター費用等補助コース、男性労働者育児参加促進コース

(財)21世紀職業財団山形事務所

山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F TEL 023-642-2021

山形労働局雇用均等室 023-624-8228



育児休業・介護休業等を取りたいときは

仕事と育児・介護を両立させて働き続けるため、休業を含め以下の制度等を活用することができます。なお、事業主は労働者が育児休業・介護休暇・子の看護休暇の申出をし、又は取得したことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととなっています。

【育児休業制度】

労働者は、事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(保育所に入所を希望しているが入所できない等の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで)の間、育児休業をすることができます。

【介護休業制度】

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算し93日まで、介護休業をすることができます。

【子の看護休暇制度】

小学校入学までの子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のための休暇を取ることができます。

【時間外労働の制限及び深夜業の制限】

小学校入学までの子の養育や家族の介護を行う労働者は、時間外労働者の制限及び深夜業の制限を請求することができます。

【勤務時間の短縮等の措置】

事業主は、育児や介護をしながら働きつづける労働者のために、勤務時間短縮等の措置を講じなければならないこととなっています。 山形労働局雇用均等室 023-624-8228

保育所による子育て支援については

保育所では、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育します。保育所によって実施しているサービスは異なりますが、延長保育や休日保育、一時保育のほか、育児相談や母親同士の交流の場として開放している保育所もあります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

幼稚園による子育て支援については

幼稚園は、満3歳児から小学校就学前までの児童の幼児教育の場ですが、地域開放推進事業として、幼稚園の施設や教育機能を地域に開放し、各種講座の開講や教育相談を実施するなど、幼児教育センター的な役割を担っております。また、子育てを支援するという観点から、ほとんどの私立幼稚園では、早朝預り保育や夕方預り保育を実施しております。私立幼稚園について詳しくは、山形県私立幼稚園協会にお問い合わせください。

山形県私立幼稚園協会 山形市松波4-6-11 電話 023-641-2323

育児・介護休業中の生活資金の貸付を受けるには

産前・産後休業者及び、育児介護休業者向けに生活資金を低利で次のとおり融資します。

・融資額：10万円以上100万円以内、金利：年1.5%、返済期間：6年以内

東北労働金庫 電話 0120-1919-62

（4）女性・青少年

ヤングテレホンコーナー（少年相談）とは

不良交友、家出、いじめ等未成年者に関するあらゆる問題について、未成年者自身及び保護者等の悩みに応える相談電話です。内容によっては、面接相談のほか、家庭訪問や継続的な支援活動も実施しています。

【ヤングテレホンコーナー】

山形県警察本部 電話 023-642-1777、新庄警察署 電話 0233-23-4970

休日・夜間の電話相談については、当直により24時間対応しています。

青少年についての相談は

青少年に関する相談は、その内容により、それぞれの専門機関で相談を受けることが重要です。主な相談受付機関は次のとおりです。

教育相談	県教育センター(すくすくダイヤル電話相談)	023-654-8181
健康相談	県精神保健福祉センター(心の健康相談ダイヤル)	023-631-7060
問題行動	県警察本部(ヤングテレホンコーナー)	023-642-1777
悩み相談	県中央児童相談所(子ども女性電話相談)	023-642-2340

青少年健全育成条例とは

青少年の健全育成を阻害するおそれのある社会環境や心ない大人の行為から青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした「山形県青少年保護条例」が昭和54年3月に制定され、同年10月から施行されましたが、平成20年12月に「山形県青少年健全育成条例」に名称変更し、青少年の健全育成を一層推進するための規定を新設・改正のうえ、平成21年4月1日から施行されました。



【改正のポイント】

1. 条例の名称変更「山形県青少年健全育成条例」へ
2. 青少年の健全な育成を一層推進するための規定を新設・改正
3. 青少年の健全な育成に関する県の施策の規定を新設
4. 青少年に有害な図書類の規制を追加
5. 有害なインターネット情報を青少年に視聴させないようにする努力義務規定等を新設
6. 深夜に営業している施設内にいる青少年に対して帰宅を促す努力義務規定を新設
7. 青少年が深夜に遊戯営業施設に立ち入ることを禁止する規定を新設
8. 入れ墨を青少年に施す行為の禁止等の規定を新設
9. 山形県青少年保護審議会の審議機能を強化
10. 罰則の新設・強化

働く若者の悩み相談は

「ヤングキャリア・ナビゲーション」として働く若者（勤労青少年）のキャリアアップに係る情報の提供や相談、また交友・対人関係、家族、恋愛・結婚、人生設計などの不安や悩みに応えます。（この事業は厚生労働省が実施しています。）

詳しくは、次の勤労青少年ホームにお問い合わせください。

山形市勤労青少年ホーム（あるず山形）山形市江南1-1-27 電話 023-681-8158

女性専用相談電話とは

性的被害を受けたり、他人に話せない様々な悩みや困り事を抱える女性が相談するための相談電話です。 平日の8時30分から17時15分までは、専門の女性相談員が対応します。

電話 023-615-7130（警察本部広報相談課）

就職・就労に関する女性差別を受けたときは

男女雇用機会均等法があります。この法律は、女性労働者が雇用の分野で男性と均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにするため、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの女性に対する差別を禁止し、紛争が生じた場合の円滑な解決を図るため、労働局長による助言、指導、勧告及び調停による救済措置を定めています。また、女性労働者の就業に配慮するためセクシュアルハラスメントの防止、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について義務づけています。

就職・就労に関して女性に対する差別的な取り扱いがある場合は、山形労働局雇用均等室にご相談ください。

山形労働局雇用均等室 電話 023-624-8228

職場の男女均等取り扱いや仕事と家庭の両立についての相談は

山形労働局雇用均等室では、「職場における男女の均等取り扱いに関すること」「職場のセクシュアルハラスメントに関すること」「働く女性の妊娠・出産に係る母性健康管理に関すること」「育児・介護休業法に関すること」など、働く女性のさまざまな問題・男女がともに家庭と仕事を両立させるための制度について相談を受け付けています。

受付時間は、平日の9時～17時です。

山形労働局雇用均等室 山形市緑町1-5-48 TEL023-624-8228 FAX023-624-8246

(5) 高齢者・介護

老人性認知症疾患についての相談は

老人及びその家族の老人性認知症疾患に関する相談受付、指導、訪問等を最上総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課が実施しています。

また、老人性認知症疾患患者の専門医療相談、鑑別診断を行う老人性認知症センターが県内に3か所設置されています。

市立酒田病院老人性認知症センター	酒田市千石町1-3-20	0234-23-1111（代）
村山地区老人性認知症センター	山形市桜町2-68	023-623-1711（代）

在宅介護についての相談は

市町村の地域包括支援センター（在宅介護支援センター）では、在宅介護に関するさまざまな心配事に電話相談、面接相談等に総合的に対応します。相談は無料です。最寄りの市町村地域包括支援センター（在宅介護支援センター）をご利用ください。

新庄市地域包括支援センター 0233-28-0330	真室川町地域包括支援センター 0233-64-1525
金山町地域包括支援センター 0233-52-3035	大蔵村地域包括支援センター 0233-75-2111
最上町地域包括支援センター 0233-43-3117	鮭川村地域包括支援センター 0233-55-2111
舟形町地域包括支援センター 0233-32-2111	戸沢村地域包括支援センター 0233-34-7511

老人ホームに入るには

一般に老人ホームと呼ばれているものは、次のように分類されます。

- ・ **養護老人ホーム**..... 家庭の事情等により居宅での生活が困難な高齢者のための施設。入所には、市町村の入所判定が必要となります。
- ・ **特別養護老人ホーム**... 常時介護を必要とし、かつ居宅で介護を受けることが困難な高齢者のための施設。要介護認定を受けた後、直接、老人ホームとの契約により入所します。
- ・ **軽費老人ホーム**..... 低額料金（又は無料）で利用でき、食事の提供、その他日常生活を支援するための施設。直接、老人ホームとの私的契約により入所します。
- ・ **有料老人ホーム**..... 食事の提供、その他日常生活を支援するための有料老人ホーム施設。直接、老人ホームとの私的契約により入居します。

入居の要件、費用、サービス内容等はホームによって異なりますので、詳しくは各市町村等にお問い合わせください。

介護保険対象サービスとは

介護保険で利用できるサービスは、居宅で受けるサービスと施設に入所して受けるサービスがあります。要支援状態にある方は、要介護状態にある方と内容が一部異なる介護予防サービスを受けることとなり、施設サービスは受けられません。



【居宅で受けるサービス】

家庭を訪問するサービス

- (介護予防) **訪問介護**..... ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事・排せつ等の身体の介護や調理・洗濯等の家事の援助をします。
- (介護予防) **訪問入浴介護**..... ご自宅を訪問し、移動式の浴槽を提供して入浴の介護を行います。
- (介護予防) **訪問看護**..... 医師の指示に基づき看護師等がご自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
- (介護予防) **訪問リハビリテーション**..... 医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行います。
- (介護予防) **居宅療養管理指導**..... 医師や歯科医師、薬剤師等がご自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

夜間対応型訪問介護

夜間において、ホームヘルパーが定期的な巡回又は通報によりご自宅を訪問し、排せつ等の介護、日常生活の世話をを行います。原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方のみが利用できます。（地域密着型サービス）

日帰りで通うサービス

(介護予防) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、食事・入浴の介護等日帰りのサービスを提供します。

(介護予防) 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所において、理学療法、作業療法等必要なりハビリテーション等を行います。

(介護予防) 認知症対応型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、認知症の方を対象に、食事・入浴の介護等日帰りのサービスを提供します。原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方のみが利用できます。

（地域密着型サービス）

施設への短期入所サービス

（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設に併設する施設等に短期間入所した方に対し、日常生活の世話や機能訓練を行います。

（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所した方に対し、医学的管理の下に、日常生活の世話や機能訓練を行います。

福祉用具・住宅改修

（介護予防）福祉用具貸与

居宅で使用する特殊ベッド、車いす等の支援用具を貸与します。

特定（介護予防）福祉用具販売

福祉用具貸与になじまない入浴又は排せつに使用する用具等を購入した場合、その経費の一部を支給します。

住宅改修

ご自宅への手すり取付けや段差解消等の小規模な改修を事前に介護支援専門員に相談して行った場合、その経費の一部を支給します。



その他のサービス

居宅介護支援・介護予防支援

要介護、要支援に該当する利用者に代わってケアプランを作成するほか、サービス事業者との連絡調整等を行います。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

日帰りの通所介護サービスを中心に、ご自宅への訪問介護や短期間の宿泊サービスを組み合わせて、日常生活の世話や機能訓練を行います。原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方がのみが利用できます。（地域密着型サービス）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で共同生活を送る認知症の方に対し、日常生活の世話や機能訓練を行います。原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方がのみが利用できます。（地域密着型サービス）

（介護予防）特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス、一定の要件を満たした高齢者専用賃貸住宅の入居者に対し、日常生活の世話や機能訓練等を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模（定員 29 人以下）の有料老人ホームやケアハウス等の入居者に対し、日常生活の世話や機能訓練を行います。原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方がのみが利用できます。（地域密着型サービス）

【施設に入所して受けるサービス】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ご自宅での介護が困難な入所者に対し、日常生活の世話や機能訓練等を行います。（入所者定員 30 人以上）

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している入所者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等を行います。

介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期間にわたり療養の必要な方に対し、看護、医学的管理下における世話等を行います。

地域密着型介護老人福祉施設

ご自宅での介護が困難な入所者に対し、日常生活の世話や機能訓練等を行います。(入所者定員29人以下)原則として、事業所の所在する市町村にお住まいの方のみが利用できます。(地域密着型サービス)

(6) その他

行政一般についての相談は

国の行政(郵政公社・NTT・公庫・公団・事業団・独立行政法人も含む。)について、苦情がある、困っていることがある、処理が誤っているのではないかと、苦情を申し出たが、その措置に納得できない、といった苦情・意見・要望がありましたらご相談ください。相談は無料です。

総務省山形行政評価事務所行政相談課 電話(行政苦情110番)023-623-1100, 0570-090110

鉄砲刀剣類の登録については

鉄砲刀剣類の所持は原則として禁止されていますが、美術的・骨董的価値のある日本刀、古式銃等は、登録されているものに限り所持することができます。

ご自宅等で鉄砲刀剣類を発見した場合は、最寄りの警察署に届け出のうえ、県教育委員会が開催する登録審査会で審査を受け、登録される必要があります。

詳しくは、教育庁文化財保護推進課にお問い合わせください。

教育庁文化財保護推進課 電話 023-630-2880

道路敷地を占有するには

道路(上空及び地下を含む。)に看板や電柱のような工作物、物件または施設を設けて継続して使用する場合は、道路占有許可が必要です。

申請は道路を管理する行政庁窓口で受け付けており、申請書、位置図、占有物件の概要が分かる図面等が必要です。

また、物件の種類や大きさ、占有期間に応じた占有料の納付が必要となります。

詳しくは、道路管理者(市町村道:市町村 道路管理担当課、県道及び県管理国道:最上総合支庁道路計画課、国道13号、国道47号:国土交通省)にお問い合わせください。

市町村道:市町村(電話は72ページを参照)

国道13号、47号:新庄国道維持出張所 電話 22-1581

国道47号(最上町区域):尾花沢国道維持出張所 電話 0237-23-2521

県道:最上総合支庁建設総務課(行政担当)電話 29-1377

道路敷地を使用するには

道路上で工事、工作物の設置、露店、祭礼行事等を行う場合は、警察署長の道路使用許可が必要です。申請はその行為を行う場所を管轄する警察署(交通課)において、土、日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。即日交付でないので早めに申請してください。必要なものは、申請書(警察署窓口準備)、道路使用場所の位置図、作業方法等を具体的に説明する資料、印鑑(個人申請の場合は、本人の署名で可)です。なお、手数料として2,200円が必要です。 新庄警察署(交通課)22-0110(代)

河川を使用するには

河川は、本来一般公衆が、散策、魚釣り等自由に使用できるものです。しかし、河川は発電・上水道の水源等公共的な目的にも使用されるため、他の使用を妨げる使用方法が無制限に行われると、河川本来の機能の維持が困難となるおそれがあります。

そこで、河川の機能に影響を与えると認められる行為を行うには、河川管理者の許可を受けなければなりません。河川法では、流水の占用(法23条)、土地の占用(法24条)、土石等の採取(法25条)、工作物等の新築等(法26条)、土地の掘削等(法27条)、竹木等の流送等(法28条)、その他(法29条)が規定されています。

一級河川最上川：国土交通省新庄河川事務所 電話 22-0251

その他の一級河川：山形県最上総合支庁建設総務課(行政担当) 電話 29-1377

教育・養育についての相談は

県では、学業、性格や行動、身体や精神、進路や適性、心身に障がいのある幼児の養育、子どものしつけや親としての養育上の悩みなど、幼児・児童・生徒の教育全般について、本人、保護者及び教育関係者の相談を受け付けています。

県教育センター 電話 023-654-8181、8383

県教育庁教育やまがた振興課 電話 023-630-2876 E-mail:kyoiku@pref.yamagata.jp

県中央児童相談所 電話 023-627-1195 最上駐在 29-1281、1282

障がいのある子どもの就学については

障がいのある子どもたちに対しては、障がいの種類や程度、教育的ニーズ等に応じて、「特殊教育諸学校(盲学校、聾学校、知的障がい・肢体不自由・病弱養護学校)」、「小中学校の特殊学級」、「通級による指導(通級指導教室)」を設けており、特別の配慮のもとに手厚い教育を行っています。障がいのある子どもたちの就学など詳しくは、お住まいの市町村教育委員会にお問い合わせください。

山形県高等学校奨学金とは

応募資格は、高等学校等在学中又は高等学校等に進学する予定の方で(進学予定者の採用は育英奨学金のみ)、その方の扶養者が県内に住所を有し、かつ経済的理由により修学が困難な方です(一部学力基準があります。)。利子は無利子で、返還は貸与終了後6ヶ月据え置き、20年以内となります。貸与月額は次のとおりです。

国公立...自宅通学者 18,000円、自宅外通学者 23,000円

私立...自宅通学者 30,000円、自宅外通学者 35,000円

資格要件により特別貸与奨学金と、育英奨学金があります(貸与月額、返還条件等は同じです。)

・育英奨学金：人物基準、家計基準(特別貸与奨学金とは算出方法が異なります。) 扶養者の住所地

・特別貸与奨学金：人物基準、家計基準(育英奨学金とは算出方法が異なります。) 扶養者の住所地

特別貸与奨学金には、学力基準はありません。 山形県教育庁総務課 電話 023-630-2906

高校における転編入学については

高校における転入学とは、高校生が他の学校の相当学年に移ることで、前の高校の在籍期間も継続されます。

一方、編入学とは、異なる種類の学校の在籍生や高校に在籍したことがある人が、相当年齢に達し、相当学年と同等以上の学力がある場合に、第1学年若しくは第1年次の途中、または第2学年若しくは2年次以上に入学することです。

本県における高校生の転編入学については、転勤等による一家転住の事情を考慮して、各高等学校長の判断により、できる限り柔軟に対応しています。

なお、転編入学の相談、お問い合わせは来庁、電話などで受け付けています。また、転編入先の情報については、全国の情報についても提供できます。

県教育庁高校教育課 電話 023-630-2869 県教育庁教育やまがた振興課 電話 023-630-2052

交通災害などの遺児が見舞金等を受けるには

山形県交通安全母の会連合会(事務局・生活安全調整課交通安全担当)では、県内に居住する満18歳までの交通遺児を対象に、その境遇にめげず勉学に励み、心たくましく成長することを願い、見舞金等を給付しています。なお、金額は年によって多少変動があります。

見舞金等の額		(H21年1月1日現在)
区分	給付時期	給付内容
激励見舞金	事故時(1回)	1世帯 50,000円 遺児複数の場合は2人目以降1人につき 30,000円を加算。
勉学等奨励金	年1回	1人35,000円(就職した者を除く。)
入学祝金	小学校、中学校 入学時	1人30,000円
卒業祝金	中学校 卒業時	1人30,000円
高等学校奨学金	年1回	1人60,000円

最上総合支庁地域支援課 電話 29-1244

外国人登録については

日本に一定期間以上滞在する外国人の方は、外国人登録を行わなければなりません。また、申請により発行された外国人登録証明書は、常に携帯していなければなりません。

外国人登録の詳細は、各市役所・町村役場の外国人登録窓口にお問い合わせください。申請は、市役所・町村役場で受け付けています。 山形県県民文化課国際室 電話 023-630-2123

外国人のための生活相談は

日本語が話せないため、生活するうえで不便を感じていたり悩みを抱えている外国人の方を対象に、日常生活全般にわたって4か国語による電話及び窓口相談を受け付けています。

相談窓口: 023-646-8861(相談専用) 山形県国際交流センター内

受付時間: 10時~14時(英語は17時まで)

言語と受付曜日: 英語... 火~土曜日、中国語... 火・金曜日、韓国・朝鮮語... 木・土曜日
ポルトガル語... 水・金曜日

山形県県民文化課国際室 電話 023-630-2123

国籍(帰化・国籍取得)についての相談は

法務局戸籍課・鶴岡支局・酒田支局では、帰化申請の受付、国籍取得の手続き等、国籍に関する事務を受け付けています。日本に住んでいる外国人の方が日本人になるための手続きや、ご自分や子供の国籍のことでわからないことがありましたらお問い合わせください。

国籍に関する相談・手続きの受付時間は、平日の8時30分~17時です。相談は無料です。

山形地方法務局戸籍課(023-625-1321(代))

山形地方法務局鶴岡支局(0235-22-1003) 山形地方法務局酒田支局(0234-25-2221)

困りごと・悩みごと相談先一覧表
最上地区内の主な行政機関（電話番号）
知って便利な公共情報源

困りごと・悩みごと 相談先一覧表(電話番号)

相談内容	名称(電話番号)	実施機関	受付時間	
行政・税金				
国の行政全般に関する要望・苦情等	023-623-1100	総務省山形行政評価事務所	月～金 8:30～17:00	
県政に関する意見、要望、県政について知りたいこと	29-1300	最上総合支庁総合案内窓口	月～金 8:30～17:15	
税金全般に関する相談	023-631-9150	仙台国税局税務相談室 山形分室	月～金 8:30～17:00	
	0234-33-5711	〃 酒田分室		
県税に関する相談	29-1231 023-621-8252	最上総合支庁税務課 県自動車税事務所	月～金 8:30～17:15	
市町村道の管理に関する相談	78 ページ参照	各市町村 道路管理担当課	月～金 8:30～17:00	
県道、県管理国道の管理に関する相談	29-1397	最上総合支庁道路計画課	月～金 8:30～17:15	
国道13号の管理に関する相談	22-1581	国土交通省山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所	月～金 8:30～17:00	
国道47号(最上町の区域を除く)の管理に関する相談			月～金 8:30～17:00	
国道47号(最上町)の管理に関する相談	0237-23-2521	国土交通省山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所	月～金 8:30～17:00	
人権・DV(配偶者等暴力)				
地域のもめ事や差別等人権に関する相談	22-7528	法務省山形地方法務局 新庄支局	月～金 8:30～17:00	
毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する相談	人権相談	023-625-1363	法務省山形地方法務局 人権擁護課 〃 新庄支局 22-7528(代)	
	子どもの人権 110番	0120-007-110		
	女性の人権 ホットライン	0570-070-810		
婦人相談・DV相談 (女性の社会生活上の悩みや夫の暴力など)	023-642-2340	県福祉相談センター (婦人相談所)(配偶者暴力相談支援センター)	8:30～22:00(年末年始を除く)	
	22-2111(代表)	新庄市福祉事務所	月～金 8:30～17:00	
	29-1274	最上総合支庁福祉課	月～金 8:30～17:15	
男女共同参画や女性に関する悩み・相談等	023-629-8007	県男女共同参画センター (愛称:チェリア)	火・水・木・金 9:00～17:00 土・日 13:00～17:00 (月曜日と第1・3日曜、祝日は休み。)	
個人情報の保護に関する相談	制度等に関すること	023-630-2059	県民サービス推進室 (個人情報保護担当)	月～金 8:30～17:15
	苦情相談	023-624-0999	県消費生活センター	月～金 9:00～16:30

犯 罪 ・ 虐 待 ・ 少年非行			
青少年の悩み事や非行に関する相談(ヤングテレホンコーナー)	023-642-1777	県警察本部少年課	24 時間
	23-4970	新庄警察署生活安全課	
児童虐待等に関する相談	P-78 参照	市町村 福祉担当課	月～金 8:30～17:00
	023-627-1195	県中央児童相談所	月～金 8:30～17:00
	29-1281	〃 最上駐在	
性的被害による悩みや苦しみを抱える女性のための相談(女性専用相談)	023-615-7130	県警察本部	24 時間
犯罪被害に関する相談(支援相談窓口)	023-622-5122	山形地方検察庁	月～金 9:00～16:30
犯罪等による被害の未然防止、その他安全と平穏に関する相談(警察安全相談)	#9110 または 023-642-9110	県警察本部	24 時間
暴力団に関する相談	023-622-4525	県警察本部	24 時間
けん銃、覚せい剤についての情報、相談	023-635-1074	県警察本部	24 時間
過激派・テロ・ゲリラの情報	023-622-4110	県警察本部	24 時間
教育・いじめ・家庭教育			
教育相談(すくすくダイヤル)	023-654-8181	県教育センター どちらの電話でもいじめ、不登校等に関する悩み・相談に応じています	月～金 9:00～16:00
いじめ相談(さわやかダイヤル)	023-654-8383		
子育ての悩みや家庭教育に関する相談(家庭教育電話相談)	023-630-2876 FAX 023-630-2874 メールアドレス kyoiku@pref.yamagata.jp	県教育庁教育やまがた振興課	月～金 9:00～16:00 (16:00～9:00、土・日、祝日はFAX又は留守番電話で対応)
健康・医療・子育て・介護・年金			
子どもと家族、女性に関する相談	023-642-2340	県福祉相談センター(中央児童相談所)(婦人相談所)	8:30～22:00 (年末年始を除く)
子どもに関する相談	023-627-1195	県中央児童相談所	月～金 8:30～17:15
	29-1281	〃 最上駐在	月～金 8:30～17:15
心の健康に関する相談(精神保健福祉相談)	023-631-7060	県精神保健福祉センター	月～金 9:00～17:00
難病に関する相談	023-631-6061	県難病相談支援センター	月～金 9:00～16:00
薬に関する相談(薬の110番)	023-622-3550	(社)山形県薬剤師会薬事情報センター	月～金 8:30～17:00

献血相談(献血の場所、方法に関する相談)	023-622-5301	赤十字血液センター	月～金 8:30～17:00
心の健康相談	29-1265	(各総合支庁地域保健予防課)	月～金 8:30～17:15 (面接相談は、予約が必要です。)
母子健康相談 (妊娠・出産・育児など)			
女性の健康相談 (思春期から更年期の女性の健康相談、妊娠、避妊、不妊など)	29-1268	最上総合支庁 地域保健予防課	
エイズの血液検査、相談			
C型・B型肝炎の血液検査、相談			
性器クラミジア感染症の血液検査、相談			
たばこに関する相談 (分煙・禁煙相談窓口)			
花粉症に関する相談 (花粉症相談窓口)			
臓器移植に関する相談	023-625-1069	山形県腎等臓器移植推進機構	月～金 9:30～16:00
骨髄提供登録に関する相談 (骨髄バンク相談)	023-622-5301	山形県骨髄データセンター	月～金 8:30～17:00
角膜提供登録に関する相談 (アイバンク相談)	023-633-1122	山形県アイバンク	月～金 9:00～17:00
介護や福祉用具に関する相談	023-627-7431	県介護学習センター	月～金 9:00～17:00
健康保険や厚生年金、国民年金についての相談 (社会保険・年金相談)	22-2050	社会保険庁 新庄社会保険事務所	月 8:30～19:00 火～金 8:30～17:00 毎月第2土曜日 (年金相談) 8:30～17:00
お年寄りとその家族に関する相談 (やまがたシルバー110番)	023-622-6511	県高齢者総合相談センター	月～金 9:00～17:00
交 通 事 故			
交通事故の賠償問題等に関する相談	023-630-3047	県交通事故相談所	月～金 9:00～17:00 (面談相談～16:00)
	0235-66-5452	県交通事故相談所 庄内支所	
消費生活・契 約			
消費生活に関する相談 (商品や契約に関するトラブル等)	023-624-0999	県消費生活センター	月～金 9:00～17:00
	0235-66-5451	県庄内消費者センター	月～金 9:00～17:00
悪質商法等に関する相談 (サラ金、悪質商法についての相談)	023-642-4477	県警察本部	24時間
不当景品類や不当表示に関する苦情・相談	29-1243	最上総合支庁地域支援課	月～金 8:30～17:15

建設工事の請負契約をめぐる 紛争解決に関する相談	023-630-2572	(山形県建設工事紛争審査 会事務局) 県土木部建設企画課	月～金 8:30～17:15
食 品			
食品の表示に関する相談 (食品表示 110 番)	023-630-2621	県危機管理室 食品安全対策課	月～金 9:00～17:00
環 境			
大気汚染・水質汚濁・騒音など の公害に関する相談	P-78 参照	各市町村(環境関係課)	月～金 8:30～17:15
	29-1283	最上総合支庁環境課	
家電等のリサイクル全般に関する 相談	023-630-3044	県循環型社会推進課	月～金 8:30～17:15
廃棄物の不法投棄に関する苦 情、相談	29-1283	最上総合支庁環境課	月～金 8:30～17:15
自動車リサイクル全般に関する 相談			
浄化槽に関する相談			
鳥獣保護			
傷ついた野生の鳥獣を見つけ たときの救護相談	29-1285	最上総合支庁環境課	月～金 8:30～17:15
障 が い			
身体障がい・知的障がい・精神 障がいに関する相談 (障がい者 110 番)	023-687-5333	山形県障がい者社会参加 推進センター	第4週の月曜日を 除く月～金 9:00～ 17:15(第3週は月 ～土)
身体障がい者の生活上の悩み に関する相談	023-622-2543	県福祉相談センター	月～金 8:30～17:15
知的障がい者の生活上の悩み に関する相談	023-622-2543	県福祉相談センター	月～金 8:30～17:15
発達障がいに関する相談	023-673-3314	県発達障がい者支援センタ ー	月～金 9:00～16:00
生活保護			
生活保護に関する相談	新庄市にお住いの方 22-2111(代)	新庄市福祉事務所	月～金 8:30～17:00
	町村にお住いの方 29-1279	最上総合支庁福祉課	月～金 8:30～17:15
労 働 ・ 雇 用			
労働問題全般に関する相談	29-1310	最上総合支庁 商工観光振興室	月～金 8:30～17:15
	023-624-8226	厚生労働省山形労働局 総合労働相談コーナー	月～金 8:30～17:00
雇用全般に関する相談	29-1310	最上総合支庁 商工観光振興室	月～金 8:30～17:15

就職、アルバイトの相談	22-8609	新庄公共職業安定所 (ハローワーク)	月～金 8:30～17:00
	「出張相談 in 最上」 080-1809-0302	山形県若者就職支援センター (新庄市「ゆめりあ」... 毎週金曜日)	受付:月～金 9:00～17:00 相談 10:00～18:00
普通職業訓練 相談 (中学卒業者又は高校卒業者、 在職労働者、離転職者向け)	023-630-2389	県雇用労政課	月～金 8:30～17:15
	023-644-9227	山形職業能力開発専門学校	
	0234-31-2700	庄内職業能力開発センター	
高等学校卒業者、在職労働者 向け高度職業訓練に関する相談 (高度職業訓練)	023-630-2389	県雇用労政課	月～金 8:30～17:15
	023-643-8431	県産業技術短期大学校	
	0234-31-2300	県産業技術短期大学校庄 内校	
働く女性の相談 (職場での女性差別やセクハラ、 妊娠・出産に関する不利益 な取り扱いや育児・介護休業に 関する相談)	023-624-8228	厚生労働省山形労働局 雇用均等室	月～金 8:30～17:15
住宅・不動産登記			
住宅建築・リフォームに関する 相談(耐震相談含む。)	29-1419	最上総合支庁建築課	月～金 8:30～17:15
高齢者円滑入居賃貸住宅に関 する相談	29-1420		
住宅建築・リフォームに関する 相談(耐震相談を除く)	023-647-0780	山形県すまい情報センター 本所	10:00～18:00 (毎週月曜日及び 年末年始を除く。)
弁護士による住宅法律相談(予 約制)			毎月第3木曜日 (13:30～16:00)
県営住宅への入居に関する相 談	23-3116	山形県すまい情報センター 最上事務所	月～金 10:00～17:00 (年末年始、祝祭日 を除く。)
家賃、地代等生活のうえで発生 したトラブルや供託の相談	22-7528	法務省山形地方法務局 新庄支局	月～金 8:30～17:00
不動産、法人の登記の相談			
外国人・国籍			
外国人の生活全般の相談 (4ヶ国語) 英語(E)、中国語(C)、韓国・ 朝鮮語(K)、ポルトガル語(P)	023-646-8861	山形県国際交流協会	E:火～土 10:00～ 17:00, C:火・金 10:00～14:00, K:木・土 10:00～ 14:00, P:水・金 10:00～14:00

国籍等の相談 (帰化、国籍取得の手続きに関する相談)	023-625-1321	山形地方法務局 戸籍課	月～金 8:30～17:00
	22-7528(代)	山形地方法務局新庄支局	
在留資格等に関する相談 (在留審査一般に関する相談)	022-256-6076	仙台入国管理局	月～金 9:00～12:00、13:00 ～16:00
	0234-22-2746	仙台入国管理局 酒田港出張所	

最上地区内の主な行政機関（電話番号）

機関	電話番号(代表)	機関	電話番号(代表)
市町村		警察機関	
新庄市役所	22-2111	新庄警察署	22-0110
金山町役場	52-2111	消防機関	
最上町役場	43-2111	最上広域市町村圏事務組合 消防本部	22-7521
舟形町役場	32-2111	政府関係の主要機関	
真室川町役場	62-2111	法務省山形地方検察庁新庄支部・新庄区検察庁	22-0268
大蔵村役場	75-2111	法務省山形地方法務局新庄支局	22-7528
鮭川村役場	55-2111	国税庁仙台国税局新庄税務署	22-5111
戸沢村役場	72-2111	文部科学省防災科学研究所 雪氷防災研究センター新庄支所	22-7550
県の機関		厚生労働省山形労働局 新庄労働基準監督署	22-0227
山形県最上総合支庁 (総合案内窓口)	29-1218 29-1300	厚生労働省山形労働局 新庄公共職業安定所	22-8609
最上学園	22-1559	社会保険庁山形社会保険事務局 新庄社会保険事務所	22-2050
最上保健所(保健企画課 総務)	29-1255	農林水産省東北農政局山形農政事務所 村山統計・情報センター(新庄庁舎)	22-6034
農業総合研究センター 畜産試験場	23-8811	林野庁東北森林管理局 山形森林管理署最上支署	62-2122
最上家畜保健衛生所	29-1357	国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所	22-0251
企業局最上事務所	52-3809	山形地方・家庭裁判所新庄支部 新庄簡易裁判所	22-0265
県立農業大学校	22-1527		

知って便利な公共情報源

情報	情報の発信者	情報の内容	情報メディア
山形県内の主な道路 規制情報	山形県	県内の道路交通規制状況	http://dww.pref.yamagata.jp/douro/index.html
山形県行政、議会、 教育委員会、総合支 庁、	山形県、県議会、 教育委員会、総合 支庁	各機関からの発信情報 県内市町村のホームページへ	http://www.pref.yamagata.jp/
夜間当番医の情報・ 火災発生情報	最上広域消防本 部	夜間当番医師、火災発生場所	電話 22-0100

山形県警察	山形県警察本部	県警からのお知らせ 安全な生活のための情報 交通安全のための情報 少年非行防止のための情報 犯罪の被害にあわれた方へ	http://www.pref.yamagata.jp/kenkei/ http://www.pref.yamagata.jp/ からも入れます。
各種相談窓口一覧	山形県	生活関連全般	http://www.pref.yamagata.jp/faq/faq_main2/
便利情報	山形県	防災情報 河川砂防情報 道路規制情報 食の安全・安心 病院・診療所情報 感染症発生情報 降雪量予測情報	http://www.pref.yamagata.jp/ から各情報のページへ入れます。
身近な生活情報や地域の情報	山形県	防犯・防災 食生活・消費生活 環境 住まい まちづくり・交通 ボランティア・NPO リサイクル 自然	http://www.pref.yamagata.jp/living/ http://www.pref.yamagata.jp/ からも入れます。
消費生活注意情報	山形県消費生活センター	消費生活注意情報 消費生活センターの概要 クーリング・オフの活用 消費生活相談事例 啓発教育ビデオ案内 啓発パネル案内 消費生活相談窓口 注意情報 新聞等に掲載した消費生活情報	http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/021006/
よくあるご質問と回答(Q & A)	山形県	出産と子育て 青少年・女性 高齢者 社会福祉 障がい者 健康づくりと医療 生活と環境 社会保険と年金 就職と労働 農業 商工業 林業・水産業 道路と交通 建設業 教育・国際交流・スポーツ 土地と建物 許可・認可・届出 税・県の情報・県議会 資格・試験	http://www.pref.yamagata.jp/faq/ http://www.pref.yamagata.jp/ からも入れます。
		税金のおはなしと、お知らせ (最上総合支庁 税務課)	http://www.pref.yamagata.jp/government/tax/7314002mogamizeimu-osirase.html

【 更新履歴 】

- 2010年3月 1～2、6～7、22、24 ページを改訂。(データの更新(平成21年集計データの追加))
- 2009年12月 56 ページ(7)の内容を更新、57 ページ(4) 商工観光振興室(下線部に変更)
58 ページ、59 ページ 山形県Uターン情報センターの所在地を変更
60 ページ 山形プラザの電話番号を変更、61 ページ(2)、65 ページの内容を更新
69 ページ 教育庁文化財保護推進課(下線部に変更)
72～78 ページを改訂(電話番号等を更新)
- 2009年3月 43 ページ実施機関の欄(舟形町総務課情報管財班、真室川町町民課、鮭川村住民税務課住民生活班、戸沢村住民税務課住民生活係、下線部に変更)、45～47 ページ中、最上地区交通安全協会各支部の欄削除。71 ページ「見舞金等の額(勉学奨励金、高等学校奨学金)」更新。
74 ページに「不当景品類や不当表示に関する苦情・相談」を追加。目次1～4 ページ更新。
- 2009年3月 22 ページに「(5)還付金詐欺」を挿入。22 を 23 ページとし、以降ページ数順送り。
- 2009年3月 4 ページを改訂。(平成20年集計データに更新)
- 2009年2月 1～2、6～7、23 ページを改訂。(データの更新(平成20年集計データの追加。))
- 2009年1月 65 ページ「在宅介護についての相談は」に各市町村地域包括支援センター及び電話番号を追加。66 ページ・・・65 ページ内容追加による行の移動。
- 2008年12月 36 ページ(10) (避難の方法)、55 ページ(6) (雪トラブル)の内容を更新。
55 ページ(5)「児童虐待の疑いがあるときは」の相談先に市町村(福祉)担当課を追加。
71 ページ「婦人の相談・DV相談」に新庄市福祉事務所、最上総合支庁福祉課を追加。
72 ページ「児童虐待等に関する相談」に市町村福祉担当課を追加。
73～78 ページ 71、72 ページの更新による行とページの移動。
目次4 ページ「最上地区内の主な行政機関(電話番号)」以降のページ番号を更新。
- 2008年6月 62 ページ「新庄市地域子育て支援センター」の設置場所変更による更新。
- 2008年4月 42、44、70 ページ 名称の変更:最上総合支庁「企画振興課」「地域支援課」。
- 2008年3月 25 ページ 飲酒運転の罰則内容、62 ページ「地域子育て支援センター一覧」を更新。
- 2008年3月 77 ページ「よくある質問と回答」に「税金のおはなしとお知らせ」を追加。
- 2008年2月 1～2、4、6～7、23 ページを改訂。(データの更新(平成19年集計データの追加。))
- 2007年10月 29 ページ～30 ページの(2)～表のうち「必要書類」の欄に「・本人確認書類(健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証、資格証明書等)」を追加。31 ページ 表のうち「他都道府県から山形県へ転入した場合」の欄「・写真1枚・・・」の部分を更新。
- 2007年4月 2007年4月から最上総合支庁内の電話番号が変わったことから、初版(2007.3)の44 ページ、54～62 ページ、65 ページ、68～76 ページを更新しました。(5月末までは旧電話番号でもつながります。)更新したページの右上には、2007.4 と表示されています。

安全安心くらしマニュアル
(最上地域版)
平成19(2007)年3月

発行 山形県最上総合支庁
〒999-0002 新庄市金沢字大道上 2034 番地
編集 もがみあいあいネットワーク 安全安心くらしマニュアル編集委員会
山形県最上総合支庁総務企画部企画振興課 電話 0233-28-1513